

令和7年 第1回定例会

南種子町議会会議録

令和7年 3月 5日 開会

令和7年 3月 19日 閉会

南種子町議会

令和7年第1回南種子町議会定例会目次

第1号（3月5日）（水曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第2 会期の決定	6
1. 日程第3 議長書報告	6
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 令和7年度施政方針及び提案理由の説明	12
町長説明	12
1. 休 憩	30
1. 日程第6 議案第23号 令和7年度南種子町一般会計予算	30
1. 日程第7 議案第24号 令和7年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計予算	30
1. 日程第8 議案第25号 令和7年度南種子町介護保険特別会計 予算	30
1. 日程第9 議案第26号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計予算	30
1. 日程第10 議案第27号 令和7年度水道事業会計予算	30
総務課長説明	30
質疑	33
8番 上園和信議員	33
9番 濱田一徳議員	34
くらし保健課長説明	35
質疑	35
くらし保健課長説明	36
質疑	36
くらし保健課長説明	36
質疑	37
建設課長説明	37
質疑	38
1. 休 憩	38
1. 日程第11 議案第10号 南種子町職員の勤務時間、休暇等に関	

	する条例の一部を改正する条例制定に ついて	38
総務課長説明		38
質疑		39
4番 福島照男議員		39
討論		40
採決		40
1. 日程第12 議案第11号	南種子町職員の育児休業等に関する条 例の一部を改正する条例制定について	40
総務課長説明		40
質疑		41
討論		41
採決		41
1. 日程第13 議案第12号	南種子町第1号会計年度任用職員の 報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例 制定について	41
総務課長説明		41
質疑		42
討論		42
採決		42
1. 日程第14 議案第13号	南種子町職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例制定について	42
総務課長説明		42
質疑		43
討論		43
採決		44
1. 日程第15 議案第14号	刑法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例制定 について	44
総務課長説明		44
質疑		45
8番 上園和信議員		45
討論		45

採決	45
1. 日程第16 議案第15号 南種子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について	45
福祉事務所長説明	45
質疑	46
討論	46
採決	46
1. 日程第17 議案第16号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	46
税務課長説明	46
質疑	47
4番 福島照男議員	47
討論	48
採決	48
1. 日程第18 議案第17号 南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	48
建設課長説明	48
質疑	49
4番 福島照男議員	49
討論	49
採決	49
1. 日程第19 議案第18号 令和6年度南種子町一般会計補正予算(第9号)	50
総務課長説明	50
質疑	52
2番 野首久教議員	52
4番 福島照男議員	54
8番 上園和信議員	54
討論	55
採決	55
1. 日程第20 議案第19号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計特別会計補正予算(第4号)	55

くらし保健課長説明	55
質疑	57
4番 福島照男議員	57
討論	57
採決	58
1. 日程第21 議案第20号 令和6年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第5号)	58
くらし保健課長説明	58
質疑	59
討論	59
採決	59
1. 休 憩	59
1. 日程第22 議案第21号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第4号)	59
くらし保健課長説明	59
質疑	60
討論	60
採決	61
1. 日程第23 議案第22号 令和6年度南種子町水道事業会計補正 予算(第4号)	61
建設課長説明	61
質疑	62
4番 福島照男議員	62
討論	63
採決	63
1. 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求め ることについて	63
町長説明	63
質疑	63
討論	63
採決	63
1. 日程第25 陳情第3号 南種子町議会議員定数削減に関する陳 情について	64
採決	64

1. 休 憩	64
1. 日程第26 請願陳情委員会付託	65
1. 散 会	65

第2号（3月18日）（火曜日）

1. 開 議	68
1. 日程第1 一般質問	68
6番 柳田 博議員	68
1. 子ども医療費助成事業について	
2. 鹿児島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） の入所待機者解消対策につて	
3. 福祉事務所について	
4. 公立種子島病院の医師確保について	
5. 上中上野神社の町の取扱いについて	
1. 休 憩	80
9番 濱田一徳議員	80
1. 役場職員の新規採用業務改善について	
2. 助成金、補助金の拡充について	
3. 公共工事指名競争入札の在り方について	
1. 休 憩	96
4番 福島照男議員	96
1. スペースタウン南種子・稼げる町づくり計画	
1. 休 憩	110
8番 上園和信議員	110
1. あおぞら保育園の在り方提言書について	
2. 無償譲渡を受けた土地と建物、その後の処理状況に ついて	
3. 職員の中途離職防止対策について	
1. 休 憩	125
2番 野首久教議員	125
1. 多面的機能支払交付金事業について	
1. 日程第2 委員長報告	130
総務文教委員長報告	130
1. 日程第3 委員長報告	131

産業厚生委員長報告	131
採決	135
1. 散 会	135

第3号（3月19日）（水曜日）

1. 開 議	138
1. 日程第1 提案理由の説明	138
町長説明	138
1. 日程第2 議案第28号 令和6年度南種子町一般会計補正予算 (第10号)	138
総務課長説明	138
質疑	139
討論	139
採決	139
1. 日程第3 議案第23号 令和7年度南種子町一般会計予算	139
1. 日程第4 議案第24号 令和7年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計予算	139
1. 日程第5 議案第25号 令和7年度南種子町介護保険特別会計 予算	139
1. 日程第6 議案第26号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計予算	139
1. 日程第7 議案第27号 令和7年度南種子町水道事業会計予算	139
産業厚生委員長報告	139
総務文教委員長報告	149
1. 休 憩	151
質疑	151
討論	152
採決	152
1. 日程第8 発委第2号 あおぞら保育園の運営に関する調査 特別委員会の設置について	154
議会運営委員長説明	154
質疑	154
8番 上園和信議員	154
討論	155

採決	155
1. 休憩	156
1. 日程第9 委員長報告	156
総務文教委員長報告	156
質疑	157
討論	157
採決	157
1. 日程第10 閉会中の継続調査審査の申し出	157
1. 日程第11 議員派遣	158
1. 閉会	158

令和7年第1回南種子町議会定例会会期日程

3月5日開会～3月19日閉会 会期15日間

月	日	曜	日 程	備 考
3	5	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 令和7年度施政方針及び提案理由の説明 4. 令和7年度予算（説明－委員会付託） 5. 議案審議 (1) 条例 8件（議案第10号～第17号） (2) 予算 5件（議案第18号～第22号） (3) 人事 1件（諮問第1号） (4) 陳情 1件（陳情第3号） 6. 請願陳情委員会付託
	6	木	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会（予算審議）
	7	金	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会（予算審議）
	8	(土)	休 会	
	9	(日)	休 会	
	10	月	委 員 会	特別委員会・総務文教委員会・産業厚生委員会
	11	火	休 会	
	12	水	委 員 会	議会運営委員会

13	木	委員会	産業厚生委員会
14	金	休 会	
15	(土)	休 会	
16	(日)	休 会	
17	月	委員会	特別委員会
18	火	本 会 議	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般質問（5名） 2. 委員長報告（所管事務調査・総務文教委員会） 3. 委員長報告（所管事務調査・産業厚生委員会）
19	水	本 会 議 (閉 会)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 提案理由の説明 2. 議案審議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 予算 1件（議案第28号） 3. 令和7年度予算審査委員会報告（報告—採決） 4. 発委 1件（発委第2号） 5. 委員長報告（総務文教委員会） 6. 閉会中の継続審査・調査（所管事務調査） 7. 議員派遣

令和7年第1回南種子町議会定例会

第 1 日

令和7年3月5日

令和7年第1回南種子町議会定例会会議録
令和7年3月5日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 令和7年度施政方針及び提案理由の説明
- 日程第6 議案第23号 令和7年度南種子町一般会計予算
- 日程第7 議案第24号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第25号 令和7年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第26号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第10 議案第27号 令和7年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第10号 南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第11号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第12号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第13号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第16 議案第15号 南種子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第16号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第17号 南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第18号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第9号）

- 日程第20 議案第19号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第20号 令和6年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第21号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第22号 令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 陳情第3号 南種子町議会議員定数削減に関する陳情について
- 日程第26 請願陳情委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 阜 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	園 田 一 浩	書 記	砂 坂 英 明
-----	------------	-----	------------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀

税務課長 西村 一 広

総合農政課長 山 田 直 樹

建設課長 河 野 容 規

保育園長 才 川 い ず み

教育委員会管理課長兼
給食センター所長 松 山 砂 夫

教育委員会
社会教育課長 濱 田 伸 一

農業委員会
事務局 長 羽 生 幸 一

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから令和7年第1回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑、質問については、議会会議規則及び議員申し合わせ事項を厳守してお願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、川内田行博議員、2番、野首久教議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月5日から3月19日までの15日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月5日から19日までの15日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議長報告を行います。

令和6年第4回定例会以後に開催されました各種行事・業務及び動静については、お手元に配布している議長報告書のとおりであります。内容等については、毎月開催の全員協議会において説明しているとおりであります。詳しい資料は事務局にあります。

次に、監査結果報告書であります。令和6年11月分から令和7年1月分までの配布をしております。

以上で、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長 それでは、行政報告2件について申し上げます。

まず、公立種子島病院の運営等について、現在の状況を報告いたします。

去る、令和7年2月10日に開催をされました公立種子島病院組合議会全員協議会及び令和7年2月25日の公立種子島病院組合議会定例会でもご説明をさせていただきましたが、令和6年度の公立種子島病院の事業会計決算見込みについてであります。収入では、常勤医師不足により現在入院患者数に制限をかけていることや救急患者の受入れ停止のほか、令和6年9月までの管理栄養士が不在で入院基本料や食事療養費が減額になったこと、そして、新型コロナウイルス関連では、5類感染症に移行されたことに伴い、病床確保に対する交付金が廃止されたことやワクチン接種者が減少したことなどにより、昨年度と比較して大幅な減収の見込みとなっております。

支出においては、給与について、人事院勧告に基づき国に準じて措置を講じたこと、医師の働き方改革に伴い非常勤医師の確保に係る人件費が増加したこと、また物価高騰による薬品や診療材料の値上がり及び委託料の契約額の引き上げなどにより、昨年度と比較して大幅に費用が増加する見込みとなっております。

以上のようなことから、令和6年度は2億7,600万円ほどの経常損失（赤字決算）を予定しているところであります。

また、6年度当初には2億7,000万円ほどありました現金預金ですけれども、年度末には2,000万円前後まで減少することが想定をされております。

これまでも、両町より繰出基準に基づく費用について支出をしておりますけれども、今後もこれだけの経常損失が続くようであれば両町で赤字補填をさらに上乗せをして負担をしなければならない、そういう状況でございまして、このまま病院を経営するというのはもう限界の状態にきているということをまずご報告をいたします。

医師確保につきましても、これまでの6年間、就任してからですけれども議会の方にも協力の呼びかけをして参りましたが、その他両町の関係者などの協力や情報提供などは一切ございませんでした。私と事務長とで、何とか単独で働きかけをしながら確保して参りましたが、確保できたとしましても、勤務後数ヶ月でお辞めになられたケースもあり、なかなか継続的に勤務していただける常勤医師を確保することには繋がらなかったところでございます。

このような状況の中で、徳永前院長がお亡くなりになられてからは、特に危機感を持っておりましたので、いろいろなところでお話をして参りましたが、このことでマスコミにも認知をされ、公立種子島病院の医師不足による危機的な状況が新聞

にも掲載をされたところがございます。

この記事をご覧になられた徳洲会病院や南風病院から「何か協力できることがあれば協力をしたい」というお話もいただきましたが、これまで具体的な話は進んで参りませんでした。

また、これまで東京の企業関係者を通じて医療法人に常勤・非常勤の医師の派遣もお願いをしておりますが、一定期間、中・長期的に医師を派遣していただく体制には至っておりませんで、これもまた長く続けるというのも私は限界であるというふうに感じているところがございます。

そうした中、昨年、令和6年9月17日に私は鹿児島県知事を訪問しこの危機的状況を報告をいたしました。

しかしながら、こうした危機的状況の中でも昨年の10月時点においてすでに公立種子島病院への7年度の地域枠の医師配置はできない旨の説明が鹿児島県福祉部幹部から県議会議長にあったとの報告も受けたところでありまして、鹿児島県及び鹿児島県医師会・熊毛地区の医師会等からの支援の話は一切ございませんでしたので、この事態を打開するために、昨年10月末に鹿児島の徳洲会病院を訪問し、徳洲会病院総務部長等と面談をいたしました。

その時に、「離島医療・へき地医療の手伝いができれば」ということ言葉はかけていただいたところではありますが、徳洲会は徳洲会グループ本部の理事長がトップとのことでありまして、是非、要望をお伝えするために面談したい旨のやりとりをしておりましたところ、令和6年12月24日に会っていただけるとの連絡がございましたので、南種子町長・中種子町長の連名で要望書を作成し、できれば両町長一緒に上京し提出した方がよいということで日程の調整をいたしましたけれども、日程が折り合えませんでしたと事務長で東京本部を訪問をいたしまして、理事長及び本部長と面談をいたしました。

「離島医療・へき地医療のことをしっかりと考えて全国各地で取り組んでおられます徳洲会に、私どものこの公立種子島病院にもお力添えをいただきたく、指定管理者制度や直接経営も含めてご検討いただけないか。」との内容の南種子町長と中種子町長からの要望書を提出したところでありまして。そして、徳洲会の理事長からは、「この離島医療・へき地医療は非常に重要なので私どもができることは協力しましょう。」というお言葉をいただいたところございました。

また、徳洲会とは別に、種子島医療センターの田上理事長からも国会議員・県議会議員の先生をはじめ、いろいろな方を通じて面談依頼がありました。そして、日程調整ができればお会いするということを私は申し上げておりましたが、令和7年の1月16日で日程調整できましたので、田上理事長とお会いをいたしま

した。

内容といたしましては、「中種子町にある田上診療所におられる南種子町出身の岩元先生にご了承いただいているので、公立種子島病院の院長として勤務していただく用意がある」とのことでありましたが、「ただし、種子島医療センターに公立種子島病院を任せていただくことが条件だ」という内容の話でありました。

私といたしましては、今のこの苦しい時期にまず協力をいただける環境があれば非常にありがたく思うところでありましたけれども、そういうこともなく、「経営を任せていただければ」という条件が提示をされましたので、「仮にそういった方向にいった場合、外来も病棟も現状の体制を維持してもらえるのか」との質問をこちらからいたしました。

このときは理事長としても即答できないようございまして、「今後、状況を分析しながら法人の理事会で検討していく」とのことでありました。

岩元先生は、私も同級生でありますので、以前ご親戚の方を通じてこれまでも公立種子島病院に来ていただけないものかと話をした経緯がございます。

しかしながら、そういうことには至りませんでしたし、過去には公立種子島病院が医師不足で苦慮していた際に、公立種子島病院を当時の田上病院のサテライト病院としたいとの考えも伺っておりましたので、そうなる両町にとってはマイナスであり、到底、町民には納得していただけないと感じたところであります。

ここまでの内容は、令和7年2月10日の公立種子島病院組合議会全員協議会でも説明をさせていただいたところではありますが、その後、田上理事長から野田院長に面談依頼があり、令和7年2月12日に公立種子島病院で面談をいたしておりまして、その内容について私は報告を受けました。

その主な内容でありますけれども、先般、管理者である小園町長と面談したが、種子島医療センターとしての考えを野田院長にも伝えておきたいとのことでありませぬ。

そして、種子島医療センターに任せてもらう場合には、田上診療所の岩元先生に公立種子島病院の院長として勤務してもらう用意があると、ここまでは私も聞いたことと同じでございました。

新たに、野田先生にも引き続き公立種子島病院に残って欲しいという発言であります。それと問題ではありますが、公立種子島病院は19床以下の有床診療所にして、2階を病棟、3階を施設として利用したいということが言われました。

また、西之表市長にも種子島医療センターが公立種子島病院の運営に名乗りを上げていることを伝えている。種子島の南北でカルテが繋がるため、良いことだと賛同を得ているとのことでもあります。

また、中種子町長にも種子島医療センターが公立種子島病院を運営することに賛同してもらっており、「やらせてみてはどうか」と中種子町長から南種子町長に伝えてもらっているはずだと期待をしているということでもあります。

また、南種子町長、中種子町長、岩元先生は同級生とのこと。中種子町長も岩元先生も賛成をしており、反対をしているのは南種子町長だけであるということでもあります。

また、南種子の薬局や薬剤師の方ともおつき合いがあり、その方もこの規模縮小に賛成をしているということでもあります。

最後に、徳洲会参入の噂話も聞いていると、他の法人なら問題ないが、徳洲会が来るのなら全力で阻止する。これは、鹿児島県医師会の総意であるということ、2月25日の病院議会の結果を楽しみにしているというようなことを報告を受けたところでもあります。

以上のような発言内容で、私といたしましては、これまで医師確保に何らの支援・協力をしてこなかった関係者・関係機関が、町民の方々の望まない正反対の規模縮小に賛同する無責任な信じ難い内容の報告を受けたところでございます。

そして、私としては、令和6年12月に徳洲会の理事長に対しまして、南種子町長・中種子町長が連名で要望書を提出しており、その要望に徳洲会が答えているわけですから、おかしいことが起こっているなというふうに感じているところでございます。

繰り返しになりますが、特に「公立種子島病院は、19床以下の有床診療所にし、2階を病棟、3階を施設として利用したい」ということや、「徳洲会参入の噂話も聞いている。他の法人なら問題ないが、徳洲会が来るのなら全力で阻止する。これは鹿児島県医師会の総意である」との脅しともとれる発言がありまして、先ほども申し上げたとおり、町民の皆様に理解を得られない、到底受け入れることのできない内容での提案であったと思います。

また、一方では、経営状況的に一刻の猶予もないことや、昨年12月に南種子町・中種子町両町長名で徳洲会理事長に要望書を手渡し、直接理事長から「やりましょう」と言っていたこと、その後の継続協議において、再度、「公立種子島病院が進める病院改革に協力をする」と、そういう言葉をいただきましたので、急遽、令和7年2月17日に私と事務長が上京をし準備に向けた合意書を取り交わしたところでございます。

理事長からは、「種子島南部地域に暮らす方々が平等に医療を受けられる権利を守るためには、この公立種子島病院をダウンサイジングいわゆる規模縮小でありますけれども、規模縮小することなく存続をしていくことが重要であると、そして、

人口減少対策や島づくり・町づくりのために、安心安全な医療体制を維持することが大切であり、さらに充実をさせて、しっかりとした医療体制をつくりましょう」との話がございました。

なお、この現状と経緯につきましては、翌日令和7年2月18日に森山幹事長の議員会館議員事務所にも行きまして、この病院運営の現状等を概要を説明をさせていただいたところであります。

最後に、不穏な動きがまた情報がございましたけれども、公立種子島病院議会の前日に、熊毛地区医師会長である種子島医療センターの田上理事長より、「徳洲会に運営を任せるのであれば、公立種子島病院に今来ている鹿児島大学の医局派遣医師は、引き上げることになる。」といった脅迫ともとれる圧力の電話が公立種子島病院関係者にあり、病院議会議員にもそのような電話をするとの情報の報告がございました。連絡のあった病院議会議員もいらっしゃるようですが、医療は地域住民のためにあるべきで、町民の方々の望まない、また、理解を得られないものであってはなりませんから、医師会や鹿児島大学などの公的な組織の一方向的な考えで、一病院を切り捨てるようなことがあったならば、到底、県民や両町民の皆様の医療に対する理解は得られないものであると思います。

本当にこれまで、何ら支援・協力をしてこなかった鹿児島県、鹿児島県医師会、熊毛地区医師会に鹿児島大学までも加わり、行政区域に関係のない方々が、私ども公立種子島病院が事態打開のために必死に取り組んでいることに対し、脅しや嫌がらせをするという信じ難い動きがあり、どうにも立ち行かない状況に追い込もうとしていることについては、本当に憤りを感じているところでございます。

また、この公立種子島病院は、設立前に元日高実昭中種子町長から打診があり、当時の柳田長谷男南種子町長・日高実昭中種子町長が、両町の将来のこの医療を見据えた病院として設立したものでありますので、我々はこの原点を忘れることなく、両町民が望む病院を維持するということが大変重要なことであると考えております。

今後このような圧力があるとするれば、屈することなく、両町民のために早急に病院改革にしっかりと取り組んで参らなければならないと思っております。

以上のことを、令和7年2月25日の公立種子島病院組合議会定例会において報告をいたしまして、病院議会議員の皆様、公立種子島病院組合病院事業運営について、南種子町長・中種子町長が連名で提出をしておりました要望書に対して合意をいたしましたので、病院改革の準備に向けた協議・協力に関する合意書というものを添付をいたしました同意案件について、議会の同意をいただいたところでございます。

今後はこの合意書に基づき、正式手続きに向け協議を進めていくことになるとい

うふうに考えております。

以上、これまでの運営状況・経緯等についてご報告をいたします。

次に、令和7年度第30期宇宙留學生の状況について、ご報告をいたします。

第30期宇宙留学については、99人の児童生徒の応募の中から、関係者のご協力により、里親留学8人、家族留学24世帯38人、合計46人の受け入れを決定したところでございます。

学校別では、荃南小学校6人、西野小学校6人、大川小学校7人、島間小学校7人、平山小学校7人、花峰小学校5人、長谷小学校5人、南種子中学校3人の受け入れとなっております。

本年度、第29期の留學生については、「特色ある学校行事」のほか、「ロケットの打上げ見学」や「種子島宇宙センター内の特別見学」など、南種子ならではの体験ができ、充実した留學生活を送っております。

地元の子供たちも、留學生との交流を通じ、自分たちの住む南種子町のよさを再発見するとともに、多様な価値観と触れ合い、全国に友達ができる喜びを感じながら、日々成長していることと思います。

家族留学がスタートした平成29年度から、多くの定住者を受け入れておりますが、本年度の家族留學生においても、11世帯17人、家族を含めると36人が残留を希望しておりまして、本町の掲げる定住化に繋がるものと期待をしているところでございます。

一方、今後の課題としては、里親留学の受け入れ対策が急務と考えております。

また、宇宙留学制度30周年を迎える年でもあり、記念のイベントなどを通じて、宇宙留学制度を全国へ発信し、さらなる発展につなげて参りたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで行政報告を終わります。

日程第5 令和7年度施政方針及び提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、町長提出の議案第10号から議案第27号及び諮問第1号の計19件を一括上程します。

令和7年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは令和7年度における町政運営に関する基本方針と主要施策の概要並びに各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年を振り返りますと、元日に石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。

本町といたしましても議会のご理解をいただき、被災地に対し義援金の送付などの支援を実施したところでございますが、その復興途中であった9月には、被災地を豪雨が襲い、河川氾濫や土砂災害などによる二重被害が多く発生し、改めて災害は時と場所を選ばないということを痛感したところでございます。

また、8月には日向灘を震源とする地震に伴う南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど緊張に包まれました。被災されたすべての皆様にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

5年前、国内で初めて感染者が確認をされました新型コロナウイルス感染症によって、社会の在りようは大きく変わりました。

その対応を終えて、一昨年、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが5類感染症に移行し、以前の生活を取り戻しつつあったものの、世界情勢の不安定化に加え、円安や急激な物価高をはじめとした様々な課題が顕在化し、町民生活に大きな影響を及ぼしており、行政運営においても人件費や事業費の増加など、変化する社会情勢への対応が必要と考えております。

さて令和7年度の国の予算編成における基本方針では、現下の物価高に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及と定着、新たな地方創生施策の展開、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化の推進、充実した少子化・子ども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行うこととしておりますが、昨年少数与党の内閣が発足をし、引き続き協議を行っていくとされた「年収の壁」がどのようなものかが注目をされております。非課税枠の拡大は地方自治体にとっても大きな影響があるため、今後の動向を注視していく必要があると思っております。

この1年も長引く物価高騰や国内外における不安定な社会情勢の中での難しい町政運営の舵取りとなりますが、まちづくりの実現には、健全性を保持し、バランスのとれた財政運営が必要となって参ります。

本町の財政状況については、依然として社会保障関係費や物件費、人件費が増加するとともに、長引く物価高騰の影響が深刻となっております。引き続き、限られた財源を有効活用しながら将来を見据えた戦略的な取り組みへの重点配分を行い、まちの成長を促進しつつ、中期的な見通しの下、持続可能な財政基盤の構築と諸施策に積極的に取り組んで参ります。

令和7年は昭和でいいますと、100年の年に当たります。昭和という時代を振り返りますと、前半は戦争により日本は焦土となりましたが、戦後は経済大国として

見事に復興を果たしました。一方、経済上の利潤追求を第一義とした社会は、バブル経済などを生み出し、日本の文化や伝統にも大きな影響を与えたように考えます。

昭和100年、戦後80年、阪神・淡路大震災から30年などの様々な節目の年にあたり、改めて町民の皆様の声をしっかりと聞きし、町政運営に反映をさせて参りたいと思います。

それでは各施策の主な事項について申し述べたいと存じます。

初めに、農林水産業政策についてであります。

農業を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化による担い手の減少や国際情勢の不安定化に伴う農業資材等の価格高騰など大きく変化をしており、国は食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展に関する取り組みの推進を図ることとしております。

このような状況の中で、本町の農業を発展させるための主な取り組みを申し述べます。

令和6年度までとしておりました、肥料飼料価格高騰対策事業につきましては、依然として農業資材の高止まりが続いている状況にあることから、農家負担の軽減を図るため、令和5年度から6年度までの事業期間をさらに1年間延長いたしました。令和7年度まで継続をして支援をして参ります。

担い手対策については、IoTを活用した農業の見える化に取り組んで参ります。具体的には、圃場に環境情報モニタリングセンサーを設置をし、温度や湿度、日射量、CO₂濃度などの環境データを収集分析をすることで、熟練農家の栽培技術や知識を新規就農者に共有をし、育てる仕組みづくりを構築をして参ります。

有機農業については、新規栽培者の確保、生産技術の確立とあわせ、有機農産物などの環境負荷低減に対する、住民への意識醸成を図るとともに、町内で生産された有機の試験栽培米や有機野菜を学校給食に提供するなど、持続可能なまちづくりを推進して参ります。

更には新規就農者育成総合対策として、経営拡大への支援や資金面の支援、サポート体制の充実等に取り組み、新規就農者の育成確保に努めて参ります。

早期水稻については、県から情報提供される米の生産の目安情報をもとに、生産者みずからが需要に応じた米の生産を行い、日本一早いコシヒカリの品質向上に努めつつ、水田農家が直接支払交付金制度の活用により、安定した経営が図られますよう、所得向上対策に努めて参ります。また、WCS用稲につきましては、水稻農家には安定した収入源となっている反面、関係する畜産農家の負担が増加をしていることから、水田地帯の荒廃化に繋がることのないよう、ラップ購入への支援を実施して参ります。全国的な米不足の影響により、昨年は主食用米の価格が急上昇し

たことを踏まえ、その動向について情報収集に努め、主食用米生産者への経営判断材料となるよう、情報提供を行って参ります。

サトウキビについては、はるのおうぎのさび病対策が喫緊の課題であります。今後も低単収の解決に向け、優良種苗の確保、供給はもとより、種苗支援対策を図り、国や県の補助事業を活用しながら、サトウキビ振興に努めて参ります。

サツマイモについては、サツマイモ基腐病の対策が死活問題となっております。菌を持ち込まない、増やさない、残さないの基本対策の励行を継続をして勧めるとともに、種芋における蒸熱処理装置の利用促進圃場の排水対策への支援、安納芋のバイオ苗の早期及び安定供給に努め、防止対策を徹底するとともに、関係機関と連携したサツマイモ生産振興に取り組んで参ります。

園芸については、単収及び生産力向上を図るため、園芸ハウスや資材等についての導入支援及び果樹についても、持続的な産地維持を図るため、施設や機械の導入支援を、昨年度に引き続き、町単独事業として取り組んで参ります。

また、カボチャについては、新規作型への試験栽培を実施をしており、生産者及び関係団体と連携をした取り組みを継続して参ります。

畜産については、農業資材の高止まりに加え、子牛価格の低迷が続いており、大変厳しい状況であることから、生産コスト軽減と子牛増頭対策を図るため、新たに子牛生産奨励金事業、いわゆる子牛の出産祝金支給事業に取り組めます。堆肥センターについては、製糖工場の副産物を活用した堆肥の製造を行うことで、コスト削減を図るとともに、良質堆肥を活用した土づくりの推進と堆肥の安定供給に努めて参ります。

運送費用についても上昇傾向にあることから、特定有人国境離島交付金を活用した農産物輸送コスト支援等に取り組めます。

鳥獣対策については、シカ被害はもとより、近年ではカモが定着し、水田被害も増加傾向にあることから、国の補助事業を活用した捕獲助成対策に加え、ICT技術の活用により、生息地・生態の見える化を図り、捕獲体制の強化、被害防止に努めて参ります。

特産品開発センターについては、移転に伴う建替工事を行い、地場農林水産物の加工施設として利用促進を図って参ります。

次に林業については、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国は様々な政策を展開をしており、令和6年度からは森林環境税の課税が開始されました。

本町では、町森林整備計画に基づく森林管理を進め、森林環境譲与税を活用した所有者への意向調査を引き続き実施して参ります。

また林業振興対策として、離島活性化交付金を活用した地元木材・特用林産物の

戦略産品輸送支援事業を実施して参ります。

特用林産物であるヒサカキにつきましては、市場から高い評価を受けており、生育期間の短縮と生産性及び品質に優れたメリクロン苗の導入を図るなど、産地確立に向けた取り組みを推進して参ります。

次に水産業については、昨年、島間港においてモジャコの間育成中に白点病が発生をし、深刻な被害がありましたので、引き続き町漁協と連携を図り、つくり育てる漁業の推進による水産業の振興を図って参ります。

また、漁業振興対策として、白点病緊急対策実証化事業、離島漁業再生支援事業種、種子島周辺漁業対策事業、鮮魚・活用の島外出荷輸送コスト支援事業などによる海上輸送支援等を行って参ります。

農業農村整備事業は、農業生産基盤の整備による農用地の効率的な利用、優良農地の面的集積・集約化による生産性の高い農業の展開に必要な条件整備を図るための重要な施策であります。

令和7年度の県営土地改良事業は、荃永地区及び上里新上里地区の基盤整備、農村地域防災減災事業による用排水施設の防災減災対策、中山間地域総合整備事業による農業用排水施設、農道、区画整理の生産基盤整備に取り組みます。また、近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池の被災が全国的に多発をしていることから、決壊による水害等の災害から住民の生命財産を保護することを目的として、防災重点農業用ため池の防災工事を進めて参ります。

多面的機能支払交付金事業については、現在、町内16組織が活動しておりますが、構成員の高齢化や事務処理作業の負担など、役員のなり手不足による組織の活動継続が困難となっていることから、活動組織を1つの広域活動組織にまとめ、組織の事務負担軽減や経費の節減、組織全体での交付金の有効活用を図り、地域共同活動の継続を支援して参ります。

農業委員会は、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱に取り組んでおります。

農地の利用権設定・売買については、地域計画に位置付けされた農家に対し、農地中間管理機構、農地バンクの利用促進を図るとともに、農地法に基づく権利移動も含め、優良農地の確保と農地の流動化を推進をします。

また、昨年度策定をいたしました農地利用に関する地域計画をもとに、農業委員会サポートシステムやタブレットを活用した農地利用状況調査や農業者・農地の地権者への意向調査を農業委員、農地利用最適化推進委員で実施をし、守るべき農地の明確化など地域の話し合い活動を充実をさせ、農地の有効活用による農業振興を図ることとしております。

次に、建設事業であります。生活基盤の整備促進を図る重要な政策として、補助事業等を活用し推進に努めて参ります。

まず、道路整備については、社会資本整備総合交付金を活用した継続事業として恵美之江線、轆之牧線の道路改良と、交通安全対策事業として生活道路対策エリア中之上地区、ゾーン30区域内の歩行空間確保を目的とした整備、通学路緊急対策事業として、上中西之線歩道整備を実施をいたします。また、橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、山神橋の補修工事を実施して参ります。

道路建設単独事業では、地域からの要望を踏まえ、町道の維持補修を行い、安全確保に努めて参ります。

住宅整備については、耐用年数を経過した住宅も多いことから、公営住宅等長寿命化計画に基づき、将来的な建て替えを踏まえながら、良好な居住環境整備に努めて参ります。

都市計画街路本通線に設置されている町管理の既設街路灯14基につきましては、設置から35年以上が経過していることから、街路灯の更新を実施するとともに、環境に配慮したLED化を行うことで道路利用者の安全に配慮しつつ、経済性の向上を目指します。

都市公園については、維持管理に努めるとともに、ロケット打ち上げ見学場として指定されている宇宙ヶ丘公園において、誰もが利用しやすい憩いの場となるよう、今後公園全体のリニューアルを含めた構想を進めて参ります。

河川・港湾・漁港管理については、緊急自然災害防止対策事業を活用し、塚川及び東馬渡川の護岸維持補修工事、竹崎漁港については、物揚場等の補修工事を実施するとともに、施設の安全確保に努めて参ります。

砂防事業については、県単急傾斜地崩壊対策事業を活用し、上中仲西地内の山腹斜面整備に着手し、隣接する人家等への被害を防ぎ、町民の財産を守るとともに、安心安全な生活を確保して参ります。

県営事業では、継続事業である島間港改修事業として、防砂堤の整備及び航路浚渫、菅原地区の急傾斜地崩壊対策事業及び、島間海岸高潮対策事業などを予定しており、安全性の向上が図られるよう、関係機関と連携して参ります。

また島間港については、本町のみならず、種子島の南の玄関口として、鹿児島からの生活物資やロケット関連の機材搬入をはじめ、種子屋久を結ぶ、熊毛地域振興の一翼を担う重要な港湾であります。今後の宇宙開発、観光開発、緊急時の海上輸送による災害対応など、南の拠点港として整備拡充を推進するよう引き続き要望をして参ります。

水道事業であります。住民生活に必要不可欠な重要な社会基盤施設を継続的か

つ安定的に運営させるため、更新需要の平準化を図り、経営基盤の強化に取り組んで参ります。

水道施設改良事業においては、防災・安全交付金による中央地区管内の管路更新事業、その他水道施設の老朽化対策を実施し、将来にわたり安全な水を安定的に供給できるよう適正な事業運営に努めて参ります。

次に、福祉、子育て支援についてであります。

福祉行政については、そのほとんどを国・県の施策に基づいて実施をしており、引き続き生活困窮者や、障がい者、障がい児、ひとり親家庭等に対する各種事業を行って参ります。

その中で、子育て支援に係る、子ども医療費助成事業については、令和6年8月診療分より、本町独自の事業として、町内医療機関等で現物給付化、いわゆる窓口負担ゼロを開始をいたしました。当時、ひとり親家庭助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の鹿児島県の補助制度の対象となる子どもについて、鹿児島県は県補助制度の対象外になるとのことでありましたので、町においては、全ての子どもを平等に取り扱うため、子ども医療費助成事業において、県費分も町が医療費助成を行うこととしてきたところであり、そのような中、令和7年度から鹿児島県は子ども医療費助成事業の制度改正を行い、令和7年4月診療分より未就学児の子どもについて、現物給付化、窓口負担ゼロを行うこととしているところですが、今回もひとり親家庭助成事業、重度心身障害者医療費助成事業については、窓口負担ゼロではなく、償還払いとしているところであり、より支援が必要な、ひとり親・重度心身障害の対象となる子ども達が取り残されていく状況になっていると思います。そのため、鹿児島県の両制度の対象となる子どもについて、市町村が、子ども医療費助成事業の対象として助成を行うこととした場合についても、鹿児島県は県補助制度の対象外になるとのことでありましたので、本町からは、市町村と連携をして、両事業の補助対象となるよう、鹿児島県へ再三にわたり要望をして参りました。また、県内多くの自治体からも同様の要望を行っているとのことでありますが、鹿児島県は各制度の対象者は、各制度において医療費の助成を行った場合のみが補助対象であるとの一点張りで、市町村に県費部分の負担を押しつけるような、聞く耳を持たない、実に狡猾な取り扱いとなっているように感じます。鹿児島県のこのような制度であるため、本町については、両制度の対象となる未就学児については、現在よりも、支援制度の後退に繋がる場所ではありますが、あくまでも県の制度に基づいて補助を行うこととなっているため、ひとり親家庭助成事業及び重度心身障害者医療費助成事業の対象となるよう、本町の条例改正を行うことを検討してきたところでございます。しかしながら、町の条例改正によって、県の制度

対象となる町民の皆様が多大な不利益をこうむることになることを考慮し、今回、町の条例改正は行わず、県費分も町で負担することとしたところでございます。なお鹿児島県に対しては全ての子どもに平等な制度改正を早急に行っていただくよう、今後も引き続き要望をして参りたいと思います。

また仕事と家庭の両立支援としての放課後児童クラブ及び病後児保育事業を実施するとともに、町の単独事業であります出産祝金事業については、出生時の第1・2子に10万円、第3子に20万円、第4子以降30万円の祝金支給に加え、令和5年度より追加した1歳2歳の誕生日の5万円の支給についても引き続き実施し、子育てしやすい日本一のまちの実現を目指して参ります。

河内温泉センターについては、屋根及び外壁の塗装工事を行うなど、施設の適切な維持管理を行いながら、施設の運営体制について見直すなど、より多くの町民が利用できますように、施設運営に努めて参ります。

次に、健康づくり、環境政策についてであります。

保健事業については食生活や運動、様々な集いの場での交流及び各種健診の受診など、町民一人一人の健康づくりに対する意識向上を図るとともに、地域や社会全体で生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進して参ります。

令和7年度から带状疱疹のワクチン接種が、国の定める定期接種に位置付けられたことから、ワクチン接種に要する費用の一部を公費負担とすることにより、65歳以上の高齢者の接種料金に係る負担軽減を図ります。

母子保健については、少子化が進行する中、島外での医療機関で出産が必要と診断されたハイリスク妊婦の妊婦健診時にかかる交通費の助成や、島外で不妊治療が必要な方への交通費及び宿泊費の助成を行い、出産後においても、定期的な訪問や予防接種の案内をするなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を継続して参ります。

国民健康保険事業については、特定健診の受診勧奨を推進をし、基本健診受診料の無償化及び20代、30代の方々へ基本健診受診料の一部助成を継続をし、若い世代からの特定健診に対する意識向上を図り、受診率の向上に努めて参ります。

また人間ドック、脳ドック等の費用助成の利用促進を図るなど、病気の早期発見、早期治療により、健康増進及び医療費抑制に努め、健全運営を目指して参ります。

後期高齢者医療保険につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域における介護予防及びフレイル予防活動の両立を図りながら、高齢者の方々が健康づくりや生活習慣の改善に取り組めるように支援し、人生100年時代を見据えた高齢者の健康増進を図って参ります。

介護保険については、福祉サービスを支える介護保険サービス事業所の人材確保

が喫緊の課題となっております。これまでに、介護職員初任者研修の受講者へ受講料の全額助成を行って参りました。

引き続き、受講料の助成を継続し人材育成を図りながら、人手不足の解消に向けた新たな施策として、受講を修了された方や福祉関係の資格を有する町民の方、そしてUIターンされる方、新卒の方々が町内の介護保険サービス事業所へ就労された場合に奨励金の支給を行い、スムーズに働き始められるよう就労を支援して参ります。

さらに、継続して勤務した場合は、最長3年までの継続奨励金及び家賃補助の支給を行い、福祉事業人材の定着を図ることで、安定的に介護保険サービスが提供できる体制を構築するためのサポートを行うとともに、支援金等の一部をあば！Peeyを活用することにより、町内の経済効果及び人口減少対策にも寄与して参ります。

その他、介護保険サービス事業者の方が、雇用確保またはICT導入に関する研修を実施した場合は、旅費についても新たに補助して参ります。

また、在宅で寝たきりの高齢者の方が、病院を受診される際の交通費に大きな負担をされておられます。新たな施策として、介護タクシー利用時に月額で最大1万円の助成を行い、在宅寝たきり高齢者等の福祉増進と親族の介護負担の軽減を図って参ります。

高齢者元気度アップ・ポイント事業については、鹿児島県からの補助金が令和6年度から廃止されましたが、町民の要望に応え、上限額5,000円を維持するため、町が費用負担を行い、引き続き、65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを支援して参ります。

環境衛生については、持続可能な循環型社会の構築を目指し、分別の徹底やリサイクルの推進による資源の再利用を促進することで、ごみの減量化に取り組んで参ります。

次に保育行政についてであります。

保育を必要とする子供たちが保育理念、保育目標のもと、健康で安心・安全に過ごせる環境づくりに努め、保護者に寄り添い、子どもが健やかに成長できる保育園運営を行って参ります。

よりよい保育を目指し、保育の質と専門性の向上に努め、また、療育支援においては、各関係機関と連携し情報共有を図りながら支援を行います。

子育て支援センターでは子育て家庭の交流等を促進する活動拠点として、子育ての相談等を行い、地域に開かれた支援活動を展開して参ります。

なお少子化による未就学児児童数の減少傾向に伴い、あおぞら保育園の民営化に関する提言書を受けましたので、行政改革推進会議において検討が進められており、

広く町民のご意見を取りまとめ、協議を重ねて参ります。

教育文化の振興については、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して、を基本目標として、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図って参ります。

学校教育については、令和の日本型学校教育を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて、GIGAスクール構想のICT教育を推進し、一人ひとりの能力や適性に応じた学びの実現を目指します。

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善を推進し、「知・徳・体」の調和がとれ、「生きる力」を備えた、次代を担う人材の育成に努めて参ります。

そのためには、教職員の力量形成に向けた先進校への短期研修の派遣や、研究指定校の推進を図り、学び続ける教員集団の育成に努めて参ります。

道德教育の充実については、子供たちの道德心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育みます。

郷土教育においては、自然や文化、史跡等を掲載した副読本「私たちの南種子町」の活用と、地域との連携を深めた行事や伝統芸能の伝承を図り、ふるさとを愛する心を培って参ります。

30年目を迎える日本一の宇宙留学については、小規模校における教育の相乗効果に加え、本町における交流人口の拡大、移住・定住促進の重要施策として移住定住促進住宅を活用した家族留学を受け入れ、一層の制度充実を図って参ります。

また、JAXAや宇宙関連企業との連携、分散型の小中一貫教育など特色ある学校づくりに努め、「地域とともにある学校」の視点に立った学校教育の振興を進めて参ります。

5年目となります「児童生徒と町長と語る会」では、子供の身近な問題やこれからの夢や希望について、直接の交流を通じて、行政を身近に感じてもらう取り組みを行います。

学校施設の整備については、地元要望をふまえ学校施設環境改善交付金を活用した荃南小学校の建替工事を計画しており、令和8年度完成に向けて、本校舎建設を実施して参ります。また町内学校施設においても、南種子町学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な整備を進めるとともに、定期的な安全点検や学校からの修繕要望等に対応し、児童生徒が安全に学校生活を過ごせるよう、環境改善に努めて参ります。

学校給食については、学校や地域での「食育」を推進し、南種子町産の米、野菜や魚などを活用した「地産地消」にも取り組み、有機野菜を活用した安全で美味しい「学校給食」の提供に努めて参ります。

また、保護者の経済的負担軽減と少子化・定住化対策として学校給食費の無償化を継続して参ります。

これらの教育施策の推進にあたっては、町長が招集する総合教育会議において、教育委員との意思疎通や課題解決の方向性を共有して、民意を反映した教育行政に努めて参ります。

社会教育については、心豊かで温もりと生きがいに満ちた活力ある町づくりを目指し、「町民一人、一学習、一スポーツ、一ボランティア運動」を推進し、町民のライフスタイルに応じた、学習機会の提供と学習活動の充実を図って参ります。

また、各種関係団体との連携及び活動の支援により青少年の健全育成や家庭教育の充実を努め、更にこれからの地域の在り方を住民自らが考え、行動していくために、各地区単位で策定された地域活性化プランを推進するための支援を行い、各種研修会の開催や公民館運営補助の充実を図り、公民館活動の推進に努めて参ります。

自然の家については、地域振興事業による多目的広場、駐車場整備などの環境整備を図るとともに、施設の充実を図り、宿泊・体験学習の機会を拡大し、交流拠点施設としての機能強化を図って参ります。

文化芸術については、子ども達に優れた文化芸術活動を鑑賞、体験できる体制づくりに努めるとともに、赤米サミットや本町で実施する赤米子ども交流事業など、地域に根差した活動と次世代へ継承をする交流を促進し、町内外への情報発信に努めて参ります。

国史跡横峯遺跡については、貴重な文化遺産を次の世代に引き継ぐため、保存活用計画に則して、関係機関と連携を図り、郷土教育や文化的観光施設の整備計画に取り組んで参ります。国庫補助事業を活用し広田遺跡の災害復旧事業などを実施し、施設の適正な維持管理に努めて参ります。

埋蔵文化財については、昨年まで実施をいたしました、茎永地区野木田遺跡の発掘調査整理事業を実施し、適正な遺跡の記録保存に努め、調査成果の速報展を開催するなど普及啓発を図って参ります。

社会体育については、町民が生涯を通して、気軽にスポーツに親しみ、楽しめるような環境づくりを推進し、町民の健康増進や体力向上に向け、各種スポーツ団体の組織強化・競技力向上を図るとともに、町民大運動会の実施、スポーツ少年団への県大会出場補助の支援などの事業推進に努めて参ります。

また、総合的な活動拠点として、屋内運動場建設やトレーニングセンター改修工

事など、町民の健康増進、親睦と融和を図る拠点施設の整備を目指します。

次に税務であります。自主財源確保は、非常に重要な行政課題であることから課税客体の適正な把握に努めて参ります。

収納については滞納整理体制の強化を図りながら、法に基づいた滞納処分を適正に実施し、新規滞納者の減と、滞納税額の縮減に努めて参ります。

また、共通納税システム、e L T A Xを利用した電子納税の推進を図るため、納税者の申告、申請、収納に関する納税環境の整備を図って参ります。

国民健康保険事業は、県との共同保険者として運営されておりますが、保険税率の決定及び賦課徴収業務は町が行うこととなっていることから、県との連携により安定した運営と税負担の公平性を図って参ります。

地籍調査事業は、土地の最も基礎的な情報であり、個人の土地取引や公共事業等の円滑な推進のため、早期完了を目指して参ります。今年度からは、大字中之上地区を予定をしており、上中地区と長谷地区の境界周辺の字を実施して参ります。

次に企画部門であります。「南種子町デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、各種施策を展開して参ります。

関係人口の創出については、種子島ロケットコンテスト大会の開催や宇宙サイエンスキャンプへの協力、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し民間企業が整備した拠点施設も活用しながら、関係機関と連携し、関係人口の拡大に努めて参ります。

地域おこし協力隊制度については、種子島宇宙学校プロジェクトを推進するため、本年度も1名の協力隊を委嘱し、本プロジェクトの推進を開始して参ります。

特定地域づくり事業協同組合については、組合の運営に対し、関係者と調整しながら、町としての支援を図って参ります。

地域公共交通の確保については、これまで実施してきた大型バスや小型バスによる路線定期運行でのコミュニティバス運行を、AI、人工知能を活用した「オンデマンド交通」区域運行に移行をし、実証運行を行いながら、利用者ニーズに即した利便性の高い公共交通の実現を図って参ります。

自然保護については、ふるさと南種子の自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくために、自然保護監視員による監視活動、ウミガメ保護監視活動を実施して参ります。

人材育成事業については、青少年における海外ホームステイ体験による人材育成を目指し、「南種子町青少年人材育成海外派遣事業」の支援を行って参ります。

友好都市との交流親善につきましては、愛知県飛島村、秋田県大館市、鹿児島県肝付町、岡山県総社市、長崎県対馬市及び大阪府堺市等との交流を継続し、訪問団

受け入れや訪問を行い、相互交流等を行って参ります。

自衛隊馬毛島基地の整備計画については、南西地域における自衛隊の訓練施設、緊急時の活動場所を整備することが、我が国の防衛上、また国の安全保障上、極めて重要であると認識をしており、地元選出の国会議員をはじめ、国と連携を図り、町議会や各団体と一体となり、受け入れ態勢を図って参ります。

また、引き続き工事に関する地元の声をしっかりと防衛省に届けるとともに、適切に対応して頂くよう努めて参ります。

宇宙のまちづくりについては、令和6年度に引き続き、H-IIAロケットやH-IIIロケットの打ち上げが予定をされております。特にH-IIAロケットについては、50号機を以て退役が決定をしており、今までの活躍に町全体での感謝の意を示すための記念イベントを実施をして参ります。

今後ますますロケット打ち上げが高度化されていくことが決定している中、打上げ支援対策の更なる強化を図り、ロケット関連資材の円滑な輸送と宇宙開発事業の推進のため、関係団体等と連携を図るとともに、各種関係機関へ要請活動を展開して参ります。

また、各種大学や関連企業等と連携を図り、種子島ロケットコンテンツ大会を開催し、未来の科学技術の担い手を育成するほか、観光事業と連携を図り、町内に至る所に宇宙エッセンスを散りばめたまちづくりに努め、ロケットとの共生を図って参ります。

観光振興については、本町は種子島宇宙センターや鉄砲伝来をはじめとした観光資源の豊富な街でありますので、その個性を生かした観光振興を引き続き図りながら、島間港を活用したクルーズ船の誘客誘致に向けて船会社等との関係機関に活動を行って参ります。

観光イベント事業については、鹿児島県の地域振興事業を活用し、「SPACE TOWN 南種子」宣言記念第47回ロケット祭りを町民参加型の祭りとして、内容を充実させ盛大に実施をして参ります。また、種子島宇宙芸術祭実行委員会を中心に、昨年度に引き続き種子島宇宙センターと連携した施設内アート展示をはじめセンター内での夜間開催を計画し宇宙のまちを前面に出したイベントを実施して参りたいと思います。

商工業の振興については、商工会と連携を図りながら、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進し、特定有人国境離島法関係については交付金を活用し、規模拡大を支援することで雇用機会の継続、拡充を図って参ります。

特産品関係については、全国商工会連合会の伴走型小規模事業者支援推進事業の採択に向けて、民間事業者と連携を図りながら取り組み、販路開拓事業として、令

和6年度に引き続き、株式会社極楽湯店舗での飲食店への提供や物販及び海外展開を視野に入れながら事業推進に積極的に努めて参ります。

移住・定住対策については令和6年度において、宇宙留学等含めて、19世帯47名の定住実績となっており、空き家バンク制度については、きめ細やかな情報発信等のサービスを行い、空き家の活用・解消とあわせて更なる促進に向けて取り組んで行くとともに、空き家活用住宅の管理運営を行って参ります。

また、住宅建築や購入、空き家改修補助制度「南種子町移住定住促進補助」の積極的な活用を推進しながら、住宅問題の解消に向け対策を進めて参ります。

さらに、南種子町定住促進実行委員会に支援を行い、Uターン者との意見交換会などを継続し、さらに移住相談・移住体験等を通じての定住促進に向けた取り組みを行い、令和7年度は、婚活イベントに取り組んで参ります。

結婚祝金については、令和5年度に30万円に増額を図っており、更なる移住・定住を推進して参ります。

観光物産館運営については、「観光物産館運営会議」と町内各事業者との連携を図りながら、引き続き健全運営に努めていくとともに、種子島商工事業協同組合に加入をし、馬毛島関連工事事業者への物資の供給ができる体制づくりに努めます。また道の駅登録については、関係機関と連携を図りながら基本計画の策定に取り組んで参ります。

次にふるさと納税についてであります。引き続き、地域の魅力、町の取組等を積極的にPRをして参りたいと思います。返礼品開発については、一流シェフパティシエの著名な方に、地元産品を使用したメニュー開発のご協力をいただけることになっておりますので、加工品開発の調査・研究・検討を進めることとしております。

また、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税については、3年延長予定となっておりますので、引き続き企業に対して積極的にPR、訪問を行い、企業との関係性を構築し、寄附付につなげ自主財源の確保に努めて参ります。加えて、企業誘致についても、積極的な企業誘致活動に取り組み、地元雇用の創出及び地域経済の活性化に努めて参ります。

昨年9月12日に「SPACE TOWN 南種子」宣言を行ったところでございます。

南種子町の子供たちの就学支援、Uターン人材の地域での活躍等を目的とした「宇宙のまち奨学金制度」、ネパールとの都市間交流事業など、「触れる。」「学ぶ。」「共創する。」を目的に各種事業を推進し、更なる発展する未来の南種子を築き、国内外に誇れる「SPACE TOWN 南種子」、宇宙のまちづくりを実現して参ります。

デジタル推進については、国の進めるデジタル技術の活用による課題解決を図るため、南種子町DX推進計画や南種子町デジタル田園都市国家構想総合戦略等の計画を基に、各課や関係機関と連携をしながら、計画的な推進を図り行政の業務改善や住民の利便性の向上に努めて参ります。

電子地域通貨事業「あば! P a y」については、キャッシュレス化の推進や地域経済の活性化の目的を達成するため、新たなポイント事業への活用や町外者・観光者向けのカードの普及、利用促進を図りながら、登録店舗の増加や利用額の増加のための施策を検討、実施して参ります。

情報政策については、多くの情報を盛り込み、分かりやすく親しみやすい広報紙づくりに努め、担当部署と連携し、公式ラインやホームページなど多様な媒体による即時の情報発信に努めて参ります。

また、町民の自由な発想による「南種子町未来会議」などにより、引き続き町民総力のまちづくりを進めて参ります。

次に行政諸般の施策についてであります。多種多様である高度化する情報化社会や住民ニーズ、地方分権の進展、就労者不足に対応するため、職員の一層の資質の向上と職場の活性化及び人材の確保に取り組んで参ります。

安心・安全なまちづくりに向けて、関係機関・団体等と連携しながら、取り組みの強化に努めたいと思います。

防災対策については、各種災害に迅速に対応するとともに、自主防災組織の支援を図りながら、地区防災計画の策定を推進して参ります。

また、住民参加型の防災訓練による自助、共助の意識の高揚と、地域防災力の強化に努めて参ります。

交通安全対策については道路の区画線等の整備や、交通安全教室及び交通安全運動を通じて交通安全意識の高揚を図って参ります。

次に選挙であります。選挙関係においては、7月に任期満了となります。参議院議員選挙が執行される予定であり、今後も選挙の公正かつ適正な執行を図るため、選挙違反や妨害等のない、明るい選挙が行われるための体制強化に努めるとともに、若者が選挙に関心を持ち、積極的に投票参加ができるような対策を講じて、啓発活動の充実と投票率の向上に努めて参ります。

次に、行財政改革についてであります。地方行財政を取り巻く環境は、いまだに厳しい状況にあり、国の政策によって影響を受けることから、その状況を常に注視していく必要がございます。

本町においては、社会保障関連経費の増加や教育・子育て支援の充実、公共施設の老朽化対策、自然災害への対策も急務となっております。現状では、それに見

合う歳入を確保できていないことから、基金の取り崩しを余儀なくされており、非常に厳しい財政状況となっております。

町の将来を支える財政基盤の確立と健全化は、最重要課題でありますので、一層の行財政改革を推進し、行財政運営に取り組んで参りたいと思います。

次に、予算及び各議案について一括して説明を申し上げます。

まず、議案第 23 号から議案第 27 号の令和 7 年度予算の主な内容について申し上げます。

令和 7 年度一般会計予算の総額は 74 億 6,800 万円となり、前年度当初予算に対しまして、7.5%の増となりました。

特別会計については、国民健康保険会計が 7 億 8,200 万円で、2.0%の減、介護保険会計が 6 億 9,000 万円で 3.0%の減、後期高齢者医療保険会計が 1 億 770 万円で 3.9%の増となり、特別会計の総額で 15 億 7,970 万円となりました。

水道事業会計については、事業活動に伴う収益的収支は、収入が 2 億 2,936 万 5,000 円で、支出は 2 億 6,599 万 9,000 円となっております。資本的収支は、収入が 1 億 7,764 万 5,000 円で、支出は 2 億 6,341 万 8,000 円となりました。

それでは一般会計の概要について申し上げます。

まず歳入についてであります。

町税については令和 6 年度実績見込みと町内経済状況などを勘案し、前年度比 9.4%増の 8 億 8,938 万円を計上しております。

次に地方譲与税との交付金については、令和 6 年度実績見込みと地方財政計画などを勘案し、前年度とほぼ同額の 2 億 1,838 万 9,000 円を計上しているところでございます。

次に、地方交付税については、国の令和 7 年度地方財政対策で 1.6%の増としており、その他算定方法改正などの諸要因を勘案し、前年度比 0.4 ポイント増の 4%増の 24 億 9,000 万円を計上しております。

次に国庫支出金、県支出金については、国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上しております。

次に、繰入金については、減債基金、財政調整基金、再編交付金事業基金などの各目的基金などから総額で前年度比 46.2%増の、12 億 7,642 万 6,000 円を繰り入れることとしております。

次に町債については、交付税措置のある過疎対策事業債や辺地対策事業債、令和 7 年度までとされております、緊急自然災害防止対策事業債などを活用することとし、前年度比 17.3%増の 8 億 4,310 万円となっております。

その他の歳入についても、従来の実績等を勘案し、見込み額を計上したところで

ございます。

次に、歳出であります。義務的経費については24億4,789万6,000円で、前年度比2.0%の減となっており、扶助費、公債費の減が主な要因であります。

次に投資的経費については、18億1,016万3,000円で、前年度比19.6%の増となっております。

主な事業といたしましては、令和6年度までの再編交付金の一部を積み立てた基金を活用した、中央公民館屋内運動場整備事業、それから荃南小校舎建設事業、特産品開発センター建設事業、スポーツ振興くじ助成を活用した農業者トレーニングセンター整備事業、令和7年度の再編交付金を活用した街路灯LED化事業や車両購入、県地域振興事業を活用した自然の家整備事業、道路維持補修・改良事業、農道維持補修事業などです。

次にその他の経費については、31億8,994万1,000円で、前年度比9.3%の増となっております。

主なものといたしましては、まちづくり公社補助金、公立種子島病院組合など一部事務組合負担金、各特別会計繰出金、一般廃棄物処理施設運転管理業務委託、令和5年度からの継続であります、肥料・飼料価格高騰対策事業などです。

以上令和7年度の一般会計予算の概要について述べましたが、特別会計及び水道事業会計を含め、詳細については、予算審議の折にご説明を申し上げます。

次に、議案第18号から議案第22号の令和6年度補正予算について概要を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、国の令和6年度補正予算に伴う事業の前倒し、各事業の確定及び事業実績見込みによる今後の所要額の補正をするもので、2億3,472万6,000円を追加し、予算の総額を73億302万7,000円とするものでございます。

特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算については、いずれも各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするものでございます。

次に条例案件についてご説明を申し上げます。

議案第10号は、南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。仕事と生活の両立支援の拡充として、人事院規則10-11の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号は南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号は、南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。令和7

年4月1日より、JETプログラム参加者の報酬額の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、令和6年の人事院勧告に基づき、社会情勢や民間企業における動向を反映しつつ、公務内における実態やニーズの変化を捉えて、今後の人事管理により資するものとするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてございまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、南種子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてございまして、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、南種子町健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてございまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、水道法の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に人事案件についてご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてございまして、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

今期定例会に提案をしております案件は、以上19件でございます。

各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議方お願いを申し上げます。

以上、施策の基本方針と各会計補正予算など、各議案について御説明を申し上げましたが、依然として厳しい財政環境を踏まえ、行財政改革をさらに推進し、行財政基盤の強化に努めながら、町民福祉の向上と町政振興を図り、希望の持てる活力ある町づくりに取り組んで参る決意でございます。

議員各位をはじめ、町民の皆様方、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これで令和7年度施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

ここで11時30分まで休憩します。

—————・—————
休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第23号 令和7年度南種子町一般会計予算

日程第7 議案第24号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第8 議案第25号 令和7年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第9 議案第26号 令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第10 議案第27号 令和7年度南種子町水道事業会計予算

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、議案第23号令和7年度南種子町一般会計予算から日程第10、議案第27号令和7年度南種子町水道事業会計予算までを一括して議題とします。

議案第23号から議案第27号までの令和7年度予算案5件について、順次説明を求めます。総括質疑を行います。

以上の議案については、後もって各常任委員会に付託して審議することになっております。

初めに、議案第23号令和7年度南種子町一般会計予算について説明を求めます。総務課長。

○総務課長 令和7年度一般会計予算について、先ほど町長から施政方針及び提案理由の中で、概略を説明いたしましたので、私からは、本日配付しております令和7年度当初予算資料、A4サイズの3枚綴りを基に増減の大きいものを中心に説明をいたします。

一般会計の予算総額については、74億6,800万円で、前年度比7.5%、5億1,800万円の増となっております。

それでは1ページをお開きください。

まず、町税については、令和6年度実績見込みと、町内経済状況を勘案し、前年度比9.4%増の8億8,938万円となっております。

次に、地方譲与税から地方特例交付金については、令和6年度実績見込みと、地方財政計画などを勘案し、前年度ほぼ同額の2億1,838万9,000円となっております。

次に、地方交付税については、国の令和7年度地方財政対策は1.6%増としてお

り、その他、算定方法改正などの諸要因を勘案し、前年度比0.4%増の、24億9,000万円を計上しております。

次に、国庫支出金、県支出金については、国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上したところでございます。

国庫支出金は、前年度比4.8%減の8億7,388万4,000円となっており、公営住宅建設に伴う防災・安全社会資本整備交付金などの影響によるものでございます。

県支出金は、前年度比11.0%の減の4億7,269万7000円となっており、野木田遺跡発掘調査に伴う経営体育成基盤整備事業委託金などの影響によるものでございます。

次に、繰入金については、減債基金、財政調整基金、再編交付金事業基金など、各目的基金などから合計で前年度比46.2%増の12億7,642万6,000円を繰り入れることとしております。

基金繰入金充当状況は5ページに記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、町債については、交付税措置のある有利債や、令和7年度までとされている緊急自然災害防止対策事業債などを活用することとし、前年度比17.3%増の8億4,310万円となっております。

起債事業の内訳については4ページに記載しておりますので、お目通しをください。

以上が歳入になります。

次に歳出を説明しますので2ページをお開きください。

歳出については目的別と性質別で示しております。

目的別比較表から説明をいたします。

まず、総務費については、前年度比13.7%の増、12億1,488万2,000円となっており、退職手当組合負担金、庁舎及び研修センター外壁塗装工事、自治体システム標準化移行負担金、種子島宇宙学校プロジェクト拠点施設整備事業などの影響によるものでございます。

次に衛生費については、前年度比12.1%の増の6億492万8,000円となっており、一般廃棄物処理施設補修工事などの影響によるものでございます。

次に、農林水産業費については、前年度比28.1%増の9億8,758万5,000円となっており、特産品開発センター建設事業の影響によるものでございます。

次に、土木費については前年度比14.3%減の5億5,082万4,000円となっており、道路建設単独事業、道路・橋梁改良事業、公営住宅建設事業などの影響によるものでございます。

次に、教育費については、前年度比 18.9%増の 14 億 2,649 万 7,000 円となっており、荃南小校舎建設事業などの影響によるものです。

次に 3 ページ、性質別比較表をお願いいたします。

まず、義務的経費については前年度比 2.0%減の 24 億 4,789 万 6,000 円となっており、人件費では給与改定に伴う増加分や退職手当組合負担金など、扶助費では、障害者自立支援給付費など、公債費では、宇都浦線道路改良工事や中平小校舎建設事業の償還終了によるものでございます。

次に、投資的経費につきましては、前年度比 19.6%増の 18 億 1,016 万 3,000 円となっており、中央公民館屋内運動場整備事業、荃南小校舎建設事業などの影響によるものです。

次に、その他の経費については、前年度比 9.3%増の 31 億 8,994 万 1,000 円となっております。

まず物件費については、前年度比 8.8%増の 10 億 7,595 万 3,000 円となっており、包括業務委託、地籍調査測量業務委託などの影響によるものでございます。

次に、補助費については前年度比 11.0%増の 14 億 9,266 万 4,000 円となっており、公立種子島病院組合負担金、子牛生産対策奨励金、まちづくり公社補助金などの影響によるものでございます。

以上で資料の説明を終わります。

次に、債務負担行為等について説明をいたしますので予算書をお開きください。表紙から 5 枚目の裏面をお開きいただきたいと思います。

第 2 表債務負担行為であります。

土木積算システム機器リース料他 13 件について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に第 3 表、地方債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものです。

次に、最初のページに戻ります。表紙をあけていただいて条文をお願いいたします。

第 4 条、一時借入金について、その最高額を 10 億円に改めるものでございます。

次に第 5 条歳出予算の流用については、法令等で定められたもの以外で予算で定めるものについて、各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

以上簡単に説明いたしました。具体的な内容につきましては、後ほど設置されます予算委員会の中で、それぞれの担当課より資料に基づき説明をいたしますのでご審議方よろしくをお願いいたします。

これで、令和7年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いいたします。質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 南種子町一般会計予算書、令和7年度、64ページを開いてください。

医療対策費で、公立種子島病院組合に2億5,700万円を、負担することになっておりますが、令和7年度の公立種子島病院常任医師等他医師体制はどうなるのか、病院経営全般はどうなるのか。町長の率直なご答弁をお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ここに、負担金で出てるものについては、通常の負担金として算定がされて、交付税で入ってくるものとかそういうものが全部ここに計上されてると思います。

病院については先ほど、状況を説明をいたしました。現在のところ、この前の2月25日の病院議会で、徳洲会の方との、指定管理に向けた準備に協議の準備に関する合意書を交わしてきましたので、その同意案件ということでご同意をいただきましたから、今後指定管理正式な協定に向けてですね、私どもは、これを進めて交渉していくということになると思います。

ただ、これは今準備に向けたことに対する合意を今、ただけでありましてそれについて同意を受けただけでありますので、これから先方といろいろ話をしますし、今後、そういう方向に進むのであれば、指定管理者としての、今度は正式な議案を出して、また病院議会で決定をしていただかなければなりませんので、まだいつの時点でどうだということはまだ見えておりませんから、病院議会でこれまでも議員にも申しておりますけれども、これは経営状況も先ほど説明したとおりでありますので、早急にやる必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 答弁で、徳洲会病院との、経営を、計画移動すると、いう方向で、理解をしてよろしいですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えします。

今の時点で、私どもの病院を指定管理この病院の運営をやっていただけるという正式なそういう話があったのは徳洲会病院であります。一部、先ほども申し上げましたが、医療センターからも、ああいう話がありましたけれども、これは私どもが考えてる病院ではなくて、今話が入っている情報の中では、診療所にするということでもありますので、そこは正式に今の状況、状態を、あの状態ですっきりとした病院をやるというのは、徳洲会だけでございます。

ただ、今後指定管理をする場合において指定管理の方法も法的にいろんなやり方拘束はありませんけれども、その公募でやるのか非公募でやるのか、これはどちらでもいいようになってますが、やっぱりすべてどういう病院にするか、もう全然バラバラの状態に公募するのが妥当なのか、これはしっかりと委員会の中で検討していかなければならんことだろうというふうに思っております、現状としては、私どもに協力をして病院の運営をしっかりとやっていただけるというのは、徳洲会の方から話があるということでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑ありませんか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 確認です。今の町長のお話を伺っておりますと、話が徳洲会の方で進んでいるようですけれども、病院議会でももう決はとられて、満場一致という形でしょうか。そこを確認させてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えします。

先ほど申し上げましたように、病院議会全員協議会でも、現状も報告をしました。そして、そのあといろんな動きがございましたので、それも報告をしてさせていただいた中で、17日に向こうとの準備に向けた合意書を交わしてきましたので、それを添付をして同意案件ということで出したわけでありまして。結果的には全議員反対の方はおりませんでしたので、それに向けて私どもは交渉を進めていくということをお話をいただいたものだと思っております。

ただ、先ほどから申し上げますように、いろんな動きがありますので、一部議員からもいろいろそういうご質問もありましたが、あくまでもこれは私、南種子町長と中種子町長両名で昨年の12月に、しっかりと協議をして両町長名の公印もついて、それで要望を上げたというのが始まりであります。それに基づいてやっぱりこの中種子も含めた、ここをしっかりと強化をした病院をやるのがやっぱりいいということをお話を、理事長からも言っていただきまして、私どもの要望に答えていただいたというのが、これまでの流れだというふうに思います。

ただこれからも、また私にちょっと一部、別のところからもまた面談の申し入れも来たりしておりますので、今後どういう話が私に入ってくるのかそこについては、それらも踏まえながらしかし、同意をいただいたことについては、交渉をしっかりと進めていくことになるというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第24号令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算につ

いて説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第 24 号令和 7 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

本町の国民健康保険税の状況につきましては、現在、確定申告の期間中ですが、米・甘藷の生産額は、増収で、サトウキビにつきましては、減収が見込まれるところでございます。

国民健康保険税の令和 5 年度の現年度収納率は 97.94%で、前年度比 0.02%の増となっておりますが、引き続き、適正賦課課税に努めるとともに、収納対策の強化を図って参ります。

次に、南種子町国民健康保険事業におけます医療費の動向につきましては、令和 5 年度が 6 億 6,601 万円で、対前年度比 8.29%、5,098 万 5,000 円の増となったところでございます。

また 1 人当たりの医療費につきましては、令和 5 年度が 46 万 588 円で、対前年度比 13.08%、5 万 3,286 円の増となっております。前年度と比較しますと、医療費点数 10 万点以上の高額医療が増加しているところでございます。

医療費につきましては特定健診受診 60%を目標に事業を進めるとともに、人間ドックや各種検診の利用助成を行いまして、疾病の早期発見、早期治療につなげて参ります。

また、レセプト点検の実施や重複・頻回受診者に対する受診の指導を実施するなど、効果的な保健事業を推進しまして、医療費の適正化に努めて参ります。

令和 7 年度の歳入歳出予算の総額は、7 億 8,200 万円で、前年度比 1,600 万円、率にしまして、2.01%の減となっているところでございます。

以上で概要の説明を終わります。詳細につきましてはこの後設置されます予算委員会におきましてご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第 25 号令和 7 年度南種子町介護保険特別会計予算について説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第 25 号令和 7 年度南種子町介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

令和 7 年度は、「高齢者もその家族も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした、第 9 期の介護保険事業計画の 2 年目の年となります。

事業計画に基づきまして、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、介護人材確保など介護現場の生産性向上についても一体的に進めて参ります。

介護保険料につきましては、介護保険施行令等の改正に伴いまして、昨年から標準段階が9から13段階へ見直しがされスタートしたところでございます。

その改正を踏まえまして、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の介護給付費の見込量を考慮しまして、介護保険料の基準額を月額6,000円・年額7万2,000円としているところでございます。

介護保険料の令和5年度の現年度収納率は99.19%で、前年比0.31%の増となっております。引き続き適正賦課に努めるとともに、収納対策の強化を図って参ります。

令和7年度の歳入歳出予算の総額は6億9,000万円で、前年度比2,100万円、2.95%の減となっているところでございます。

以上概要の説明を終わります。詳細につきましてはこの後設置されます予算委員会におきましてご説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第26号令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 それでは、議案第26号令和7年度南種子町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢医療制度につきましては、少子高齢化が進む中で、国におきまして、現役世代と高齢者世代の負担を分担をし、持続的な医療制度となるよう検討が進められているところでございます。

また、保険料につきましては、2年ごとに見直しがされているところです。

令和6年度と令和7年度に適用されている保険料率は、被保険者の医療費の動向等を踏まえまして、均等割額が5万9,900円、所得割率が11.72%となっているところでございます。

保険料の賦課限度額は、医療給付の増加が見込まれる中、中間所得層の負担のバランス等を考慮しまして、80万円となっているところでございます。

令和7年度の歳入歳出予算の総額は1億770万円で、前年度比400万円、3.86%の増となったところでございます。

以上で概要の説明を終わります。詳細につきましてはこの後設置されます予算委員会の中でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第 27 号令和 7 年度南種子町水道事業会計予算について説明を求めます。建設課長。

○建設課長 議案第 27 号令和 7 年度南種子町水道事業会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算書 1 ページをお開きください。

第 2 条は業務の予定量です。これまでの実績に基づき、給水戸数を 3,288 戸、年間の総給水量を、64 万 7,700 立米、一日平均給水量 1,775 立米を予定し、主要な建設改良事業は 3 件で、総額 1 億 7,772 万 7,000 円を予定しています。

第 3 条は収益的収入及び支出の予定額です。

収入の事業収益を 2 億 2,936 万 5,000 円、支出の事業費用を 2 億 6,599 万 9,000 円としております。

2 ページをお開きください。

第 4 条は資本的収入及び支出の予定額です。収入合計は 1 億 7,764 万 5,000 円。支出合計を 2 億 6,341 万 8,000 円としております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして、記載のとおり、補てんするものといたします。

第 5 条は債務負担行為について、事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第 6 条企業債については起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるところです。

3 ページをお開きください。

第 7 条、一時借入金については、限度額を 1 億円と定めます。

第 8 条予定支出の経費の流用については、予備費を除く収益的支出と資本的支出における各項間に限るものといたします。

第 9 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費 2,776 万 6,000 円と定めます。

第 10 条一般会計からの補助を受ける金額は 6,000 万円です。

第 11 条利益余剰金の処分について、繰越利益余剰金のうち、230 万 4,000 円の処分を定めるものでございます。

第12条、棚卸資産の購入限度額を400万円と定めます。

以上で概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算委員会の折、ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は、基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

以上で、予算議案の説明と総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております予算議案の審議については、お手元に配付の令和7年度一般会計・特別会計・事業会計、予算委員会分割付託表のとおり、これを付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第27号までの予算案件5件については、それぞれの予算委員会に付託し、審議することに決定しました。

各委員会は、特別日程にしたがって審議されるようお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時とします。

—————・—————
休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第10号 南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、議案第10号南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第10号についてご説明申し上げます。

議案第10号は、南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、仕事と生活の両立支援の拡充として、人事院規則10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部が

改正されたことに伴いまして、超過勤務の免除の見直しなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表をご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第8条の3第2項は、対象となる職員の範囲を、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大することとし、第8条の3第4項についても、規定の整備をするものでございます。

第15条は、他の条項への引用事項を括弧書きで追加するものでございます。

第17条の2は、「介護離職の防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等」に基づき、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認等のための規定を整備するものでございます。

第17条の3は、職場環境の整備に関する措置についての規定を整備するものでございます。

次に附則について説明いたします。

改正条例をお開きください。

附則として、第1条はこの条例は令和7年4月1日から施行する。としております。

第2条は、経過措置として、施行日前においても、当該請求を行うことができることを定めるものでございます。

第3条は「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）」の一部の改正に伴い、引用する箇所を改正、条項ずれを行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 改正については、非常に賛成でございますが1点だけ確認をさせていただきます。

2ページの一番上段、(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備と、うたっております。具体的にどこの部門でどういうふうな相談体制を今以上に整備していく方針なのか、お聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 これについては総務課の方で行政係の方で制度、皆さん方の意向等の確認等の事務については総務課の方で対応いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 11 号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 12、議案第 11 号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 11 号についてご説明申し上げます。

議案第 11 号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用条項の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページをお開きください。

第 23 条第 3 項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用条項を整備するものでございます。

次に、今回改正条例の附則についてご説明いたします。

改正条例をお開きください。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 13、議案第 12 号南種子町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 12 号についてご説明申し上げます。

議案第 12 号は、南種子町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和 7 年 4 月 1 日より、JET プログラム参加者の報酬額の見直しを実施されることに伴い、当町への参加者 ALT についても適用することから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の 1 ページをお開きください。

第 3 条は、第 1 号会計年度任用職員の規則で定める額を月額の場合は 36 万円、日額の場合は 1 万 6,000 円及び時間額の場合は、2,100 円の範囲内とするものであります。

次に附則について説明をいたします。

改正条例をお開きください。この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号南種子町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第14、議案第13号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和6年の人事院勧告に基づき、社会情勢や民間企業における動向を反映しつつ、公務内における実態やニーズの変化を捉えて、今後の人事院、人事管理により資するものとするため、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額、通勤手当の支給限度額の見直しなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので新旧対照表の1ページをお開きください。

第7条第2項は、扶養親族の規定について、第1号を削り、第2号から6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

第7条第3項は前項第1項に該当する扶養親族については1人につき1万3,000円、第2号から第5号に掲げる扶養親族については、1人につき6,500円に改めるものでございます。

第7条第4項は規定の整備をするものであります。

第7条第5項は、前各項に規定するものの他、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他、扶養手当の支給に関する必要な事項を規則で定めることを定めるものでございます。

2ページをお開きください。

第8条は、住居手当の規定についての配偶者について、括弧書きを追加するものでございます。

3ページをお開きください。

第9条は、民間の状況を踏まえ、通勤手当の支給限度額を引き上げるものでございます。

4ページをお開きください。

第9条の2は単身赴任手当の規定について整備するものでございます。

5ページをお開きください。

第14条の2は、管理職特別勤務手当について、管理職員が臨時または緊急の必要により平日の深夜に勤務した場合について、「午前0時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで」に改める等の改正を行うものでございます。

次に附則についてご説明いたしますので、改正条例の2ページをお開きください。

附則第1項は施行期日について、令和7年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置についてでありまして、第7条に規定する満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について、1万1,500円を、配偶者については3,000円を支給するなどの経過措置を定めるものでございます。

附則第3項は、単身赴任手当に関する経過措置を定めるものでございます。

附則第4項は規則への委任でありまして、必要な事項は規則で定めることとしております。

附則第5項は「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）」の一部の改正に伴い、引用する箇所の改正条項ずれを行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第15、議案第14号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを、議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第14号についてご説明申し上げます。

議案第14号は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例をご覧ください。

第1条は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでありまして、第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

第2条は南種子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものでありまして、第5条第2項中、禁固を拘禁刑に改めるものでございます。

第3条は南種子町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正するものでありまして、附則第3条第3項、第4項及び第6項中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

第4条は、南種子町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものでありまして、第18条第1項中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

第5条は、南種子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものでありまして、第53条から55条までの、規定中懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

次に附則について説明をいたします。

附則第1項は、施行期日について、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしております。

附則第2項から第5項までについて経過措置についてでございます。

以上、説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 禁固を拘禁刑に改める。懲役を拘禁刑に改める。拘禁刑の説明を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 これは刑法上の言葉でございますから、以前、懲役だったり禁固の刑法上の用語でございますので、今はすべて拘禁刑ということと呼ぶように総括でなっているようでございます。法の語句の整理ということで理解していただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 南種子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定 について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第16、議案第15号南種子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号は、南種子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定に

ついてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条は、子ども・子育て会議設置の趣旨に関する規定でございますが、子ども・子育て支援法の改正により、引用条項を第72条第3項に改めるものでございます。

次に附則についてですが、改正条例の本文をご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号南種子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第17、議案第16号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長 それでは議案第16号についてご説明申し上げます。

議案第16号は南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しについて、国民健康

保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条第2項は、国民健康保険税の内訳のうち、基礎課税額の限度額を65万円から66万円に改め、同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に改めるものでございます。

第23条第1項は国民健康保険税の減額について、基礎課税額の限度額を65万円から66万円、後期高齢者等課税額の限度額を24万円から26万円に改め、第2号で、軽減判定所得の5割軽減の基準額を29万5,000円から30万5,000円、第3号で2割軽減の基準額を54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

続いて、改正附則をご説明いたします。

改正条例をお開きください。

第1条としてこの条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2条では改正後の規定につきましては、令和7年以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和6年分までにつきましては従前の例によることを定めるものでございます。

以上簡単ですが説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 改正理由は、政令の改正によるものという説明を受けたわけですが、本町におけるこの金額の是正によってですね、対象者が何名ぐらいが対象になるのかですね。金額変更による額が想定の中でどれぐらいになるのかですね、2点説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 税務課長。

○税務課長 それではお答えをいたします。

まず、金額的なところでございますが世帯の構成員の方の状況でかなり変わってきますけれども、1人世帯で、40歳から64歳までの方を仮定して、所得を見たときに、課税所得が1,060万円以上の方が、この軽減に該当してくるということでございます。ちなみに軽減判定後の年税額は、109万円となる予定です。これの所得でございますので、こちらに南種子町の国保の課税加入者が、どの程度該当者がいるかと言ったら、今確定申告を受け付けている期間でございますけれども、去年の実績で言いましたら、3名ほど、この基準に引っかかってくるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 17 号 南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 18、議案第 17 号南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 それでは、議案第 17 号についてご説明いたします。

議案第 17 号は、南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の改正は、水道法の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第 3 条は、布設工事監督者が有すべき資格に関する要件・実務に従事した経験年数を見直し規定するものでございます。

また、第 4 号は、短期大学等において、第 6 号は、高等学校等において、これらに相当する課程を修めて卒業し、実務に従事した経験年数について、並びに第 11 号は建設業法施行令による資格を有し実務に従事した経験年数について、追加する

ものであります。

第4条は、水道技術管理者が有すべき資格に関する要件・実務に従事した経験年数を見直し、規定するものでございます。

また、第7号、技術士法並びに第8号、建設業法施行令、による資格を有し、実務に従事した経験年数について追加するものであります。

なお、附則において、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 条例改正については、事前に現場では、準の体制をとってると思うんですが、改正に伴ってですね、実務的に、うちの水道現場においての、変更点を求める必要があったのかなかったのか、まず現状とさほど変更点はなかったのかの確認だけをしたいので、答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 答えをいたします。

水道技術管理者と水道工事布設工事監督者につきましては、水道事業管理者である町長が任命をすることとなっております。現在町の方では、水道布設工事監督者と水道技術管理者につきましては、建設課長の自分の方が任命をされている状況でありまして、今回の条例改正により新たに監督者と技術管理者を任命する方はいない状況であります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第9号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第19、議案第18号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第18号令和6年度南種子町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、国の補正予算に伴う事業の前倒しや各事業費の確定、執行残及び実績見込みによる今後の所要額を補正するものでございます。予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,472万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億302万7,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正について、省略させていただきます。

4枚目お開きください。

第2条の継続費については、荃南小学校校舎建設事業について、事業費総額を13億3,151万9,000円とし、事業年度を令和6年度から令和8年度までの3年間とするものでございます。

次に、第3表の繰越明許費については、追加6件、変更1件で、地元説明や地域行事等との調整や天候不良、国の補正予算に伴う影響などにより繰り越すものでございます。

次に、第4表の債務負担行為補正については変更6件で、入札執行に伴い、それぞれの限度額を変更するものです。

次のページ、第5表の地方債補正については、変更4件、廃止1件で、今回補正に計上の各事業について財源調整を行い、それぞれ限度額を変更するものです。

廃止の学校教育施設等整備事業債については国の補正予算に伴い、過疎対策事業債へ財源を振り替えたことにより、廃止するものです。

起債の方法、利率、償還の方法についてお目通しをお願いいたします。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明いたしますが、人件費については省略させていただきます。

それでは、12ページをお開きください。

まず12ページから15ページ、総務管理費については仮想デスクトップ・仮想クラウド環境構築リース料の減額が主なもので、1,135万円を減額するものです。

次に、18ページから20ページ、社会福祉費については、広域連合療養給付費負

担金の増額が主なもので、768万3,000円を増額するものです。

次に同ページから22ページ、児童福祉費については、子どものための教育・保育給付費の減額が主なもので、1,808万4,000円を減額するものです。

次のページ、生活保護費については扶助費の減額が主なもので、554万1,000円を減額するものです。

次に同ページから23ページ、保健衛生費については、定期予防接種業務委託の減額が主なもので、1,183万5,000円を減額するものです。

次に24ページから27ページ、農業費については、県営土地改良事業負担金の減額が主なもので、1,730万8,000円を減額するものです。

次に同ページ、林業費については、松くい虫防除事業委託の減額が主なもので、440万9,000円を減額するものです。

次に同ページから28ページ、商工費については、雇用機会拡充事業補助金の減額が主なもので、425万8,000円を減額するものです。

次に30ページから31ページ、消防費については、熊毛地区消防組合負担金の減額が主なもので、531万円を減額するものです。

次に同ページから33ページ、小学校費については、荃南小校舎建設工事の追加が主なもので、2億892万2,000円を増額するものです。

次に34ページから36ページ、社会教育費については、青少年交流事業補助金の減額が主なもので、503万3,000円を減額するものです。

次に38ページから39ページ、繰出金については、各特別会計への繰り出しによるもので、859万1,000円を減額するものです。

次に同ページ、町有施設整備事業基金積立金については、特産品開発センター敷地・建物売却分を積み立てるもので、6,960万7,000円を増額するものです。

次に40ページ、南種子町再編交付金事業基金積立金については、令和6年度再編交付金の残額5,823万5,000円を積み立てるものです。

以上が歳出になります。

次に歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、補正対応のための財源留保しておりました普通交付税2億7,965万9,000円を増額するものです。

次に4ページから5ページ、国庫負担金については、児童手当国庫負担金の減額が主なもので、1,049万8,000円を減額するものです。

次に同ページから6ページ、国庫補助金については、学校施設環境改善交付金、特定防衛施設再編交付金の増額が主なもので、1億2,554万7,000円を増額するものです。

次に8ページ、財産売払い収入については、堆肥売り払い金の減額が主なもので、897万2,000円を減額するものです。

次に同ページから9ページ、基金繰入金については、歳入決定や不用額等の減額に伴い、合計で3億3,378万5,000円を繰り戻すものでございます。

次に同ページ、委託事業収入については、キャトルセンター受託事業収入の減額によるもので、988万8,000円を減額するものです。

次に10ページから11ページ、雑入については特産品開発センター建物売却に伴う損失補償金の増額が主なもので、7,116万8,000円を増額するものです。

最後に同ページ、町債については、各事業費の確定等に伴い調整するもので、1億1,870万円を増額するものです。

以上説明を終わりますが説明不足あるいは詳細については、この後の審議においてそれぞれ担当課長より、説明申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から。款の1、議会費、12ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の2、総務費、12ページから18ページ、質疑はありませんか。2番、野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 13ページをお開きいただきたいと思います。

目の9、宇宙のまちづくり推進費の件ですけれども、負担金として宇宙のまち宣言実行委員会に、290万が支払われるということで、2つここで質問したいと思います。

この実行委員会ですらどんなことに対して支払われた金額なのか。

それと宇宙の町宣言を9月12日にしたこと町内外問わず、どんなところが変わってきたか、その成果があったのか感じられるところがあったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

まずこの290万円の事業でありますけれども、H-II Aロケット50号機については、最終号機ということで令和7年度に打ち上げが予定をされております。このH-II Aロケットについては、日本の宇宙開発を支えてきた基幹ロケットということで、この最終号機の打ち上げが歴史的な節目となると思います。これを記念して町を挙げて、独自のイベントを実施していきたいということで考えておまして、そ

の1つの事業として、現在宇宙関連企業とこのイベントの最終調整を実施をしているところです。その事業に、この290万円を活用して実施をしたいと考えておりますけれども、詳細の内容については、企業側の運営上、支障があるということで、ちょっと公表は避けて欲しいということで話がありますので、詳細についてはこの場での答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

それから2点目のですね、「SPACE TOWN 南種子」宣言をして、どういう効果があったということですが、これまで新規事業として、奨学金プログラムの事業や、ネパールとのミケランジャ自治体との事業、学校プロジェクト事業など、これまでと違った新しい事業の導入をしてきております。これについてはこの「SPACE TOWN 南種子」宣言が時期的にも非常に今後、効果が出てきて、いろんな町としてのPRに繋がっていくだろうということで、町民の皆さんからは非常にこう、期待をする言葉をいただいております。具体的な事業については、これからいろんな事業をしながらですね、さらに南種子町が発展していくような地域活性化にも繋がるような仕組みをしっかりと作っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 款の2総務費12ページからは18ページまで、他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の3民生費、18ページから22ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の4衛生費、22ページから24ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の6農林水産業費、24ページから27ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の7、商工費、27ページから28ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の8、土木費、28ページから30ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 款の9、消防費、30ページから31ページ、質疑はありませんか。

んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 款の10、教育費、31ページから38ページ、質疑はありますか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 33ページ、荃南小学校建設費用について、地元等説明会はもう行われたのかどうかちょっと確認。行われてなかったら、いつ行われるのか、行われたいつごろ行われたのか、その確認だけお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課長。

○管理課長 答えいたします。

地元説明会は事業開始時に、公民館長、あとPTA関係者をもって実施をしております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 地元枠で、何名ぐらい参加されたのか。建設にあたっての要望等が出されたのか出されてなかったのか。その点について説明いただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課長。

○管理課長 答えいたします。

正確な人数はちょっと把握はしておりませんが20名程度だったというふうに思います。要望については、節目節目でのまた変更があったときですね、説明であったりとか、そういったことを情報を流してくれといったような要望があったかというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 地元説明会は、関係者だけということですが、学校というのは地域の学校になるんです。ですからやっぱり、地域住民全員を対象としたですね、説明会を開く、学校を建設する前にですね、やっぱり開いて欲しいと思うんですがその気持ちはありますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 管理課長。

○管理課長 説明会については各集落の公民館長にすべて案内をして、学校関係者にも案内をしたところでございます。これからの全体の説明会の実施ということでございますけれども、現在もう工事に入っておりますし、当初の説明から大きな変更もございませんので、現在、現段階で改めて説明会を開くといったことは考えていないところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 款の 11、災害復旧費、38 ページ、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 款の 13、諸支出金、38 ページから 40 ページ、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 次に、歳入、款の 7、地方消費税交付金、3 ページから、
款の 21 町債、11 ページまで、一括して質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 次に、第 2 表、継続費、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 次に、第 3 表、繰越明許費補正、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 次に、第 4 表、債務負担行為補正、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 次に、第 5 表、地方債補正、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 次に、全般にわたり質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。
これから、議案第 18 号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号令和 6 年度
南種子町一般会計補正予算（第 9 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 19 号 令和 6 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第 4 号）

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第 20、議案第 19 号令和 6 年度南種子町国民健康保険事
業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。
当局の説明を求めます。くらし保健課長。
- くらし保健課長 議案第 19 号令和 6 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補

正予算第4号についてご説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,807万8,000円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,560万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、主なものについて歳入予算からご説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1、国民健康保険税につきましては、賦課更正等によるもので、278万1,000円を増額するものでございます。

次に、款の6、県支出金につきましては、交付決定見込みによる普通交付金が主なもので、1,514万6,000円を増額するものであります。

次に、3ページから4ページ、款の10、繰入金の他会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金が主なもので、199万4,000円を減額するものであります。

次に、4ページ、款の10、繰入金の基金繰入金につきましては、国民健康保険基金繰入金367万9,000円を減額するものであります。

次に、款の12、諸収入につきましては、不当利得変納金の増額が主なもので、諸収入合計で582万4,000円を増額するものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

5ページをお開きください。

款の1、総務費の総務管理費、徴税费及び運営協議会費につきましては、それぞれ、執行見込みや執行確定によるもので、総務費合計で72万7,000円を減額するものであります。

次に、6ページから7ページ、款の2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費に係る診療報酬負担金が主なもので、保険給付費合計で2,393万3,000円を増額するものであります。

次に、7ページ、款の6、保健事業費の保健事業費につきましては、会計年度任用職員給与の減額が主なものでございまして、388万8,000円を減額するものであります。

次に、8ページ、款の6、保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査、特定保健指導委託料の減額が主なもので、124万円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 非常に乱暴な、質問になるんですけど、国保関係後期高齢者介護保険を見てもですねこの補正予算では、大幅な変更はないわけで、ほぼ予定とおりの金額で推移をしております。これからですね、これ南種子町民の健康度を見る数字というのはなかなかないものですから、この三会計からですね大幅な増減がなければ、非常に乱暴なんですけど、町民の健康度はさほど悪くなってないというような見方をしているのかどうかですね、なかなか極端に悪ければ補正も組まれるかなと思うんですが、担当課長としてはどういう見方をしておられるかね、教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） ぐらし保健課長。

○ぐらし保健課長 ご質問にお答えをいたします。

なかなかですね一概に言えないところもございまして、先ほど当初予算の方でも、国保の医療費は6億程度ということで、医療費がしておるところですけども、その年その年によりまして傾向が大分違いました、現在の傾向で言いますと、医療費の方は、ちょっと増えてきているような状況で、高額療養費の10万点以上のものにつきましては、ちょっと件数と、今令和6年度の同時期を見ましても、件数、それから費用額ともに増加をしている状況でございます。

特別会計への運用状況ですけども、そういった医療費につきましては交付金普通交付金等、国県の負担もございまして、何とか繰入金、基金繰入金の方も今回補正で減額をいたしまして、健全な運営ができていないかなというふうに感じているところです。

ちょっと回答になるかどうか、ちょっとわかりませんが、その病気の関係につきましても、今年去年のその病気の疾病関係の状況につきましては、例年ベスト3に入っていなかった循環器関係、心臓病関係がちょっと第2位の方に上がってきておりますので、そういったところを中心にまた令和7年度は保健指導等も行いまして、いきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号令和 6 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 20 号 令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第 21、議案第 20 号令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

- くらし保健課長 議案第 20 号令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 3,218 万 8,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,765 万 8,000 円とするものでございます。

第 1 表の歳入歳出補正予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして、歳入予算からご説明いたします。

3 ページをお開きください。

款の 4、国庫支出金、次の款の 5 支払基金交付金、3 ページから 4 ページ、款の 6 県支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の補正に伴い、それぞれ負担割合によって減額するものでございます。

次に、4 ページ、款の 10 繰入金の一般会計繰入金につきましては、介護給付費繰入金の減額が主なもので、559 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、款の 10、繰入金の基金繰入金につきましては、介護保険基金繰入金 618 万 8,000 円を減額するものであります。

次に、4 ページから 5 ページ、款の 13、諸収入につきましては、各種介護保険事業利用負担金の減額で 61 万 8,000 円を減額するものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

6 ページをお開きください。

款の 1、総務費につきましては、介護認定審査費の委員報酬の減額が主なもので、総務費合計で 183 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、7 ページから 10 ページ、款の 2、保険給付費の項の 1、介護サービス等

諸費から項の 7、特定入所介護サービス等費につきましては、今後の所要見込みによりそれぞれ減額補正を行うものでございます。

次に、10 ページ、款の 5、地域支援事業費の項の 4、介護予防・生活支援サービス事業費から、13 ページ、項の 7、包括的支援事業及び任意事業につきましては、所要額見込みによりましてそれぞれ減額補正を行うものでございます。

次に、13 ページ、款の 8、諸支出金の償還金及び還付加算金につきましては、前年度地域支援事業国庫補助金返納金 12 万 5,000 円を増額するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号令和 6 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（塩釜俊朗議員） ここで 14 時 10 分まで休憩します。

—————・—————
休憩 午後 2 時 0 1 分

再開 午後 2 時 0 9 分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 22 議案第 21 号 令和 6 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 22、議案第 21 号令和 6 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計（第 4 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長。

○くらし保健課長 議案第 21 号令和 6 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 81 万 3,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 710 万とするものでございます。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきまして歳入予算からご説明いたします。

3 ページをお開きください。

款の 1、後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の異動等に伴うもので、43 万 7,000 円を増額するものでございます。

次に、款の 4、繰入金につきましては、事務費等繰入金 100 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、款の 5、繰越金につきましては、前年度繰越金 27 万 6,000 円を増額するものでございます。

次に、3 ページから 4 ページ、款の 6、諸収入につきましては、一体的実施事業収入の減額が主なもので、諸収入合計で 52 万 4,000 円を減額するものであります。

次に歳出をご説明いたします。

5 ページをお開きください。

款の 1、総務費につきましては、国保データベースシステム負担金の減額が主なもので、23 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料納付金 43 万 7,000 円を増額するものであります。

次に、5 ページから 6 ページ、款の 3、保健事業費につきましては、一体的事業実施に係る報償費の減額が主なもので、101 万 7,000 円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号令和 6 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 22 号 令和 6 年度南種子町水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 23、議案第 22 号令和 6 年度南種子町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 議案第 22 号令和 6 年の南種子町水道事業会計補正予算書（第 4 号）についてご説明申し上げます。

予算書 1 ページをお開きください。

第 2 条は、収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入を 166 万 2,000 円減額し、2 億 4,787 万 8,000 円、支出を 286 万 2,000 円減額し、2 億 6,312 万 1,000 円とするものでございます。

第 3 条は、予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして、記載のとおり改め、資本的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、款の 3、資本的収入の既決予定額を 850 万 7,000 円減額し、1 億 1,376 万 1,000 円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

第 4 条は、企業債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について改めるものでございます。

第 5 条は、利益剰余金の処分について、繰越利益剰余金のうち 1,924 万 9,224 円の処分を定めるものでございます。

3 ページについてはお目通しをお願いいたします。

4 ページをお開きください。

予算事項別明細書についてご説明いたします。

まず、収益的収入になります。

款の 1、水道事業収益、項の 2、営業外収益につきましては、目の 3、長期前受金戻入による工事負担金 165 万 8,000 円の減額が主なものでございます。

次に、収益的支出となります。

款の 2、水道事業費用、項の 1、営業費用を 286 万 2,000 円減額するものでございます。

内容につきましては、目の 1、原水及び浄水費の取水や浄水費に関する経費を増額し、目の 4、総係費を実績により減額するものでございます。

目の5、減価償却費については、決算見込みにより固定資産除却に伴う償却未済分を減額するものです。

5ページをお開きください。

款の3、資本的収入になります。

項の1、企業債、目の1、建設改良企業債、水道施設改良等事業の借入を見直し、920万円減額するものです。

項の5、工事負担金については、県道荃永上中線配水管移転補償工事の実績に伴い69万3,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 数字的などころはですね、あの伺うことはないんですが、水道課が建設課に統合してですね、まだ約半年が経過するわけですが、現場はですね、古い水道管が町内にはりめぐらされてるということであちこちで水道漏れ等が多発してる状況というふうにお聞きします。町民の水道を預かる重要な任務ですが、現場で働く職員にはですね大変迷惑もかかって負担もかかっているのかなあと思っているんですが、水道課から単独から建設課にへ統合された、ということで現場への負担状況は改善されてるのか。横ばいなのか、いや、負担が増してるのかですね、そこら辺はちょっと我々からは見えにくいんですが、担当課長としてはどういうふうにとらえてるのか、教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 水道業務につきましては、建設課に統合されまして、水道係ということで、水道担当参事をはじめ、水道係の係長、係と、今3人体制で、水道係として、業務を行っているところであります。漏水工事等につきましては、年々増加傾向にありまして、職員も大変苦勞をしてるところだと感じております。老朽管につきましては、年次、今後更新事業を進めていきますので、そこら辺の漏水等についても、減少傾向になっていけばなというふうには思っております。

また、技術が統一された関係で、その現場の方もですね、技術職員も出るようには、している状況でありますけど、そこら辺、技術職員が5人体制になりましたので、臨機応変に、現場にも行ったりして、そういった業務の軽減を図りたいとは思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号令和6年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第24、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所は、鹿児島県熊毛郡南種子町中之下1860番地12。氏名、上山幸夫、昭和26年7月8日生まれでございます。

本件については、人権擁護委員につきましては、法務大臣が委嘱する委員であります。これを推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

上山幸夫氏は、人格、識見ともに適任者と認め、同意を求めるものでございます。ご同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する議会の意見は、これを適任とすることに決定したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第25 陳情第3号 南種子町議会議員定数削減に関する陳情について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第20号、陳情第3号南種子町議会議員定数削減に関する陳情についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第3号、南種子町議会議員定数削減に関する陳情については、議長を除く9名の委員で構成する「南種子町議会議員の定数削減等調査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号南種子町議会議員定数削減に関する陳情については、議長を除く9名の委員で構成する「南種子町議会議員の定数削減等調査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、川内田行博議員、野首久教議員、平島強議員、福島照男議員、名越多喜子議員、柳田博議員、大崎照男議員、上園和信議員、濱田一徳議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会委員は川内田行博議員、野首久教議員、平島強議員、福島照男議員、名越多喜子議員、柳田博議員、大崎照男議員、上園和信議員、濱田一徳議員を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中にただいま設置されました特別委員会の正副委員長の互選をお願いをいたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時44分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

南種子町議会議員の定数削減等調査特別委員会の正副委員長が決定した旨の報告

がありました。

委員長に濱田一徳議員、副委員長に上園和信議員、以上報告いたします。

日程第26 請願陳情委員会付託

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第26、本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付しました請願陳情審査文書のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告いたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月18日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時45分

令和7年第1回南種子町議会定例会

第 2 日

令和7年3月18日

令和7年第1回南種子町議会定例会会議録

令和7年3月18日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）
- 日程第3 委員長報告（産業厚生委員会・所管事務調査）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 阜 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長	園 田 一 浩	書 記	砂 坂 英 明
-----	------------	-----	------------

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀
税 務 課 長	西 村 一 広	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	保 育 園 長	才 川 い ず み

教育委員会管理課長兼
給食センター所長

松 山 砂 夫

教育委員会
社会教育課長

濱 田 伸 一

農業委員会
農事務局長

羽 生 幸 一

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順番、内容については、お配りしております、一般質問通告書により行います。

それでは、順番に発言を許します。初めに、柳田博議員。

[柳田 博議員登壇]

○6番（柳田 博議員） 改めましておはようございます。令和7年第1回定例会のトップバッターとして、一般質問をできますことを大変うれしく思っております。議長諮問でありました、議会運営委員会で調査を、調査研究をいたしておりました、デジタル化の推進であります、今回より議事堂の設備も一新し、庁舎内でも本本議会のライブ配信が見られるようになりました。

またこのデジタル化の推進は、ペーパーレス化が最終目的であり、推進半ばであります。できる限り早い、早期に進めて参りたいと思っております。

また、「SPACE TOWN 南種子」としてロケットの打ち上げも順調に成功しており、県内はもとより、全国に名を知らしめていることは間違いないと思っております。それでは通告に従い、質問をいたします。

まず1番目に、子ども医療費助成事業についてお尋ねします。

県は本年4月より、子ども医療費助成事業における新制度を開始するとのことであるが、本町の子ども医療費助成事業は、鹿児島県新制度開始後、どのように変わるのか、また、重度心身障害医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業の対象となる子ども医療費助成事業はどう変わるのか、内容等についてご説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 議員から、まずデジタル化の推進について少しお話がありましたので、そのことについて触れておきたいと思えます。

議会におきましては、議会運営の透明性や議会に対する関心を高めるねらいから、本定例会からライブ配信が開始をされましたが、多くの方が望む動画配信サイトユ

ーチューブではなく、南種子町役場のホームページから視聴することができるようになっております。熊毛管内では西之表市中種子町に続くライブ配信ということで、3月6日付の南日本新聞でも取り上げられたところでございます。

他の自治体では、ライブ配信を早ければ当日遅くとも翌日には録画映像を見ることができておりますが、先般の定例会初日の3月5日の施政方針の内容を録画映像で確認しようとしても見ることができず、確認ができない状態が続いておりました。

私といたしましては、今回は公立種子島病院の件など重要な行政報告もありましたので、執行部において、行政報告と施政方針については、3月の7日に動画配信サイトユーチューブで配信をし、町民の皆様を中心に情報提供をしたところでございます。

しかしながら、他の議案審議も含めて3月5日の議会内容については、1週間後の3月11日には、見れるようになったとのことではありますが、過去の録画映像で利用しておりました動画配信サイトユーチューブではなく、別の専用サイトにつながなければ見ることができないことから、非常に不便で多くの町民の方などが望むものになっていないと感じたところでございます。

また、ライブ配信などに係る費用については、議場音響動画配信システム構築業務委託として、令和6年度補正予算第3号で債務負担行為を設定し、議決をいただきましたが、実際のところは予算措置から導入に至るまで今定例会に間に合わせるため、どちらかという、町執行部側の主導で進めてきた案件ではなかったかというふうに思っております。

近年議会は町民に開かれた議会というフレーズを発信しているようですが、ライブ配信はしても、町民が望むものでなく、町民や本町に関心のある方々が、後日録画映像を見ることができないということは、私としては、開かれた議会、議会に対する関心を高めるねらいからはほど遠いものだと感じております。

他の自治体ができていることがなぜできないのか疑問であり、執行部側がいろいろ細かいことを申し上げるようなことではなくて、議会においても、町民目線でしっかり情報発信をしていくということは重要ではないかというふうに感じているところでございます。

それではご質問にお答えをいたします。

まず、鹿児島県の子ども医療費助成事業の新制度についてご説明をいたします。

現在の鹿児島県子ども医療費助成事業は、非課税世帯については、18歳以下の子どもに対し、医療機関等窓口での支払いを要しない現物給付方式により、自己負担額の全額を助成をしております。課税世帯については、6歳以下の未就学児に対し、医療機関と窓口で支払った医療費の自己負担の自己負担額のうち、月額3,000

円を超える額について、後日払い戻しを行う。償還払い方式により助成をし、その費用の2分の1を県補助金として市町村へ交付しておりますが、本年4月からは、課税世帯の未就学児についても現物給付となり、県補助については、これまでどおり、月額3,000円を超える額の2分の1となります。

次に本町の子ども医療費助成事業の現状についてでございますが、非課税世帯の子どもについては県制度と同じく、18歳以下の子どもに対し、現物給付方式により、自己負担額の全額を助成。課税世帯の子供については、令和6年8月より18歳以下のものに対し、南種子町内の医療機関等においては現物給付方式により、自己負担額の全額を助成をしております。

町外の医療機関等については償還払い方式により、窓口で支払った医療費の自己負担額の全額を補助しておりますが、今回の県の新制度を開始の本年4月以降については、課税世帯を含めたすべての18歳以下の子どもについても、現物給付となり、県内医療機関等窓口での自己負担が無料となるところでございます。

しかしながら、ここで問題となりますのが、課税世帯の重度の心身障害がある子どもやひとり親家庭の子どもに対する医療費助成制度であります。県の制度では、重度の障害がある子どもやひとり親家庭の子どもについては、医療機関窓口で医療費の一部負担を支払い、後日その額が支払われる償還払い制度でとっているため、より支援が必要と思われ、重度の障害がある子どもやひとり親家庭の子供に負担を強いる制度になっているのではないかと考えております。

本町としては、障害の有無や世帯状況により差別をすることができないという基本的な考え方から、すべての18歳以下の子どもについて子ども医療費助成制度の対象として、医療機関窓口での負担を求めない現物給付方式とするため、重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度の対象である子どもについても、子ども医療費助成制度の対象とすることとしております。これについては、制度改正に伴う質疑応答の中において、鹿児島県も複数の医療費助成制度の対象条件を満たす者の制度の適用については、市町村において、利用者の意向や拡充内容を含めた各制度の利便性、経済的負担を考慮して対応をしてくださるようお願いいたしますと子ども医療費を優先するような指導を行っているところでございますが、実際に市町村が重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度の対象となる子どもについて、子ども医療により医療費助成を行った場合については、両制度の県補助金助成額の2分の1の額であります。この県補助金の交付対象外となるとのことで、町負担が増えることとなりますが、すべての子どもを差別なく支援するためには南種子町としてはやむを得ないと考えているところでございます。

本町からは鹿児島県の子ども医療費助成事業の制度改正に伴い、重度心身障害者

医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度の対象となる子どもについて、子ども医療により医療費助成を行った場合についても、両制度の補助対象となるよう、再三にわたり要望をしてきておりますが、鹿児島県は補助対象外であるの一点張りでございまして、県の負担を減らすような、市町村に負担を押し付けるような、実に私に言わせると、口喝的な取り扱いを行うことになっているのかなと思っております。

このことから、令和7年2月19日付の公文書において、南種子町長から鹿児島県知事に対し、鹿児島県が両制度補助対象としないこととした理由について、2月21日までに回答いただくよう依頼をしておりましたが、その回答については、県の担当係長から福祉事務所長宛のメール回答が送付をされ、その内容についても、本町から確認した内容に対することとは異なる回答であるなど、誠に不誠実な対応となっていると感じているところでございます。

私は、これまでも職員もそれからいろんなところでお話をしておりますけれども、前、前の伊藤元県知事でございますけれども、知事がよく言われておりました、知事就任前には、国で地方分権の推進を事務方のトップとして働かれておられた方でございます、この地方分権というのは、この地方分権によって国、県、市町村は対等協力の関係にしようという大きな改革だったと言われております。そしてこれからは市町村を大切にする行政、日本再生のためには、地方公共団体が頑張っていただきたいと思っていたというふうに述べておまして、この地方分権の趣旨は、国、県、市町村が対等協力の関係ということをしっかりと皆さん認識をするべきだと思っております。

しかしながら現在の鹿児島県においては、職員の勉強不足のためか、未だ市町村に対し、上から目線の上下主従の関係であると勘違いをしている職員が多く見受けられるようでございまして、県民のためにならない状況で誠に私にとっては、甚だ遺憾に感じているところでございます。

まず1回目の答弁を以上で答弁させていただきます。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） いろいろと県の方も対応が悪いということをお聞きしたわけですが、県の方針に基づいて、できるだけ、どの事業にも手厚い対応をお願いしたいものだというふうに思っております。

次に、鹿児島県指定介護老人ホーム、老人福祉施設特別養護老人ホームについてであります。

この後、ちょっと言いにくいですが、私は芙蓉苑の入所判定委員をしていますが、特別養護老人ホームの入所待機者が解消されていないと感じております。入

所を希望される方は基より、介護する方も高齢化が進み、老人ホームの役割はますます重要なものとなっていくと考えます。そこで本町の入所待機者の解消対策についてお尋ねします。入所退所を繰り返しながら、待機者数自体は減少もしていないように感じますが、入所者待機者数を把握しているか。

また、人数的に解消されてない原因はどこにあると考えるか、減少対策を教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 柳田議員のご質問にお答えをいたします。

島内においては、鹿児島県が介護保険法により、指定をしている特別養護老人ホームは、芙蓉苑の1ヶ所の他、中種子町に1か所、西之表市に2か所ございます。

令和6年4月の調査資料による入所待機者の状況については、重複して申し込みをされている方もおりますけれども、南種子町の芙蓉苑で31名、中種子町南界園で17名、西之表市の百合砂苑で2名、わかさ園で1名、延べ人数で51名、実人数で約33名程度となっているようでございます。

入所待機者については、議員がおっしゃるように、増加傾向にはありませんが、芙蓉苑では、毎年30名程度となっているところでございます。

令和6年度当初の特別養護老人ホーム入所者の内訳をしてみると、芙蓉苑の入所者の内訳は、南種子町の方が25名、中種子町の方が20名、西之表市の方が1名となっております。

隣接の南界園入所者の内訳は、中種子町の方が71名、西之表市の方と南種子町の方においては、それぞれわずか2名となっております。

施設によって入所者の割合に相当な差があると感じております。

このことについては、令和5年第3回定例議会で同僚議員からの一般質問においても答弁をし、医療・福祉関係会議において、県に対して何か対策がないのか要望をしてきたところでございます。しかしながら県からは、何ら回答や対策はありませんでしたので、地元選出国會議員の森山代議士にもこのことについては、以前ご報告をし、国や県に対して、この基準等について指導いただくようご相談をしたところがございます。その時にも大変おかしなことで何かがあるんだろうなというふうなことは話がございました。

この施設への入所判定については、議員もご承知のとおり、透明性、公平性を確保するため、鹿児島県が統一した入所判定の指針を示しているところでございます。

県の指定する介護老人福祉施設への入所については、県の示す入所判定基準において運用されておりますので、昨年7月に県知事に対して適切な運用がなされているのか各施設に対する調査を行い、必要によっては指導や助言をいただくよう要望

書を提出をいたしました。

同年12月に鹿児島県から回答があり、施設運営状況調査の結果、各関係資料調査をいたしました。特に指導、助言するべき点はなかったとのことでありました。

しかしながら、特記事項には、県の示す指針とは別の施設独自の規定があり、その内容についても問題なしということでしたので、本町に隣接する施設へ聞き取り調査を行ったところ、入所申込みをしている施設の通所や訪問等の在宅福祉サービス利用実績がある場合については、入所を判定するための点数に加点するという内容の規定があることを確認をいたしました。

これは、町民の方は、居住地にある施設の福祉サービスを利用する訳でありますから、その分が加点をされ、入所順位が有利になる可能性が極めて高い規定であり、本町の入所待機者が解消されない要因ではないかと考えているところでございます。

しかし、令和7年2月に開催されました熊毛地域保健医療福祉協議会において、県から、入所前の段階で通所やショートステイ等を利用している方について加点をするという入所基準については、地元住民だけを優遇するものではないと考えるとの見解の報告を受けましたが、私としては、この問題点を何も理解をされていないのではないかと感じるところでございます。

このようなことから、芙蓉苑長に同様の特記事項を規定するという事は問題なしとされている旨を報告し、見直していただくよう要請を行いました。

芙蓉苑においては、規定の見直しをされたとのことでありますから、今後、入所待機者の解消が図られるものと期待をしているところでございますけれども、内容をちょっと見てみますと、今度は介護歴にも高い加点を規定しているようであります。これは少しまた違っておかしくなってくるのではないかと私は懸念をしているところでございます。

議員も芙蓉苑の入所判定委員でございますので、今後ここら辺についてはしっかり協議、検討をしていただければありがたいと思います。

なお私としては、県はすべての施設に対して、やはり平等な基準での指導助言がなされるべきではないかというふうに感じているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 町長がおっしゃるとおりでありまして、私も入所判定の中で、保健福祉課長といろいろと提案をして、入所の基準を変えていこうかなというふうに思っておるところです。

90歳とか、高齢になってもですね、なかなか点数が上がらない。それで家族も高齢化ってきて、介護がなかなかよう行かないというふうなところもありますので、そこら辺は、町長が言われるように基準を変えていかなければいけないんじゃない

ないかなというふうに思っておるところであります。

次に福祉事務所について質問をいたします。

南種子町で、平成31年4月に福祉事務所を設置し、鹿児島県より生活保護業務等の事務移管を受けてから、もう7年になります。業務を行っているところであるが、これにより、住民サービスの向上が図られているか、お伺いをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、福祉事務所の設置により鹿児島県から生活保護業務のほか児童扶養手当業務、特別障害者手当業務などについても、本町において行うことになり、より住民に近い目線で対応することにより、早期の対応が行われ住民サービスの向上が図られているものと考えております。

しかしながら、生活保護業務においては、これまで県が業務を行っていたときには、柔軟な対応がなされていたものが、本町に移管された後については、県の本課から生活保護等の規定により厳格に対応するよう指導があり、かえって住民生活が困窮する事例が発生をしております。そして、私のところにも苦情として届けられるそういう事案が発生をしております。

本町としては、県が担当していたときに、数十年にわたり容認されていたものが、本町が担当することにより、県からの指導ということで認められずにかえって住民サービスへの低下へつながることがあってはならないというふうに私は考えております。

よって私としては、住民に不利益が生じるこのような事態となっておりますので、生活保護業務等を県へ返還するため、担当課に命じ、令和6年12月17日に鹿児島県へ、福祉事務所の権限移譲を廃止することに向けた協議の依頼文書を送付したところでございます。

その後、幾度となく県から県社会福祉課長名による令和7年1月10日付の文書において、本町の福祉事務所の権限移譲廃止に係る理由、そして経緯等の紹介や、令和7年2月10日付の文書により訪問調査についての依頼も来ておりますが、やはりこういう住民への不利益なサービスともとれるような業務を続けていくということは、住民の理解を得られないものと判断をしております。

このようなことから福祉事務所の権限移譲を廃止することや、その他にも、もう1件、令和6年7月9日付のウミガメ保護の権限移譲廃止につきましても、現在県の各種会議等においても、再三申し出を行っているところではありますが、申し出に早急な対応をとるどころか、引き延ばしのような対応ばかりを今しているように感じておまして、今後は国や県議会あたりにもここら辺の指導をお願いすべきか、

現在このことについては検討してるところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 町民が安心して健全な生活ができるようお願いしたのですが、議会等も全然認識してないのかわかりませんがやっぱりそういう対応が本当に、住民を苦しめているというようなところがあると思いますので、これからもいろいろな対応をお願いしたいものだというふうに思っております。

次に、公立種子島病院の医師確保のこれまでの経緯と現状についてであります。町長はこれまで町議会の中でも、公立種子島病院の医師確保の現状等について、幾度幾度と行政報告も行っていただいているところであります。病院の管理者として、日夜、医師確保対策にご尽力をいただいていると認識し、感謝申し上げるところであります。

私ども議会として何か手助けができないものかと思ひから、昨年11月16日に西之表市で開催された、あなたのそばで県議会において、県に地域医療に責任を持つ立場として、もっと真剣に考えていただきたい。我が国の医療保険制度は国民皆がどこでも、誰でも平等に医療を受けられる優れた制度にもかかわらず、ここ種子島の南部医療圏においては、医療を平等に受けるどころか、県自ら医療過疎の解消に努めることを放棄しているのではないかと。県議会全員に状況を認識してもらうため、あえて手厳しい問題提起をさせていただいたところです。そのことについては、何の回答もありません。

公立種子島病院の医師の確保については、町民皆さん心配している関心ごとでもありますので、現在の医師確保対策のこれまでの経緯と現状についてお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 柳田議員のご質問にお答えいたします。

まず、その前にあなたのそばで県議会その中においても、この医療を平等に受けるどころか県もしっかりこれをやるというようなことまで議員には、そういう要望をしていただきまして、誠にありがとうございます。

また、病院議会においては、病院議会議員の塩釜議長そして福島議員、川内田議員においては、これまでのご説明、ご理解をいただいてそして同意案件にもご同意をいただきました。本当に感謝申し上げたいと思います。

その他にも、行政報告をさせていただきましたが、この内容を議員の皆様お聞きをし、そしていろんなことが起こっておりますけれども、町長とにかく頑張れと、そういう声をいただいたことに、皆様方に感謝を申し上げたいというふうに思います。

それではご質問にお答えをいたしますが、初めに、現在の公立種子島病院の医師につきましましては、議員の皆様もご承知のとおり、野田院長と藤原先生、及び昨年12月よりご勤務いただいております前田先生の計3名となっております。

なお、野田院長におかれましては、これまでの隔週勤務に加えて、現在は勤務外の週においてもご調整をいただき、数日間を当院で勤務いただいておりますところをごさいます、大変感謝をしているところでございます。

また藤原先生におかれましては、この3月末で退職されることが決定をしております。藤原先生には4年近くの間、当院でご勤務いただき、地域医療を支えていただきました。心から感謝を申し上げますとともに、新天地でのご活躍をお祈りしたいと思っております。

さて、公立種子島病院の医師確保につきましましては、昨年12月議会定例会の行政報告の中で、2月中旬よりもう1名の医師が着任の予定で、現在交渉準備中であると述べておりましたが、その医師につきましましては、病院見学のため、今年の1月20日に来院をされ、院長と面談した際に、奥様が病に倒れて介護が必要な状態になったことから、常勤での勤務は無理になったということでございました。4月から非常勤で長くても週に3日これ勤務できないか家族と相談をしてみるとのことでしたが、残念ながらその後、その医師との進展はなかったところでございます。

またその医師とは別に、1月17日に医師募集を見て連絡をしたという、42歳の医師から問い合わせがあり、その後1月21日に院長とのWeb面談を実施いたしております。

2月7日には当院に来院され、病院見学までされたようでありますけれども、勤務条件に関する、少し無理難題のところもございましたようで、結局合意には至らなかったところでございます。

このことから、4月以降は野田先生、それから前田先生、そして3月中旬より、現在もご勤務をいただいております、新井先生の3名体制となる予定であります、3名体制での外来診療及び、病棟管理を含め、大変厳しい状況にあることは変わりがないところでございます。

また当分の間、週ごとに非常勤の医師にご勤務をいただくよう調整を行っておりますので、議員の皆様にもこの厳しい現状をご認識願いたいと思っております。

医師の確保につきましましては、先日の行政報告でも述べましたが、これまでの6年間、そしてまた議会への呼びかけ、そしてその他関係者などの協力、そういったことも、なかなかございませんでした。

そういった中で何とか確保いたしましても、勤務後数ヶ月でお辞めになられたケ

ースなどがあって、これまでのような方法で医師を確保していくことに限界を感じたところでございます。

医師確保については、先般、説明をいたしましたように、医療法人にお任せをし、経営状況の改善と併せて、公立病院の改革を図って参りたいというふうに考えているところでございます。

また、この医師の関係につきましては、現在、いろいろ医療法人の方とも、何とかお医者さんを臨時的にでも行き来ができるような体制ができないかとかそういったことも、お話をしながら、何とかここを補えるように、話を進めているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） ありがとうございます。町長大変ですけども、医師の招へいについては、ひとつ頑張っていたきたいと思ってるところであります。

次に、3月4日から始まっている中種子町議会の中継を拝見させていただきました。公立種子島病院の構成町である副管理者の中種子町長の行政報告があったようでございます。内容等については、同意案件ということで、現時点では、協議を進めたいと強い意向の申し出があった、医療法人徳洲会との協議を進めることの同意をいただいたところでございます。

現時点では、医療法人徳洲会だけとの協議と限定はせず、他事業者の意向も確認しながら、両町民にとってよりよい方向に向けた病院改革の方向性を決定するため、今後、病院議会議員の皆様、また、各部門との協議調整を進めることといたしておりますと、中種子町長田淵川町長は、行政報告で発言しております。

本町の議会開会日の3月5日に行われた町長の行政報告とは、何かニュアンス的な私の勘違いなんですか、違いなのか受け取り方が微妙に違うように思えるのですが、町長も拝見されたと思います。町長の考え方をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

令和6年12月24日に南種子町長と中種子町長の連名で要望書を作成をしております。そして私と事務長とで、東京本部訪問をして、理事長及び本部長と面談をしたということは、先般述べたとおりであります。

これが最初の事態打開に向けた動きの始まりであります。

このことにより、徳洲会の理事長は、南種子町長、中種子町長が連名で提出をした両町長の公印をついた要望書に対して徳洲会として答えているわけでありますから、おかしなことだなというふうに私も思います。

これはあくまでも私ども両町長が、事態打開のために最初に正式な要望書を提出

した訳でありますから、現時点で医療法人徳州会だけの協議等は限定をせずとか、他事業者の意向も確認しながらとかという話は、今さらちょっとおかしなことでこのような話が出てくることについては、私も少し理解に苦しむところでございますが、話については、いろんな医療法人いろいろ今、南風病院の方からも、また事務長からお話が、再度連絡が入っているところであり、そしてまた、3月の13日には、田上理事長が再度お話をしたいということでしたので、私はそれは、お話を聞いております。

前回よりも丁寧に説明はされておりますが、やっぱり基本的な考え方は、将来的にそういう診療所的なものだとかそういうふうな考えがあるということは、私はやっぱりあるんだろうなというふうに感じているところでありまして、そういうお話ありますが、現在同意案件で同意もいただいておりますので、これを粛々と交渉していくということが、私は私どもが出した要望書に答えた、それに対応する動きだろうというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 病院議会の議員の皆さんからも、財政的にもかなり厳しいというふうなお話も伺っております。事態は、急務だと思います。ひと肌脱いでもらって町長にも頑張ってもらっていただければな、それで町民のための病院であるがゆえに頑張ってもらいたいなというふうに思うところであります。

次に最後の質問になりますが、上野神社の取り扱いについてであります。

全員協議会において、上野神社の跡地について、財産的に取得をした方がいいのではと丁寧な説明を受け、うわぐさを取り壊す経費まで伺ったところであります。

そうなることが町民にとって最大の財産取得となると思っております。

私は地区の公民館長、地区の体育部長、町体育指導員、町陸上競技協会会長など、重複をしながら、20数年間携わってきました。その時代は、なぜあそこに神社があるのか、邪魔になるぐらいしか思っていなく、ここ最近その存在と経緯がわかったところであります。

令和7年2月1日付で、当議会に対し、陳情書も出された。陳情審査の結果、委員会は採択となりましたが、町でのまちとして、ぜひ財産取得をしていただきたいと思いますと思うところです。

特に、現在の利用価値は、解体に係る経費の数千倍に相当すると思いますが、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをします前に先ほどの病院のことを1つ付け加えておきたいと思えます。

ご同意をいただいて、今、いろんなことをこれから進めていかなければならんと思っておりますが、南種子町民、中種子町民の多くの方から、私の方にもとにかく、そういう、しっかりとした病院、築いていただくようお願いするという応援というか、そういうお言葉はかなりいただいております。ほとんどの方がそういう意向を持っておられるようで、また、両町の職員の方からもそういうふうに言われていますので、私はそういう住民のやっぱり希望する思いをやっぱりしっかりと受けとめてこれを進めて参りたいというふうに思います。

それではご質問にお答えをいたします。

旧上野神社につきましては、令和6年8月21日の議会全員協議会でご説明をいたしましたとおりでございまして、町において有効活用を希望し、寄付採納願の提出があったところでございます。

この旧上野神社は、昭和41年に町の推薦と要望を受け、バス会社建設のために、現在、現在地に移設された経緯を含め、陸上競技場や相撲場など、各種施設に隣接をした土地でございまして、有効活用が見込めることから、受納をいたしたところでございましたけれども、議会全員協議会において報告をし、そしてまた、令和6年12月定例会の中でも、再度説明を行いました。若干1名の賛成の意見のほか、賛成のご意見が私はなかったというふうに、ご記憶をしております。

この旧社殿の解体について、そういうことから、了承を得るということは非常に厳しいかなと思っております。そのため、現在のこの議会の中において、ご理解をいただくことは困難ではないかというふうに判断をしたことから、令和7年1月20日付で、寄付受納の取り消しを書面で提出をしたところであります。

そうしましたところ令和7年2月5日付で、寄付受納の取り消しに対しまして、記念碑の撤去、敷地内の電柱移設、陸上競技場内にあった旧山道の返還、または代替地の確保など、要望書の提出があったところでございます。

ご質問の経費等については、総務課長から答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 柳田議員の質問にお答えをいたします。

解体費用は概算で589万6,000円程度を要しますが、周辺の土地を買収した単価で試算した結果、旧参道以外の旧社殿等用地のみの面積でございまして、2,200万程度必要でございまして。

記念碑の撤去など多額の費用を要します。また、旧参道の代替地を別に確保した場合、陸上競技場や相撲場等を利用する町民の皆様に多大なご不便を与えることを危惧しているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 上野集落といいますか、氏子の方からそういう要請書が来たということではありますが、それを白紙に戻して、上野集落のものになるということは、非常に出費も多難になってくるんじゃないかなと思う点から、今回また、委員長の方で、陳情者の報告があると思います。採択もあると思いますので、そこでまた検討していただければ、いただいて、どうしても受納していただくように、お願いしたいなというふうに思うところであります。

以上をもちまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗議員） これで柳田博議員の質問を終わります。

ここで概ね10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時49分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、濱田一徳議員。

[濱田一徳議員登壇]

○9番（濱田一徳議員） おはようございます。

14日の日に西之地区で行方不明者が出たということで、土日、役場職員の方々も半分以上の方々が出ていただき、捜索をしておりますけども、いまだに発見に至っておりません。1日も早い元気な姿で発見されることを願いつつ、私の一般質問に入らせていただきます。

1点目です。

役場職員の新規採用業務改善についてということで、2点ほど質問をしたいと思っております。

中途退職者や役職定年で、来年度の人員不足が心配されますが、その実情及び不足分の補完対策についての考えを、知りたいと思います。

公務員人気は、その時々々の社会情勢である程度の変化はありましたけども、概ねどの時代でも人気業種の1つでありました。しかし、ここ数年間を見ると、民間に活力があるとは思えないのに、公務員という身分を捨てて、中途退職者が毎年見受けられます。これは南種子町に限ったことだけではなく、西之表市や中種子町でも同じ現象があるというふうに伺っております。その原因や理由については、以前一

般質問で伺っておりますので、その対策をとっていることと思います。

そこで、来年度の役場職員の、事務分掌表で示す、或いは必要人員と、みなす数、この定員に対して、来年度採用予定者の数及び採用試験受験者数を、教えてください。

また、予定していた採用人員に満たない場合、人員不足分を他の職員が負担することになると思うが、その負担軽減策など、業務改善について、町長はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

数制的なことについては、後程総務課長より答弁させますが、負担軽減対策を含めた業務改善のことについてお答えをしたいと思います。

まず、中途退職者の退職理由といたしましては、自分に合っていなかった、または資格を取って違う道に進みたい。あと家庭の事情など様々な理由がございますが、その他に、これまでの慣例や、やっぱり議会あたりから、同一家族の勤務に対する批判的な発言などがこれまでありました。そういったことを、やはり、これまで辞められた方の中にも、退職の理由にされている方がおられます。

そしてまた、採用試験受験の希望者が少ない理由についても、呼びかけはかなりしてきておりますけれども、なかなかこちら辺のことが、やっぱり払拭をするというところには至ってない面も多少あるのだろうというふうに思っているところでございます。

そのような中で、議員のおっしゃるとおり、近年の職員の採用状況は非常に厳しい結果でございます。令和元年からの状況でございますが、退職者 49 名のうち、病院職員を除いて 45 名でありますけれども、社会人枠や年齢制限を 30 歳、35 歳、40 歳というふうに引き上げを行って参りましたが、それにしても残念ながら 33 名の採用となっているところでございます。

そのような中で、現時点でのこの事態をやっぱり打開していかなければなりませんので、先般 12 月の定例会で条例改正を行いまして、これは技術職の不足の分に対応するわけではありますが、水道事業と総合農政課の土地改良係を 1 月 1 日付で建設課に統合いたしまして、業務の統合を行ったところでございます。かといって、全体的な人員不足を解消することには、現在も至っておりませんで、各課において事務の簡素化を含めた効率化や、係間の横断的な対応と第 2 号会計年度任用職員フルタイム職員になりますけれども、こういった方々を採用するなどして、住民サービスの低下にならないように対応しているところでございます。

4月の時点においては、新たに職員が3名ほど採用になります。

そして今本土の方に派遣をしております職員が2名返って参ります。

そして1月1日付で新規採用を、これはもうすでに、今配置をしてる職員もおられますので、こういったところと、そしてまた、役職定年の方々との個々の関わりを、しっかりどのように持つかということをしっかり今後考えていかなければ、今の現状としてはそういう状況であるということをお願いしていきたくと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 濱田議員の質問にお答えいたします。現在の事務分掌からの定員でございますが、現在122名としております。令和7年度の新規採用職員は4名でございますが、そのうち1名については1月に現在も採用しております。職員採用試験は5月、9月、1月の合計3回でございます。9月においては、鹿児島会場での試験会場ということでしております。申込者数は6名、うち受験者は5名ございました。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございます。私が新任の頃、先輩からいつも言われていたのが、人が足りんということと言うなど、銭がなかちゅうこと言うなど、銭のことと人のことは言うなど。そのように私なんか言われて、業務に励んできた経験がございます。いろいろと業務改善もなされて、今回農政課の技術者、水道課、これを建設課にまとめたということで、非常に町としても、改善を行っているんだなどというのは、私も目の当たりにして理解しております。

それから、次の質問に移りたいと思いますけども、役職定年後の職員の業務内容についてどのように考えているかということで、お聞きします。

60歳定年が段階的に65歳まで延長されますが、60歳を過ぎた場合、役職停止になり、課長職などについていた方々は、軒並みすべて係長職になるわけでございます。役職定年を迎え、役場にそのものそのまま残る方というのは、約40年間にわたって、数々の経験を積み、幾多の修羅場をくぐってきたと思うんです。そのような経験豊富で、業務に精通した貴重な人材でございます。その方たちが残ってくださるわけですが、そのような方々が、3月31日を境に、これまでの給料から30%カットとなった上に、それまで自分の部下として使っていた人たち、例えば立場が逆転する場合もあると思うんです、部署によりましては、そういうことからですね、この幹部職員で辞めた方々のモチベーションを維持しつつ、そして、仕事に誇りを持って、これまで以上に頑張ってもらうためにはですね、人事配置というのは非常に重要なことだと思うんですよね。

そこで、以前、同僚議員とともに、役職定年を迎えた方々に対する人事配置ということで、我々も議論をいたしまして、そして同僚議員の方から提案書も上がってきてると思うんですけども、役場の方でも、執行部の方でもですね、それらをいろいろと検討されたと思います。

今後について、その結果も合わせてですね、町長が、この役職定年者、これをいかに活用するかという、どのような考えを持っているのか、お伺いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

昨年の9月に議員がおっしゃられますように、川内田議員提案というふうに向っておりますが、濱田議員、他賛同議員連盟で、この提案をいただいたというふう聞いております。

議員からの提案書にもありましたが、役職定年後の職員の経験と実績は即戦力で、私も今後、若手のアドバイスや苦情対応など後輩のよき相談役としてこのことについては、私も大きな期待を寄せているところでございます。

提案書にあります、役職定年者の課を設置して、繁忙期や特別に業務が生じた場合など、課を超えて横断的に活躍できる職員として位置づけることで、業務の効率化と現在の人員不足を柔軟に解消することが、双方にとって効果的で実施を規定しているということでございます。

しかし現在10名弱の職員が不足をしている中で、どうしてもこの年間を通じて業務をしなければならない、配置をしなければサービスに影響が生じる部署や改善を進めなければならない部署を勘案をいたしますと、現時点で検討協議の結果、この新設の課を設置するということは、非常に厳しい状況であるということをお伝えしなければならないと思っております。

ただ、数合わせのような、そういうふうな人事を考えるということは毛頭思っておりません。やっぱりそれなりの経験を積まれた方々でありますので、皆さんのやっぱり先頭に立っていただきたいという面もありますし、本町が抱える課題が、病院も含め、いろいろございますので、この課題をしっかりと早急に解決をしていかなければならないところに、やはり私は力を発揮していただくことは考えないといけなかなというふうに思っております。

ですので、この役職定年者については、そういう課題を解決をしながら、その期間期間でもって、重要なポストを、そこを補完をしていくようなあり方も考えなければならないというふうに今考えているところであります。

この問題は、この役職定年というこの制度がある中では、避けてはとおれないものでありますが、現時点での次年度以降の3年間は、役職定年の対象者はいないと

ころでありますので、その間、職員採用も随時行いながら、また職員のモチベーションを落とすことのない、この人材育成そしてまたそういう配置がしっかりできるような体制を構築していくということを、そこはしっかり組み合わせてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 町長からもですね、しっかりと人事配置と考えると、業務を行ってもらおうという回答をいただきました。本当に役職定年される方々はですね、経験豊富で、いろんな経験をされている方だと思います。できることならですね、こういう人たちを、新しく入った新人の方たちの指導員としてつけていただいでですね、そしていろんな業務を体験させて覚えさせると、こういうのも大事なかなと。これだけ退職者が多くてですね、そして役場の人員が足りなくなると、人口は減っていく。これ役場だけじゃなくて、どこの職場も人員不足は否めないところでございます。その中で、いかに効率よく仕事をしていくかとなると、やはり役職定年で定年されていく方々をうまく使って、そして業務改善を図っていくというのもこれは重要なことかなと、私的には考えているところですので、ぜひ町長の方で改革を進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

助成金補助金の拡充についてということですね、この問題につきましては、非常に財政を伴う問題でありますので、それを考えた場合にですね、なかなか厳しい問題もあるのかなあというふうに考えているところでございます。

表現が正しいかどうかはちょっと私もわかりませんが、コロナ禍頃から、国による補助金や町単独による補助金などで、町民の生活応援援助がなされて参りました。これはこれで非常にありがたいことではありますが、一律に国民への援助がいいのか、必要などころに限って援助するのがいいのか、議論が分かれるところでもあります。

また今回私が提出していますこの助成金補助金についてもですね、先ほど言いましたように財源を伴うものであって、多種多様な考えが、意見があると思います。

また内容を見られれば町民全体へのメリットじゃなくて、一部の家庭に対する、補助ではないかというふうに考える方もいらっしゃると思います。

そこで賛否両論あるところは承知の上で、質問を続けたいと思います。

まず1番目のですね、子どもの小学校中学校入学時の助成制度の拡充についてということでもありますけども、少子化、少子高齢化が進み、本町も例がなく、人口減少は進んでいます。子育てにやさしいまちづくりというのは今後の大きな課題の1つだととらえております。

本町では給食費の無償化をはじめ、昨年は町長の英断により、鹿児島県に先駆けて子ども医療費の無償化、これも実現しました。また、奨学金制度の充実も図られたところでございます。

国会においてはですね自民、公明、維新の3党合意による高校授業料無償化も見られ、予算が通っているようでありますけども、子育て環境の充実が図られているなどというふうに考えているところです。

現在、本町ではですね、新入学の児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対し、小学校で約5万7,000円。中学校で6万3,000円の学用品などの援助がなされているようでございます。

この援助がですね必要と認める基準というのが当然あると思うんですけども、この基準のですねぎりぎりの所得のところで、援助受けられる人、受けられない人が当然出てくると思うんです。

どこの親御さんもですね子どもの入学ともなれば、せめて人並みに必要品をそろえてあげたいという気持ちになるのは当然であります。

しかしながら最近では物価高騰ですべての商品が、以前とは比較にならない値段になっております。ちなみに中学入学でこれ私の孫の話ですけども、制服体操着、シューズ、かばん、その他もろもろですね、中学校に入学するのに10万円以上かかったということで、鹿児島にいるんですけども、娘からそういう話を聞いております。

どの家庭でもですね、子どもの入学はお祝いであり、ながらもお祝いでありながらも出資はかさむということで大分負担となっているんじゃないかと思えます。そこで、現在のこの規定を残して、これは残しつつ、新たに入学する、小学生、小学校に入学する子どもさん、或いは中学校に入学する子どもさん、これの一部の、援助、準備金の援助、これを全額とは言いません。一部でも、どうか手助けはできないものかと思ひまして、町長にどのように考えていらっしゃるか。質問を出したところです。お願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えいたします。

現在児童生徒への就学支援については、教育委員会において要保護世帯、準要保護世帯を対象に、入学時の準備金以外にも幅広く支援を行っているところでございます。

議員ご指摘の、全児童生徒を対象にした入学準備金の助成につきましては、これは当初予算編成の段階でも、私どもも、何とかここができないかどうか、そういう検討はしてきておったところであります。

その他にも、農業関係でも、今回まとめ切らなかった部分がございます、そういうものを合わせてですね、現在それは引き続き、この状況を精査しているところでございまして、この支援の程度や財源などすでに協議を進めておりますので、このことについては早急に取り組めればなという思いは持っているところであります。早ければ、6月議会と言わずに4月末にはまた臨時会も開かなければなりませんので、それに向けた段階までに取りまとめができるかどうか。現在そういうふうなことでやっておりますので、何とか前向きに提案ができればなというふうに思っているところであります。

現状など必要であれば教育長に答弁させますが、ただ先ほどからありますように、これまでやっているものについては、それはそれで基準がございますので、ただまた新たにその基準をいろいろさわるということは、またその基準に基づいたいろんな意見が出ると思いますから、これは新たなものをしっかりと議論をし、精査をする必要があるというふうに、現在のところ感じているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 濱田議員の質問にお答えをいたします。

現在教育委員会で行っている就学援助制度は、学校教育法に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者ということで議員がおっしゃったように、その必要性を考え、援助を行い、保護者の経済的な負担軽減を図っているということでございます。

補助対象としている経費は、入学、新入学用品の他に、学用品、校外活動費、通学用品費、修学旅行費などとなっております。

このような就学援助制度の他に、町独自でやっているものとして、給食費の無償化、それから18歳までの医療費、無償などはもう先進的にやっております。

それから、出産時の祝い、それに独特なのが、誕生日の1歳2歳児に支給する5万円ずつの、出産補助金の支給など、子育て支援を総合的に行っている南種子町だと考えているところであります。

しかしながら新入学に伴う助成について先ほど申したとおり、法に基づいて就学困難と認められる児童生徒の保護者に行う制度でございまして、全児童制定の入学準備金の助成となりますと、現在の制度では対応が難しく、また、予算上も必要になってくるというふうに考えております。

つきましては、前向きに考えていくとすれば、新たな制度として、入学時の祝い金や応援金として、そういう形で、支給金額や交付要綱などを定めていくといったようなことなどを、町長部局とも協議を行っていくことが必要かなというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 大変前向きな回答で、もうありがたく思っております。

本来ならですね、この1番目と2番目の質問というのは、やはり、国が率先して、人口減少対策の取り組みの一環としてやってもらった方がですね、いいような気もするんですけども、まず自分たちの足元からできることをやっていこうと。いう趣旨でございますので、ご理解ください。

次の質問に入ります。

2番目に取り上げましたのが、不妊治療者の配偶者に対する付き添いへの助成についてということで質問をいたします。

少子化問題の取り組みの一環として、子どもを望み、不妊治療を受けておられる人たちへの助成制度の拡大を求める。というものであります。

現在、直接治療を受けておられる方へは、治療費、それから宿泊費、交通費などの、一部の助成がなされております。

県と町とで、3分の2だったですかねちょっとここ数字はあれでしたけども、そういう制度があるというのを伺っております。

これですね私その配偶者については、最初の診察のみ、お互いに診察を受けなければいけないんだから、両方に補助金が出るということのを伺ってますけども、2回目からは、片一方に原因があるという場合に、その原因のある方の治療のみということで、片一方の方は、対象外ということで、これ鹿児島県庁の担当者の方へも確認をして、県内で夫婦ともに補助金を出してるところがございますかということで質問したんですけども、県内では、それは把握されてないと、今ある規定の範囲内で、どこもやっておられると思いますと。いう説明を受けました。

若い、この不妊治療というのは、若い人たちがほとんど対象になると思うんですけども、やはり病院に行くのに、この南種子の場合であれば鹿児島まで行かないといけない。

そうしますと、1人、どっちかが配偶者、旦那さんであったり奥さんであったり、ひとり治療に行くのを一緒についていくというのがほとんどじゃないかと思います。それでですね、不妊治療を受けている方南種子町で、そう多くはないと思います。数的には1桁ぐらいなのかなというふうに私は考えているんですけども。だったら、この1桁の数字で、ほんのわずかな場合であれば、どうにかこの人たちにもっと、補助を出して、そして、少しでも人口減少の対策になればなと考えた次第でございます。

町長がどのように考えておられるか。聞かせてもらいたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

不妊治療につきましては、島内に保険適用となる特定不妊治療を行う医療機関がないことから、宿泊費の上限を5,000円とし、交通費との総額の3分の2の助成を行うというふうになっておるようでありまして、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの推進ということになっているところであります。

付き添いをする方の助成につきましては、身体的な介助を要しないということや、治療に対する助成内容の拡充を図る方がよいのではないかと考えるところもございまして現状では、助成がないところでございます。

治療される方は、受診される際の心配などを様々な不安があるかと思いますが、ここについては、国や県の情勢をしっかりと見極めながら、人口減少対策にも繋がることでもありますので、そういったことも踏まえながらですね引き続き、この制度をしっかりと維持支援を行いながら、このハイリスク妊婦への助成や乳幼児健診そして予防接種など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援というものについては継続しながらですね、どういったことが今後本当に必要なのかどうかということについては少ししっかりと調査をしながら、研究をして参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） なかなかですね、財源を伴う問題でありまして、また、現規定の中で、運用していくということで大変なものだと思うんですけども、地方から、こういう声を発信して行って、そして国の方でこういうのを真剣に考えてもらおうと。いうのも1つの私の目的でありますけども、やはり日本の人口というのは年々減少しております。南種子の人口もですね、私が鹿児島から帰ってきた頃は5,700人と言われていました。

もう現在5,200人と言われております。もう、この8年間の間に相当数減ってきてるんですよ。それで、やはり自分の集落に赤子の声が聞こえるというのは本当に未来を感じるものであります。

今まで、全然そういう声になかったのが、赤子の鳴き声を聞けば、ほっとするような、自分がここにいるというのは、自分も年をとってきたのかなあと感じるころなんですけども。ぜひ、子育て世代、これについては将来の国を担っていく。そういう子供たちを、育てるという意味からもですね、惜しみない援助をしていただけたらなというふうに考えておりますので、また、何かの治療を受けられる方の負担率を上げるとか、そういうのもまた検討していただいたらありがたいのかなと考えております。

次の質問に入らせていただきます。

この質問についてはですね、令和4年の4月、令和4年の12月の定例会で、各校区にある雑貨屋さん。あとはほとんどがたばこを販売しているお店だということで、だんだんと人口減少に伴って小さな校区のお店が閉まっていくと、もう今は校区によっては、お店がないというところも出てきたということで、どうにかこの商店を、継続させるためにも少し補助はできないかという質問をいたしました。その時は、種子島地区たばこ税連絡協議会ですがここにおいても現状では補助の対象ではないと。

また町内においてもすべてが自動販売機を設置しているわけじゃないので、なかなか補助の区別が難しいという町長の答弁をいただいております。

こういうことで前回これ出して、たばこというのは、今、健康を害するというところで、いろんな制約を設けられています。人前で吸うとかですね、介護のときもタバコ吸わずに外で吸えとか、そういうあれでまたは、たばこを愛する人たちにとっては厳しい時代なのかなあとというふうに感じてるところなんですけども。だけでもこのたばこ税、たばこを吸ってもらうことによって、税金というのがですね、南種子町に大体平均して、4,500万前後の税収が毎年もたらされています。

現在、たばこ販売業者が南種子町に14店舗あるそうです。中には自販機だけのところもあれば、店先で販売しているところもあると思うんですけども、この14店舗の方たちが、4,500万円前後の税収を上げてくださるというのは非常にありがたいことだと考えております。それでですね、いろいろと私も調べてみましたところ、昨年10月25日付の全国たばこ新聞というたばこ新聞がございまして、それにですね、ちょっと紹介してみますけども、たばこ税を活用した補助金獲得という記事が載っております。

これ鹿児島県の宮之城の組合、現在さつま町となっておりますけども、そこでたばこ税の税が約1億4,000万あると。いうことでありまして、これをですね業者の皆さん方が行政に働きかけて、町議会ですね可決をいただいて、新型自動販売機購入に係る費用の50%、50%といいましても、大体14、50万かかるそうですので、その半分ですね。

ただし、上限50万までの補助と、いうことで、そういう記事が載っております。それでですね、本町でも、この貴重なたばこ税これを、維持する上からも、たばこ販売業者にこのたばこ税の一部でも還元できないのかなと、非常に昨年紙幣も変わりました。そして、中には新しく自動販売機を買われた業者さんもいます。またコインメックを替えた業者さんもいます。自動販売機なんかも自腹で買わないといけないと、コインメックなんかも自腹だと、たばこの場合、仕入れも現金仕入れでないと、たばこ降ろしてくれないということで、小規模商店は非常に仕入れなん

かに対しても、やはり苦勞なさっているという話を聞いております。

たばこを進めるような答弁で申し訳ないんですけども、ただ税収とこの税収を上げる業者という、そういう単純な相対関係ですね、どうにかできないのかなということでこの質問をしております。

町長どのように考えますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

本件に関し関しましては、過去の議会でもご質問をいただいた経緯がございます。その際にもご説明を申し上げましたが、改めて本町の現状と方針について述べさせていただきますと思います。

たばこ税は、地方自治体の一般財源として計上をされているものでありまして、特定の目的に限定されるものではなく、町の行政運営全般にわたって活用される税収ということでございます。そのため、たばこ販売者に対する補助金としての支出は、法的な枠組みや、財政の公平性の観点から言いますと、慎重に検討する必要があるのではないかとこのように私どもは考えております。

このたばこ販売を営まれる方々は、近年の健康志向の高まりや、規制強化により売り上げ減少についてのご意見などについては伺っております。

しかし、たばこ販売は事業活動の一環でございまして、個別の業種に対しての補助金を支給するという事は、他の事業者との公平性を考慮すると、ちょっとご理解いただけるかなあという思いをしているところでございます。

本町では、飲食関係であったり商工会にもいろんな業種の方がおられます。そして、現在商工業全体の活性化を図るために、商工会を通じた支援策や、地域振興のための施策を講じているところであり、また、商工会長を中心に商工会の方にも申し上げておりますけれども、そういったものを全体、商工会全体として吸い上げていただいて、どういったことをやっていくかということに対して、町が商工会に支援をするやり方、そういうことをいろいろお話をしているところでありますので、どういうやり方でそれができるのかどうかということはちょっと研究する必要があるのではないかなというふうに思ったりはしております。

たばこ販売業を含めた小規模事業者の経営支援については、ただいま申し上げましたとおり引き続き商工会と連携をしながら、町全体の産業振興策の中で検討が必要ではないかなというふうに現在のところ考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 私も最初に申し上げましたようにこれは非常にこの財源を伴う問題であって、いろんな財源にはそれぞれ制約もございますので、町長の答

弁もよく理解できます。

町全体の商工業の発展ということで、今後も商工会の方と連携をいただいて、たばこ販売業者に対する支援という形じゃなくて、何らかの方法で、田舎のお店、これを継続させる、そういう施策を考えていただいたらなあという気持ちから、この質問を挙げておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、公共工事指名入札のあり方についてということで、公共工事の指名競争入札における業者指名について、町長の考えを伺いたいということで、1番目の質問を挙げておるんですけども、令和6年12月定例会におきまして、公共工事の業者指名について、私の方からちょっと問題提起をしたところでありまして、防衛省の再編交付金の人に、人に関しての関連ということで質問をさせていただきました。

あのときは、通告外の質問になってしまったものですから、町長の詳しい答弁等を、今回、聞かしてもらおうかなということで、この質問を挙げております。前回の質問の後ですね、建設業者の関係者の方々と数人の方とお会いしました。それでいろいろと実情等も聞かせてもらったんですけども、今、建設業界も非常に人手不足、後継者不足、こういうので、馬毛島の工事で活性化されてますけども、それに従事する人もいないと、というような厳しい状況が続いているという話をされておりました。

前回この質問の趣旨というのはですね、再編交付金の使った事業で、防衛省、或いは会計検査院なんかの監査が入った場合に、大丈夫なのかなというそういう趣旨で質問させていただきましたけども、防衛省とも、調整済みだという回答をいただいておりますので、深いことは言いません。それですね、公共工事の指名競争入札においては、今まで格付の規定の中で指名があり、指名された業者は、他にどのような業者が指名されているのか、わからない状態で行われておりますので、言えば公平になされているのかなあというのもひとつありますよね。それで、私としては該当する鹿児島県において、概ね5社以上を指名するのが通例になっておりまして、県下の自治体もほとんどそれに準じているようでございます。

私としては該当する格付ランクの業者が、通例として行われている5社以上で確保できないと判断した時点で、早急な内規の見直しなんかまで行う余地があったんじゃないのかなあというふうに、前回考えたものですから、前回のような質問をしたところでございます。

建設業につきましてはですね、町にとってはなくてはならない業種であります。台風被害、或いは大雨被害、まず一番先に駆けつけてくださって、災害対策をして

くださるのが建設業界の皆様方であります。その他にも道路管理、道路の維持補修、或いはまた、公共の建物なんかの発注、こういうのも町の発展には欠かせない業種であります。ここと良好な関係を持ちながら、そして、業者にも成長してもらおう。それで町もそれなりに、やっぱり応援できるものは応援していくと、こういう良好な関係でいくのが、正しいやり方かなと。

そこには線を引かなければいけないところは当然ございますけども、お互いに協力し合いながら、町の発展に貢献していくということでもあります。

その中ですね、建設業の格付というのは、その会社のいわば評価ですね。格付を1ランク上げることによって発注できる。仕事が増える。そういう業者にとっては非常に自分の会社の宣伝にもなります。

また、これですね、格付で入札ができなかったという業者も、よし次は、もうちょっと頑張ろうかということで格付を上げていくというそういう、意味合いもあって、また行政にとっても、その格付というのは非常に業者を信用する、ひとつの基準にもなると考えておるわけです。

今回、格付一部の業種については、格付を取り外して、指名を行うということも、内規で改正をしましたということをお伺いしておりますけども、今のような話もひっくるめて、全般的に町長がこの建設業の指名競争入札、これについてどのように考えているのか、例えば、町単独事業の場合は、できたら町内の業者を優先させたいとか、或いは国や県の補助事業の場合はどうだとか、或いは業者の規模によっては合同体を組んでもらうとか、いろいろと町長も考えがとおりだと思っておりますけども、その考えを聞かしてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをしたいと思います。

この前回のように格付で指名ができないというようなことがないように業者を育てていくということ今後の重要な課題となるのではないかなというようなことも言われましたが、これはそういうあらゆる業種においても、やっぱり南種子町内のこれは農業もすべてですけどやっぱりそういう人材を育てていくということは、これはもう本当にどの部分でも重要なことだと思います。

この件については昨年12月の第4回定例会において通告外でありましたが、質問をいただきました。その中で、私の答弁はもう何ら変わりませんけれども、ご質問がこの指名競争入札1社しか指名ができないという、その状況法的には問題ないと思っておりますということも議員からもおっしゃられました。

それで私もいる、議員も調べてみました。法的には問題はないけれども、道義的一般市民の常識から考えて、何でかなというような質問であったと思います。

そしてまた、もうひとつは、確か決算委員会の席であったということでもありますけれども、落札率が非常に高い98%、99%というものが大部分であり、指名競争入札で何社か指名しているけれども、辞退とか棄権が非常に多いということで、1社2社で入札したこともあるのかということを経営課長に尋ねたことがあったということも言われておりました。

当時の経営課長は、当時5社以上を指名すればいいですと、何社応札しようが関係ないというような話だったというふうなことでありますが、こういったことが、いろいろ住民の皆さんは、おかしいのではないかというふうに思われるんじゃないかということでは言われたんだろうというふうに思います。

これを受けまして私としては、このご質問の内容について業者選定に関するものでありますので、私はもう一貫して就任以来、採用についてもこのことについてもそうですけれども、入札等に関しての業者選定に関しては、一切私が関与するようなことは誤解を招くこととなりますので、いたしておりません。最終的には入札の通知を出すときは、それは決裁を通して私は押印はいたします。そしてまた、私どもはこの業者選定においては定められた法律の中で配慮できることを指名委員会がしっかりと協議をしてやってきているということも、私も申し上げました。

そしてその中で協議しなければならない事項が生じた際はしっかりと議論を重ねて、どういう対応がいいのか、そしてまたそれを指名委員会で協議を徹底することだというふうに思っているということも、その時に申し上げました。

そして最後になおそういう疑念を持たれた方がおられたわけでしょうから、私の方としては、指名委員会でしっかりとした対応を求めたということでありまして、その指名委員会で協議をし、昨年の10月から改善を図ったと、私に報告がありましたので、その内容について必要があれば副町長経営課長に答弁させますということで、私は答弁申し上げたところでございましたけれども、その後においても地方自治法や施行令などの関連する法令等の改正は行われておりません。

そしてこのときの答弁から状況は変わっておりませんので、私の考えとしては前回の答弁のとおりでございます。今回もそのように前回答弁と同じということで受け取っていただければ、思います。

またこの落札率が非常に高いということが、これまで傍聴されている方や議会中継をご視聴の方が誤解をされてはいけませんから少し申し上げておきたいというふうに思います。

近年は建設業者において積算システムの導入によりまして、この積算の精度が非常に高くなっております。そして設計額とほぼ同額の工事費が算出できるような状況になっているのではないかというふうに感じております。

参考でありますけれども、令和5年度に鹿児島県が入札契約をした平均落札率は95.1%であります。

熊毛管内においては、西之表市が98%、中種子町が97.8%。屋久島町が98.2%となっておりまして、本町の平均落札は熊毛管内においては一番低くなっていますが96%となっているところであります。

直近の鹿児島県発注における具体的な工事の落札率で言いますと、第5号県単道路整備工事で98.9%、第1号の県単道路工事で98.8%、第1号県単災害防除防災減災で98.3%。また中種子交番仮眠室整備工事における落札率は98.3%、指宿中央港湾シャワー室等の整備工事は98.3%。また南さつま警察署の仮眠室は99.3%、西之表港入口の交差点信号機改良工事ではなんと99.9%というふうなことでありますから、このように、やはり現状では落札率がかなり高くなっている傾向があるということは報告を受けております。

ただ単にこれだけと言って非常に住民の皆さんが、誤解を受けるような、そういうあれを持たれるというのは、私はあまりよろしくないと思いますので、あえてここで言わせていただきましたけれども、状況はそういうことでありますから、それぞれの行政がしっかりと、やっぱりこの指名については指名委員長中心に、しっかりとした基準の中でやっていくということが一番重要だろうというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 私もですね、前回質問をいたしまして、町民に誤解を与えたいけないと。いうことは十分理解しております。

今回、あえて町長が、私の前回の質問の中で言われたことを言いましたので、私はもう今回はそのことは言わないつもりでおります。というのも、やはりこういう席で私が一般質問したときに、行政として、住民から行政はおかしいんじゃないかと。そなた一誰が考えてもおかしいわいと言われたらこれはやはり、町の発展には良くないと。

そして職員の方も、指名委員会の方も十分に検討された上でやっていることだと、いうことも私も十分理解しています。私も以前ですね、鹿児島県庁の土木部の管理課というところに、2年間勤務したことがございます。私の職場から派遣という形で、そこに行って、そしてこの建設業の係を2年間やってきました。そこは監督処分をしたり、指名停止をしたりとか、そういう係だったですけども、業界の方の経営審査、これにも携わってございました。あれでAランクBランクCランクというのが出るということですね。

ですから、当時からシステムの導入ということですね、積算のあれがもうほとんどみんなCDというんですね、あれを一つ持っとけば、大体の目安が出るというこ

とで、今もうほとんどが、予定価格が公表されているんですかね、最低価格は公表されていないようですけども。

そういう方向にだんだんとなってきたところでもありますので、今回のあのことをですね、今更どうのこうのという気はございませんけども、ただ、私としては、ちょっとあのとき納得がいかないなという思いだったものですから、質問をしたところでございます。

町長の言われることも十分わかりますし、また副町長が前回答弁されたことも十分わかります。あくまでもですね、先ほども言いましたように、行政とこの建設業の関係、これは非常に重要な関係だと思うんですよね。もう、建設業の皆さんがたに、手助けしてもらわないと、何か大きな災害かれこれやったときには、町はどうしようもないと。

また、いろんな役場を建て替えましょうと、福祉センターを建て替えましょうというときにも、あの方たちがいなければどうにもならんわけですね。

そういうこともありましたので、業者からの不平不満とか或いは町民から誤解を受けるようなことがあってはならないと。いうふうに思ったものですから質問に上げたところです。ですから、今どうのこうのということは全く考えておりませんので、次の質問に入りますけども、今町長の方からもいろいろ話がありましたように、今度内規を改正された。この改正前の指名の実態と今回の改正に伴い改善が期待される点はどのように考えているかという、質問を上げたんですけども、これまでの公共工事の発注ですね、指名をしたが、辞退や棄権。これで最終的に入札ができなかった、或いは入札をやり直したということがあるのかどうなのか。わかる範囲で結構でございます。

また、内規を改正したことですね、今回電気工事について、格付を外したということで、内規を改正されたということで、これでどのようなことが期待できるのか、大まかな話や町長からお伺いしましたので、建設課長の方でお答えいただければ幸いです。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

これまでの公共工事における入札において、辞退や棄権により入札不調、また取り止めは、数件あった状況であります。令和5年1月に南種子町建設工事の予定価格の事前公表に関する要領の一部を見直し、入札者が1人しかいない場合は、入札を中止するものとするを、入札者が1人もいない場合は、入札を中止するものに改正しております。

また、今回、建設工事請負業者選定基準実施要領を一部改正し、指名競争入札に

おける透明性を、さらに高めるということから、工事種別で1業者しかないようなものについては、ランクづけを外すこととして、電気工事については、令和6年10月1日から、等級区分を設けないことに見直しているところであります。

今後の指名業者の選定については、入札参加資格申請書、いわゆる指名願になりますが、提出された業者名簿の中から、その業者のこれまでの実績をかんがみ、予定価格と業者実績を照らし合わせながら、業者選定を進めていくこととなります。

なお、あくまでも地元業者を基本としますが、特殊性のある電気工事については、島内、島外の業者も対象とし、広げていかなければならないのではないかと考えています。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございました。

再度、蒸し返した質問になってしまったんですけども、今後ますますこの地元の業者の皆さん方がいい仕事ができるようにですね、また、馬毛島関係でも、今後重要になってくると思いますので、我々もこの指名競争入札、こういうのについてはですね、しっかりと見守っていきたいと思います。ちょっと残り時間も少なくなりましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで濱田一徳議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時00分とします。

休憩 午後11時48分

再開 午後 0時57分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、福島照男議員。

[福島照男議員登壇]

○4番（福島照男議員） それでは早速、質問に入らせていただきます。

今回は「SPACE TOWN 南種子」、稼げるまちづくり計画ということで質問書を出しております。前回の12月定例会では、「SPACE TOWN 南種子」宣言の目的と、その構想について質問をいたしました。宣言間もないこともあり、経済対策には触れずに終わりましたので、今回は稼げるまちづくり計画ということでお尋ねいたします。

昨年の南日本新聞に、次のようなことが掲載されておりました。JAXAの発表で、同センターが種子島にあることによる経済効果は、島内1市2町で117億

3,500万円で、そのうち南種子町の割合は6割ほどとされておりまして、約70億円ぐらいになるそうです。

その内訳として、打上の準備や補修点検にかかる費用、または地元雇用の所得や原材料確保に係る経済効果など、また、一機打ち上げるたびに見学に訪れる観光客の消費額は約2,400万円とも発表しています。更に、このようなことも言っております。

この調査は、2023年時点となっておりますが、2006年の数字に近似していると発表しておりまして、実は、ここが非常に一番重要な含みを持っているなど感じているわけです。

これまで17年間伸びていないのですが、H-IIIロケットの連続成功により、年6回以上の打ち上げも視野に入ってきました。そのための施設の増設や整備を進めるとも報道されています。言うまでもなく本町の経済は、宇宙関連産業から大きく恩恵を受けていますので、地元として全面的に協力し、宇宙ビジネスの発展が本町の活性化促進にも大きく貢献してくれるものと期待をしているところです。

みずからもこの経済効果をいかにして、最大限に取り組んでいくか、努力していく必要があります。そんな折、本町は昨年9月12日に「SPACE TOWN 南種子」を宣言しました。非常に良いタイミングであったと思っています。これを機に、経済波及効果を最大に取り込み、地場産業の活性化にもつなげていく方策を講じていかねばなりません。

宇宙産業と地場産業の2本柱が本町の強い経済基盤となれば、町民所得は向上し、人口減少にも歯止めがかかり、住みやすい町に変貌していくという大きな期待が膨らみます。

JAXAさんに頼れるところはお願いをし、自分たちでできることは自分たちでやると、このことを基本にですね、まちづくりを進めていけば、必ず住みよい町が実現できると思っています。

そこで1番目の質問です。小園町長の目指す「SPACE TOWN 南種子」経済的に潤う町づくりを、どういう段階を踏みながら進めていこうとしているのか、この1、2年で具体的に実施していきたい事業などがあれば、ぜひお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは福島議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご質問にありましたように、本町の経済は宇宙関連産業から大きな恩恵を受けており、今後さらにその波及効果を最大限に生かしていくということは重要な

ことであると認識をしております。

特にH-Ⅲロケットの開発、運用が本格化し、打ち上げ回数の増加や、関連施設の整備拡充が進められる中で、本町としても積極的に関与し、「SPACE TOWN 南種子」の実現に向けた施策を着実に進めていく必要があると考えております。

また本町の発展のためには、単にJAXAの事業に依存するのではなく、宇宙産業を軸としながらも、それを生かした地場産業の振興や観光資源の活用を図ることが重要であると考えております。

そのために、まずJAXAや宇宙関連企業との協力関係を強化することや、宇宙関連のブランド化を推進し、地場産業と宇宙産業の融合を進めること、また観光資源の拡充と受け入れ態勢の整備を図るなど、商工会や関係機関と連携をし、段階を踏みながらまちづくりを進めて参りたいというふうに考えております。

今後1、2年で具体的に実施する事業については、例えば町内産品や観光資源を宇宙と関連付けたブランディングを進め、PR活動を強化することや、地元商工会や企業と協力をし宇宙関連ビジネスへの参入を促すための支援策を実施したいと考えております。

また、令和7年度にはH-ⅡAロケット最終号機が打上げ予定となっております。

H-ⅡAロケットは日本の宇宙開発を支えてきた基幹ロケットでありまして、その最終号機にあたる50号機の打上げは歴史的な節目となると思います。

これを記念し、町を挙げてイベントを実施し、町民参加型の企画や観光促進施策を展開する予定であります。

記念グッズの開発や関連シンポジウムの開催、観光誘致キャンペーンなどを組み合わせ、町の活性化につなげて参りたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 大変前向きな答弁いただきましてありがとうございます。

まさにですね、やっぱり本町のメイン産業である宇宙産業に大きく依存をしております、町長おっしゃるとおりですね、これを柱としながら、また、地場産業をね、もう1つ伸ばしていくということで非常に他の市町村にはない有利な条件も持っているわけですので、心、これからも大いに「SPACE TOWN 南種子」宣言を機にですね、やるということは非常に大事だというふうに思っています。今非常に心強く感じているところです。

そこでですね、2番目の質問になるわけですが、これから2ヶ月に1回の打上げが想定されますというのを先日は、7年度は5機の打上げとかいう報告ありましたけどもですね、新聞報道等によると、これからは年6回の打上げも視野に入

ってきたと。このような報道もありましてですね、2ヶ月に1回の間隔です、ロケットが打ち上げていくと、いうことで非常に忙しくなっているということで、逆に、よりありがたいなというふうに思っているわけでございます。

そのために打ち上げスタッフの常駐も増えますしですね、地元雇用の機会も増えてくるのではないかなというよりも機会を期待しているわけですが、ここはやっぱり地元の自治体としてですね、JAXAさんなりその他の関連企業ともやっぱり密に情報交換はやりながらやっていて、地元雇用もふやしていただきたいし、地元が発注していただける、事業の事業量もふやしていきたいと、これまでに多くの取り組みをしておりますので地元発注も優先的になされているようでございますが、今後さらにですね、やっぱり地元優先枠の拡大、情報交換を密にやるということは非常に重要だと思っておりますので、もうそこらについて、再度の確認ですが町長の方から取り組みの答弁を聞かせていただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員のご質問にお答えをいたします。今後、H-Ⅲロケットの運用が本格化するということで、打上げ回数が増え、そして最盛期には、月に2回のうち打上げが行われる可能性があるというお話も出ております。

これに伴い、種子島宇宙センターにおける打上げ関連業務の増加や、常駐スタッフの増加が見込まれ、地元雇用の機会拡大が期待をされているところであります。

本町としては、JAXAや三菱重工業を初めとする関連企業と定期的な情報交換を行い、今後の打上げスケジュールや施設整備計画などについて情報共有をしながら、町としての対応策を講じなければならないというふうに思っております。具体的な公式な情報というのはまだ入っておりませんが、今後そういう状況になったときに、打上げへの打上げ機数が、これはもう大きく伸びるということで、将来を見据えて、いろんな関連企業が、いろんなまだ正式ではありませんが、いろんな話が私に聞こえて参ります。

そういうことを踏まえますと、状況は大分変わるんだらうなという思いがしておりますので、そこら辺をしっかりと対応しなければならんのだらうというふうに思っております。

そういう面で言いますと、現在すべてのものが本土の方で製造されて、こちらに運ばれるような状況でありますけれども、そこも変わる、変わってくる可能性があるなというふうなことを思っておりますし、それぞれの企業においても、そういうところについても、いろいろ今後検討されるんだらうというふうに、そういう情報が出てくるのではないかなというふうに思います。

島または町としては大変好ましいことでもありますけれども、ただ、これもその関

連の企業が、ただ単なる宿舎をまた不足をするのか、そういうことでもなかったりですね。

また働かれてる方々のいろんな要望もあったり、そうすると、今度はそういう宿舎関係というよりも、こちらの出張扱いの方も大分増えてくるというようなことで、今以上にさらにこのホテル旅館の、これが不足の状況に繋がってくると思いますので、私どもとしては、そういうものも含めてですね今後見据えた、対策そしてまた要望活動をしないといけないのではないかと思います。

現在企画課を中心に、全国各地に、ふるさと納税の企業版の願いをずっと回っております。

今日は議会もありましたので、今度担当課長と担当のもので今日も関東方面に出かけておりますけれども、先ほどそこの方からもちょっと、情報も参りましたが、全国に20数ヶ所、ホテルを経営をされている方々ともお会いをしたということで、大変私どもの町にも興味をお持ちでありまして、そこについてはぜひまた私どももお会いしたいということでもありますから、全国にそれを拡大していきたいという考えもお持ちですのでそういったものも合わせてですね、今後見据えた展開をやっぱり我々も、一生懸命努力をしないといけないのではないかと考えております。

今後もJAXAや関連企業との情報共有さらに強化をして、町としての支援策を具体化しなければならないと考えております。

また、新規事業施設整備にあたり、町内企業が積極的に関与をできますように、JAXA関連企業への要請も行いながら、また地元企業への発注等についてもですね促進をして参りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。町長もおっしゃるようになりますね、これが非常な、やっぱちょうど今、南種子もロケットでH-Ⅲロケットの成功に伴ってですね、我が町にとっても非常に変換機の激動のときに入ってきているなというふうに今思っております、もうその情報をいち早くキャッチしながらですね、やっぱ、地元としての必要な情報施設等々のあり方についてもやっぱ先に進めていく必要があるなというふうには非常に思います。

そういう中でですね、これ私事が思っていることなんです、今はそのH-Ⅲロケットもある程度完成されたものは船で運ばれてくるわけですが、ここまで成功が続くとね、うちの地元でロケット部品から組み立てて、ロケットを完成まで持っていくと次から次、ロケット打ち上げのことも、可能性としては非常に出てくるなと思っております、そういうこともできないものかなと思ったりもしているわけですね。

そういうふうになるとますます町としては活気が出てくるだろうなというふうに思っております、これから期待をしているところです。

その件は終わりました、次3番目の質問に入ります。今日はですね、この3番目の質問を一番のメインに考えておりました、要はですね特産品開発についてはこれまでも何度となく行ってきていますが、避けてとおれない課題ということですね、前回ともダブる点もあるんですが、地場産業の活性化策と、地場産業をどうしてもこれ活性化しないといけないなと思っておりますので、あえてここに、「SPACE TOWN 南種子」にかけてですね、地場産業の活性化策を、どうしてもやっていきたいという思いで今回質問の中に入れたところです。

これまで、歴代の町長が1次産業を主に長年取り組んできて、どの町長も取り組んできて、採用、最重要テーマとして取り組んできてるんですがなかなか思うような結果が残していないというのが現状でありまして、非常にそれだけ難しい課題だなと、問題なんだなというふうにも思ってるわけですが、せっかくここまで環境が整ってきてますのでやっぱり、この地場産業、農業だけに限らずですね、特産品開発も含めて、観光もそうですけども、加工、販売、流通、あらゆる場面で置いてね、やっぱり1次産業を作っていくということが非常に重要だなあというふうに思っております。

これにはどうしてもやっぱり地元ならではのオリジナル性が一番求められるわけですね、そのためには、人と金が必要なわけで、前回もお話をさせていただいたが、やっぱり専属スタッフも必要ですし、それに伴う予算も必要ということであるんですが、この地場産業の活性化が、私はこの、今地元自治体に求められている一番の主要テーマ1丁目1番地かなと思ってるんです。宇宙産業は、ありがたいことにJAXAさんが牽引していただいておりますから、それなり伸びていくと。

それともう1つ、やっぱり地場産業を第2の柱として我々は地元のまちづくりをする必要があるという観点でどうしてもここに歴代の町長が呼んできて、なかなか思うにできなかったところにあえて、やっぱりチャレンジをして、やってないと言わないですよ、やられてこれるといふかさらに力を入れてですね、これで地場産業とロケット産業と2本の柱でエンジンで引っ張っていけばね、必ずいい街ができるなとも思ってるわけですね。

そこで、何ていうんですかね。やっぱり専門スタッフがどうしても私は必要だと思ってるんですね。企画課も一生懸命頑張っておられます。総合農政課さんも一生懸命頑張っておられますが、従来のやり方ではなかなか越えられない壁があつてですね。町長も一生懸命取り組まれていることがよくわかってます。

課題もたくさんかかえる中で、なかなか大変と思つてですねやっぱり人手不足も

ありながらやっぱり専属スタッフを配置してですね、やろうとやるんだというような気持ちでこれに挑まないとなかなか、この課題の解決は難しいなあというふうに思ってるんですね。

そこで何度も何度も特産品開発から同じ質問になるんですが、ですね、やっぱりちょうどここはぜひ、我が町の課題の1丁目1番地、何とかクリアして、地場産業の活性化につなげる、そのためのスタッフを配置してやると。

いうのは、私は1つの大きな切り口の道になるんじゃないかなと思ってるんですけどね。町長どのようにとらえておられますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員のご質問にお答えをいたします。

本町の地場産業の活性化、特に特産品やお土産品の開発については、これまでも重要な課題として、商工会や関係機関と連携しながら取り組んできたところでありました。

しかしながら、さらなる発展のためには、「SPACE TOWN 南種子」の名に相応しいオリジナル性の高い商品開発は不可欠であり、議員ご指摘のとおり、観光や流通を含めた産業全体の活性化につなげることが重要であるということは、私もそのように思っております。

「SPACE TOWN 南種子」のブランド力を高めるためには、他地域にはない独自性を持った特産品の開発が必要だと思います。

例えば宇宙をテーマにしたパッケージデザインの商品開発とか、町内の農業水産業と連携をして、南種子産のブランド力を高めること、そして安納芋の既存の特産品の加工品の開発を促進して高付加価値化を図るなどいろいろ重要なことはたくさんございます。

また本町で企業進出を支援する条例も制定をしております、地元の事業者と外部企業の連携を促進しているところであります。

特産品開発には、単に地元の資源を生かすだけでなく、新たな技術やノウハウを取り入れることが不可欠だというふうに思います。

そのために、私は企業との連携強化による販路拡大というのは、これを目指さなければならないと思っております、また人材確保については、地元の人材の育成に加え、中途採用や地域おこし協力隊などを活用した、柔軟な雇用形態を導入をやっぱりこれ引き続きやらなければならないと思っております。

ご提案の、町長直轄の開発部門設置についてですが、非常に重要なことだと思いますけれども現状の午前中も今日答弁をいたしましたけれども、この現在の職場体制においては、大変 厳しいところがございます。

特産品開発振興を一元的に推進するため、体制を強化しながら、取り組むという、この必要性については私も同感でありますけれども、現状としてはそういう状況でありまして、何よりも、町全体が一丸となって取り組むということが重要であって、そのための環境整備は、今後も進めなければならないと思っております。

現在こういった中においても先ほど少し申し上げましたが、このふるさと納税についても一気にこの課題解決ができておりませんので、現在お願いをしている企業の方と、そしてまたうまくいってない面がございますので、現在県内の生産確保、そして情報発信まで相当うまくいってるところのが1ヶ所ございまして、そこでもすね、ある方を通じてご紹介いただいて、私どもの町の分析もしていただきました。

現在一緒にやっているところと、ここが一緒に組み合わせた形で、やっぱり弱点を補うような形での取り組みができないかなということで、今企画の方でも検討を急がせております。

そして企業の方にお願ひしまして、これまでもずっとありましたが道の駅構想ですけれども、これについても、今これまでの本町のこのトンミー市場の課題等についてもすべてを洗い出ししていただきましたので、この構想について今まとめているところであります。

こういったものをやっぱり一体的に進めて、そして私どものこの商品開発そこと結びついていくことが一番重要だと思っております。

そして何よりもやっぱり、この企業の方々もいろんなこの繋がりを持つての方がおられますので、現在先般申し上げたと思いますが、パティシエの方に南種子町の商品開発を今お願いしてまして、昨日、試作品ができて、東京の方で、地元の国会議員の方にも、試食をちょっとさせていただいたという報告も受けました。

こういったものをですねいろいろと今後、職員も今アイデアを出しながらそういうところと結びつけながら今取り組んでおりますので、さらにこれが具体的なものができてくればなというふうに思っております。

そして私どもは「SPACE TOWN 南種子」ということで、南日本新聞の見開きで、大きな広告をさせていただきました。非常にこれがかなりの方にインパクトを与えまして、やはりこれをもう全面的にこれからはやっぱり「SPACE TOWN 南種子」として情報発信をしていかなければならんと思っております。

そして現在防災の非常備食についても、7年度に向けて新しいものを入れるようにしていますが、そのパッケージについても、それを全部含めたやつを、準備をします。

そして、全国各地でいろいろ災害が起こったときに、南種子町のこの非常備のこういうものは、一目瞭然わかるように、こちらから届けられるそういうシステムを

構築しなければならんかなと思っておりまして、いろんなものを今後もアイデアをいただきながら、そしてその商品についても、地元の食材を使っただけなのかどうかそういう、今試験的なものもお願いをしていますので、今後そこについては十分そういうものが果たせるように努力をして参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 企画課長とも打ち合わせする中で、いろんな取り組みを、やっているんですよという話を聞いて非常に頼もしく思って、ますますここは強化していただきたいなど。非常によく目をもって、お願いするわけです。

この、こういう状況を考える中において、ネットの中でこれまでの、各全国の成功事例等を、ちょっと探していたんですが、目に留まったのがあったので、2点ほど紹介させていただきます。

まずはふるさと納税、何と言ってもこれ宮崎県の都城市ですよ2023年度で193億円上げておられます。

連続日本一ということで、ここも、当初は2013年度までは、1,000万円も満たないわずかな金額だったんですが、当時就任した池田市長という方が、これに力を入れまして最初はふるさと納税に使われたんじゃないかと、東京に行ったら都城市と呼んでもらえなかったと。

とじょう市とじょう市と呼ばれて、非常に悔しがって帰ってきてどうしても都根性戦略せなあかんということで、所管課を2つを1つにまとめて、戦略室を作って都城市PRというふうにやったらいいんですね。それと併せてふるさと納税にも力を入れようということで、次の2014年には1,000万も満たないところいきなり5億円ですよ。その次、2015年は42億円と淡々と上がってきて、今200億円に迫ろうというような内容になってまして。そこを記事を見ましたけどね、市長の慧眼と職員の拡声と言うサブタイトルがついていましてね、それで乗り越えてきたと、切り開いてきたと。いう記事が載っておりました。

あともう1つは、北海道の一番最北端にある、猿払村というところなんですが、日本一の貧乏の村を見るのであれば、この猿払回り猿払村に行けと言われたようなんですがある機会にですね、オホーツク海に面しているということで、ホタテ養殖を始めてこれが大成功されたと。

ということで3,000万円を超える漁師さんが、言葉悪いですがゴロゴロしてるよと言うらしいです。2022年度の総務省発表の、猿払村の平均所得732万円ですかね、ということで、非常に高い。ということでこういう成功事例も全国にあると。で調べていくと、あちこちに似たようなケースで成功している自治体もあって、皆さん取り組まれるということで地の利もあるんでしょうけども、やっぱり成功の秘訣は、

そこに立つトップの決断だと、いうふうに私も見てるわけです。やっぱりトップに立つリーダーがやると、これをやると決めたら、そこに全勢力を投入して成し遂げていくと、他の行政サービスがおろそかになってももちろんいけないわけですが、やるという決めて、そこに職員の知恵を持っていくと。従来の考え方にとらわれないやり方でないとなかなかこういう成功事例は出てこないなというふうに感じているわけです。

そういうことで、やっぱりここは町長も一生懸命やられているのはよくわかっています。多くの課題も抱えていますね。直面している課題も幾つもあります。大変忙しい身だなというふうに私もわかっているんですがやっぱりね、こういう1丁目1番地の課題はトップが、やると腹を決めればですね、議会も全面的に応援させてもらいます。

もちろん職員にも頑張ってもらわないといけないわけですが、そういうところが非常に一番の肝だなとも思っています。一般質問で細かいことをいろいろ聞くよりも、やっぱり方向性の確認というのが一番大事かなと思っています。

町長これまで再度頑張るんだ。頑張ろうと言っていますが再度、この地場産業の活性化に向けて、俺はやるぞ。いう心意気を、再度、皆さんに町民向けに、これ、ライブ発信されてるから、力強いメッセージを送っていただければ、みんな期待もされますし、また職員のやる気もわいてきますので、ぜひここは町長に心意気を、示していただきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

私は、それぞれ議員からいろいろご質問をいただいておりますが、課題はいろいろありますけれども、今抱えている課題は、町民の皆様が求める、思うような課題解決に至るように、これはすべてにおいてしっかりと課題解決をして参りたいというふうに思っております。

議員からもいろいろご提言もいただいておりますけれども、成功しているところもかなり全国でありますから、私どももそのような町になりたいですし、職員にも職員も一緒になって今いろんなことをチャレンジしようという、まだいろいろ報告できないものもかなりありますけれどもそれに向けて動いていることもあります。

やっぱり、それは今言われたような企画が抱えるものもあれば、農林水産、そしてまた病院いろいろありますけれども、それぞれの分野で皆さんが、これをしっかりとあまり時間をかけない中で、何とか皆さんの求めるものここに近づく続けようというふうに努力をしておりますので、これは今後ともしっかりとそのように取り

組んで参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。

町長直轄の開発チームなんですけども私はぜひ折を見てですね、今すぐとは言いませんがぜひやって欲しいなと思っています。今度、特産品開発センターも、今度移設新築をされますね。1億9,700幾らかかるわけですがまだ予算審査のときもお尋ねをしたんですが、まだ有効的な利用方法にはどうも至ってないなという私は思っています、ここにですね総合農政課と企画から、派遣をしてですね、開発専門チームを作ってここで、現場の開発から企画なり売り込みあり等々ができればですね、1つの形もできるかなと思っています。そういうのも、答弁は要りませんが、そういうのもぜひ検討の1つにね、入れてもらえばどうかなというふうに思ったりをします。よろしくお願ひします。時間も詰まってくるので次一番です。

次はですね4番と5番目を挙げておるんですが、4番と5番はもう同時に質問して同時回答でもいいかなあとと思っています。4番目は通年型観光ですね、種子島のこの観光客の大半は、一泊観光が主流となっており、消費額は1人当たり5万6,000円だというような数字が出ております。

現在は馬毛島基地工事の影響で、宿泊不足になっていますが、今後見据えて、200以上の、観光企画と宿泊施設の計画を行っていく必要があるかなと考えますので、これはなかなか今すぐは難しいと思いますが、将来性にわたってですね、検討していきたいなと思っています。

メインはこの5番目ですが、副題にも書いておりますけどモニュメントや町並みの整備ということで入れておりますね。

以前はH-Ⅲロケットの実験機の展示という話もあったんですがこれも実現には至りませんでした。そういう中で、メインとなるものがないわけですが、中種子から南種子に入ってくると長谷地区に小さいモニュメントがありますね。

上中から茎永線で、竹崎大崎射場に向かうルートがメインになると思うんですが、どこにもそういう、イメージ湧くものはないですね。河内を過ぎて茎永とですね一面水田地帯ということでありましてやっとな竹崎射場について、素晴らしい光景が目に入ってきて、素晴らしい綺麗なところだと感慨深いものを持っていただけるのでしょうけども、せっかく「SPACE TOWN 南種子」という宣言をしたわけですから、あそこに着くまでの間ですね、やっぱり町内のどっかに、そういうイベント的なモニュメント的な流石、宇宙のまちだなあというのを作る必要もあるのかなと。町並みも含めて、そういう計画をこれから作って必要あるなあと考えてます。これは今日明日すぐできるという問題でもないんですが、ある程度の計画期間を置

きながら財政的なこともありますけども、こういうのも計画の中で作っていく必要は、あると思っているんですね。

そこで町長の考え方、「SPACE TOWN 南種子」としての町並みの景観づくりをどうやっていこうと。どのように考えているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員のご質問にお答えをいたします。

本町は、ロケットの町としての長い歴史を持ち、種子島宇宙センターを擁する全国でも唯一無二の町であります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、町の入口からロケット基地に至るまでの景観や演出において、観光客や訪問者が宇宙のまちに来たという、実感得られる工夫が少し不足をしているような感じはいたします。

令和2年度事業において、鹿児島県の地域振興を推進事業、特別枠を活用いたしまして、H-Ⅲロケットの実機展示事業を実施する計画が、議員からもありましてとおりそういう計画を立てました。

しかし、当時の知事は熊毛支庁で協議を終えていた、この事業を聞いてないというふうなことを、私と県議が両方で訪問をし、お願いをしたときにそういうふうなことになりました。

そして鹿児島県は地域振興を推進事業の特別枠の予算をこのときすべて新型コロナウイルス対策に充てることに、なるというようなことで、何かこれにすり替えるような回答になったような気がいたしておりました。

その結果本事業の実施を断念せざるをえませんでした。そのあと、知事選挙を控え私の方には、次年度選挙終わった後しっかり予算を付ける旨の情報は入りましたが、もうそのようなことで進められるような状況ではありませんでした。

従いまして、「SPACE TOWN 南種子」のブランドを確立し、観光誘致をさらに推進するためには、町全体で統一感のある景観整備をシンボルの設置が重要であり、町としても積極的に取り組んで参りたいと考えておりますが、併せて、宇宙県としての県の、支援も不可欠であると感じております。

先般も生涯学習の理事、岡田理事から講話をしていただきましてお話を聞く機会がありましたが夜懇談をする場で、やっぱりこの宇宙県としての取り組み、そして、北海道、和歌山、大分、他の地域における取り組み方がやっぱり全然違うということ、私どもも話を伺いまして、これは1つの自治体だけでしっかりとそこを作り上げていくというようなことではなくて、やっぱり1つの大きな括り種子島地区であったり、鹿児島県であったり鹿児島県は特にこの打ち上げ基地を2ヶ所持ってる

わけですから、そういう盛り上がりが見られるところがあるんだろうというふうに私も思っております。

従って、このロケットとの町としての魅力を私どもは、町としては最大限に生かしながら、また観光客が訪れた瞬間から宇宙を感じられる景観整備を進めていくということは、今後の重要な課題であるというふうに思っております。

ただモニュメントの設置とか案内版の充実、町並みの整備に加えて、今後の住民参加型の取り組みを通じた町全体の魅力を向上させなければならないんだというふうに思っております。

町としても、これらの施策を段階的に進め、観光誘致と地域活性化を両立させる「SPACE TOWN 南種子」の実現に向けて取り組んで参ります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） この「SPACE TOWN 南種子」、町長おっしゃるように、議会としてもやっぱり最大限にこれ動く必要があるなとも思ってます、執行部と議会が一体となって、このまちづくりに取り組む、特に種子島の取り組み、また経営の働きかけもですね、議会は議会側でやっぱりやる必要があるなというふうに最近痛感しております、これはまた議会の中で、そういう話も煮詰めていかなければいけないなというふうにも強く思っております。

それで一緒にですね、やっぱり「SPACE TOWN 南種子」を作り上げていくという姿勢で、臨んでいきたいなというふうに思っております。

次最後の6番目の質問になりますね。

ここは情報発信ということでの質問を出しております。昨年ですね兵庫県知事選においてですね、非常に新聞、テレビの報道にプラスしてですねユーチューブが全国的に非常に見られるようになったということでSNSの情報発信が非常に盛んになっているようであります。

私は割と苦手な分野なんでありますが、そういう中で、ユーチューブを見ますとですね、本町の関連する場面も画面も幾らか出ております。で見るとですね、ロケット打ち上げの視聴回数、1万とか2万とかですねあるんですね。その他の動画は見ると、1,000にも満たないような回数でして、非常にインパクトがないというのか関心が薄いのかなど思ったりもしてまして、特にその若い世代を中心にですね、このSNSの情報発信には非常に関心が高いし、見ていらっしゃる方も多いと。

近年は兵庫県知事を境にして、高齢者の方もですね、ここに閲覧してきてる方が非常に多いというふうになってましてね、本町においても、こういう取り組みは1つの情報発信のツールとしてですね、大いに活用していったらどうかなと思っております。予算的にも、私詳しくはないんですが、そんなに高くはないんだろうなと思

ってます。動画を作る、製作費は必要ですけども、そこら辺について1つの情報発信のツールとしてですね、特に「SPACE TOWN 南種子」と、夢を語るようなまちでございますので、こういう発信も非常に重要なかなと思ってまして。

これは町長でも構いませんし、所管課長でも構いするのでご答弁いただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 議員からありましたように、このSNS特にユーチューブの視聴率というのは、一番若い方には、一番効果的だろうというふうに思います。

ですので、今朝も本町の議会の中継についても申し上げましたが、やっぱりそこにたどり着くところが全然違うところであれば、見たくても見ないんですよ。そういうことから、今回も、私は多くの方に見ていただきたかったので、行政報告や施政方針については、早めに、そして、こちらの方でそれを編集したものを即、流させていただきます。

それでほとんどの私どもの町のこのユーチューブ情報発信の見てみますと、やっぱりその出すタイミングであったり、スピード感とそしてまた、この取り扱い方をしっかりとやっぱり工夫をしてやっていくことが重要だというふうに思っております。ほとんどが、議員がおっしゃられるように、少ないものについては200前後とかそこら辺しか回数がないんです。でもこれを、うまく活用しますと、今度の行政報告であってももうすでに600視聴を超えてる状況ですから、やっぱり皆さんにそういう、見ていただけるような、そういう動画であってそういうものを作っていくことも、やっぱり必要だろうというふうに思います。そこは十分に私ども理解をしておりますので、詳細については企画課長の方から答弁させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 福島議員のご質問にお答えをいたします。

現在の情報発信においては、ユーチューブやSNSを活用した、視覚的に楽しめるコンテンツが非常に重要な役割を果たしております。

本町においても、町に関連する動画が投稿されているものの、ロケット打ち上げ以外の動画の閲覧数の伸び悩んでいる点に課題がありまして、より多くの方に、「SPACE TOWN 南種子」の魅力を知っていただくために、効果的な発信の仕組みを構築する必要があると認識をしております。

町としてもロケット打ち上げや宇宙産業とコラボしたプロモーション動画を作成し、より多くの人々に関心を惹きつけられる取り組みを進めるとともに、ユーモアと親しみやすさを取り入れた動画の企画や、継続的な情報発信体制の構築を進めて参ります。

また、町の広報予算の範囲内で対応できる部分を最大限に活用しながら、まずは試験的に動画コンテンツをふやし、効果を検証したいと考えております。

今後、効果が見込めると判断をした場合には、より本格的な体制と移行することも視野に入れて、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照夫議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。

非常にいいツールだと思うのでですね、これはもう日本全国つつ裏に行きますから、町のPRであったり観光のPRであったりですね特産品のPRなりますし、すべての分野でできますし、また移住定住の促進にも繋がるということで非常にいい宣伝ツールだなというふうに思いますので、ぜひですね、ここにも力を入れていただきたいなと思っています。

今日はですね、これで質問を終わるわけですが、次回はですね、今回全然農業問題に触れる時間がありませんでしたので出しておりませんが、次6月議会ではですね、農業問題を取り上げたいなど。事前予告通知ではないですが、本町の直面する農業、なかなか私の目にはですね、この希望の見える。農業の未来像がなかなか見えてこないということで大きな課題だと思っています。何としましてもですね、やっぱりこれに明るい未来を作っていくための方策。どういう方策があるのかですね、やっぱり、次回は、これについてぜひですね町長一緒に議論したいと思っておりますので、病気でもしない限りは6月の農業問題で出してもらおうという思っています。

よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで福島照男議員の質問を終わります。

ここで概ね13時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時54分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、上園和信議員。

[上園和信議員登壇]

○8番（上園和信議員） 日本の大型主力ロケットH-Ⅲ5号機は、測位衛星みちびき6号機を搭載し、2月2日午後5時30分に種子島宇宙センターから打ち上げられ、ロケットは予定の軌道に到達し、衛星を正常に分離。打ち上げは成功、4回

連続の成功となりました。町民とともに打ち上げ成功を大いに喜びたいと存じます。

マスコミ報道によりますと、文部科学省は、宇宙ビジネス拡大に向けて、種子島宇宙センターによるH-Ⅲロケットの発射場設備の拡充に乗り出し、年間打上目標数7機以上にして、衛星打ち上げの受注増を図り、宇宙ビジネスの拡大を目指す。このような新聞記事を目にしたところであります。

本町も、人口減少や少子高齢化という深刻な課題に直面しております。大きく進展・発展する宇宙開発としっかり連携し、地域医療の充実、拡充など、全面支援協力体制を築き、南種子町の地域経済を活性化していく。この必要性を痛切に感じているところであります。

質問に入ります。

2025年1月号広報みなみたね、14・15ページ。南種子町立あおぞら保育園の在り方について、2024年12月13日に南種子町未来会議会長から町長に提言書が提出されました。このように、このような記事を目にしたところであります。

2025年1月14日には臨時全員協議会が開かれ、南種子町立あおぞら保育園の在り方に関する提言について、町長から説明を受けたところであります。

この提言を受け、小園町長は、あおぞら保育園の民営化（廃止）に向け、動きを早めているようであります。

南種子町未来会議の任務と委員は何人で組織されているか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 上園議員のご質問にお答えをいたします。

南種子町未来会議は、本町の未来の発展の推進に関する事項を調査審議することを目的として、設置された組織であります。まちの将来を見つめ、様々な課題に対して検討を行い、提言を行う役割を担っております。委員の選任については、公募により応募された方を町長が任命する形をとっております。

現在未来会議は4人の委員で構成されており、それぞれの経験や知見を生かしながら、町の発展に向けた議論を行っております。

議員からは、町長はあおぞら保育園の民営化廃止に向け、動きを加速しているようでありましたと言われましたが、私は施政方針でも述べましたとおり、民営化に関する提言書を受けたので、行政改革推進会議において検討が進められており、広く町民のご意見を取りまとめ、協議を進めて参りますと述べているところであります。このあおぞら保育園の民営化廃止に向け、私が動きを加速しているということ

はございません。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ですね。あおぞら保育園のあり方に関する検討。

これの町長が、この未来会議に諮問をしたことで理解してよろしいですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 この未来会議に対して、私がこれまでの議論についても、すべての案件について諮問をするということはしたことはございません。

今回もあくまでもこの未来会議がテーマをずっと定めながらこれまでもずっと、協議検討してきておりまして、そのような諮問をしたことはございません。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） このあおぞら保育園の民営化、（廃止）ですね。非常に、行政として、今最も必要とされている子育て支援業務ですよ。これから南種子町は撤退をしようとしているように私は受けとめております。この未来会議委員、4人で構成されているということですが、この公平性というのは確保されているものでしょうかね。

○町長 反問権行使の許可を願います。

○議長（塩釜俊朗議員） 反問権を許可します。

○町長 お答えをする前に、議員に見解を求めたいと思いますけれども、私はこれまでこの報告をした際にもそしてまたいろんな機会の場の中で、全員協議会の中でこれを報告させていただいておりますが、その時に、未来会議に議員の方から不信感を抱いているとか、この会長についても同じようなことだとかという発言がございましたが、このことについては、私の方から、議会議長宛に、議会としての見解を求めておりますけれども、全然回答が返ってきてございませんので、議員のお考えについて、この未来会議に対する考え方について見解を求めたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 民営化の基本的な進め方というのがついているんですね資料に。これを見ると、令和8年度4月、民営化。という文字が見えるんですよ。これも民営化に移行するということだと私は考えております。

それで令和7年度に、10月から3月、引き継ぎ準備期間、この中で、合同保育の実施と、もう実際もう令和8年の4月からですね、民営化に移行するというふうに私は、理解をしてるんですよ。

そういうことで、この質問をしたわけですが、それでいいですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） ただいま反問に対する回答がなされましたが、これでよろ

しいでしょうか。町長。

○町長 なんかちょっと意味がわかりませんが、私はこの未来会議に対してのことを今まで言われておりました。そして不信感を持つてるようなこと言われましてそれどういう根拠でもって、そういう見解なのか、それをお聞きしたいと思って、今、反問したところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまの町長の反問権が出ましたけれども、もう一度、その件について、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） いいですね町長。民営化の基本的な進め方というのは、あるんですよ。これの町長から説明のあった資料なんです。この中にですね、2回言いますけど、令和8年度4月、これの民営化、民営化に移行するっちゃうことなんですよ。ね。それで、案とかそういう文字も全然入ってませんので、このように進めるんじゃないかなと思っての質問なんです。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。ただいまの件については、反問権の了承してその答弁をなされ、またその反問権を了承したと。そういう中での答弁と質問であります。その答弁イコール質問がかみ合わないようであります。ですので、再度ですね、この件については、反問権を行使するとなれば、反問権をお願いいたします。

どうぞ。はい。町長

○町長 はい。もう結構です。今言われたような内容は、私たちは、この未来会議から提言を受けたので、提言内容をお示しをして、そして全協の中で説明をしたものであります。

私どもが、それを諮問をしたり、そしてそれを取りまとめて、議員の皆様方に、こういうことで進めるということではありますのでそこについてはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 南種子町未来会議の委員ですね、この選任の公平性は確保されているかという質問です。大丈夫。4人の

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 今回の質問の中で答弁をしたいと思います。この提言を受けて南種子町が子育て支援業務から撤退をしようとしているということは、これはもうございません。私は広く町民のご意見を取りまとめると申し上げて参りました。

そして、南種子町未来会議の委員の方は、公平性ということが言われておりますけれども、私どもは全町民に対して公募を通じて、広く町民の皆様から募集をいたしております。そして、応募された方を、町の発展に向けた多様な視点を確保す

る観点から、町長が任命をするということになっておりますので、私が何かこの方という選び方をしているわけでありませんで、これは選任の公平性は確保されているというふうに思っております。

また、未来会議の役割は、本町の未来の発展に関する事項を調査審議を提言を行うということで先ほども申し上げました。特定の分野や立場に偏ることなく、総合的な視点から、委員の皆さんがテーマを見つけて毎年これは変わってくるわけでありませけれども、議論がなされるような仕組みになっているというふうに聞いております。そして、この町に町のことを一番何とか提言をしたい。いろんなことを研究をしたいという方々がここに入っておりますので、そして私がいつも申し上げているように町民総力のまちづくりということをしてきておりますから、希望される方は、人数もだんだん減ってきておりますけれども、そういう方が入った、この未来会議だということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） えっとですね、この提言書の内容、文言を見るとですね、私のこの広報誌を見て質問をしてるんです。読み上げてみたいと思っております。

南種子町未来会議では、子どもの最善の利用利益を念頭に置き、南種子町の保育をめぐる環境を分析し、公立あおぞら保育園の在り方について慎重に審議、検討を行った。その結果、限られた財源や人員の中であっても、特色ある教育、保育サービスの維持、充実を図ることが大切であると再認識し、さらに、町全体の教育保育の質を、向上させていくために、公立あおぞら保育園の民営化が必要であるとの認識に至った、こういう文言になっているんですね。

でですね町長、この南種子あおぞら保育園の質の向上は、公立ではできないということなんかとれるようなんですが、これはどういうことですかね。

そういう内容になってますので、町長はですね、この提言書を正式に受理しております。

この内容をどのように受けとめるかですね、町長の見解を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

この提言書は、今広報に載せて今議員からあられたその内容については、未来会議から出てきたものでありますので、そこについてはご理解をいただきたいと思っております。

この本提言書は、南種子町みらい会議において調査審議を経て取りまとめたものであり、まちの将来を見据えた観点から提出されたものと、行政としては認識しております。

提言書の授受については、未来会議の役割を尊重し、町として正式に受け取ったものであります。

しかしながらあおぞら保育園の今後の在り方については、町民の皆様へとりわけ保護者の方々や関係者のご意見を十分に伺いながら慎重に検討をしていく必要があると考えております。

子育て支援は町政の重要な課題であり、本町の実情を踏まえつつ、よりよい保育環境を整えていくことが求められております。これは議員がおっしゃられるとおりで私も一緒であります。

子育て支援は、今後の対応につきましては、提言書の内容を参考にしつつ、関係者の皆様のご意見を丁寧にかきながら、町として最善の方針を検討して参りたいと考えているところであります。

当然、賛成反対いろいろあると思います。

議論をすることが大切でありまして、是非とも議会の方でも、議員と語る会など、町民の声を多く吸い上げていただくことも重要な部分だと思っております。昨日はロケット打ち上げ成功会でも、あらゆる課題がいろいろ本町もありますので、商工会長からも、議会に対して議員と語る会でぜひやりましょうよという話も出ておりましたから、こういうものを踏まえて、私どもこれは住民の意見をしっかり聞かなければなりません。

そして議会としても、そういうものを吸い上げた中でしっかりと議会としての考え方も、いろいろご意見を出していただければありがたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） そういうことで、ちょっとやっぱり必要です。あおぞら保育園ね。今ですね、このあおぞら保育園の園児内、何人が在園しているか、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） あおぞら保育園園長。

○あおぞら保育園長 上園議員のご質問にお答えをいたします。

あおぞら保育園の入園児数の状況でございますが、本日3月18日現在で、5歳児が20人、4歳児が9人、3歳児が8人、2歳児が16人、1歳児が14人、ゼロ歳児が7人の合計で74人となっております。

なお、あおぞら保育園の定員数は130人、入所率は56.9%となっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ですね。今この、75人ですかね、在園数。74人。この子供たちを保育するためにですね、現状の保育体制についてお尋ねをいたします。

正規職員が何名で、会計年度任用職員何人、うちフルタイム何人で、パートタイム何人。

○議長（塩釜俊朗議員） あおぞら保育園長。

○あおぞら保育園長 質問にお答えをいたします。

あおぞら保育園の保育士体制の状況でございますが、本日3月18日現在で、正規職員が1人、会計年度職員が18人の合計で19人となっております。会計年度職員の内訳といたしまして、フルタイム職員が5人、パートタイム職員が13人となっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これは福祉、児童福祉法による、その基準は満たしていますか。

○議長（塩釜俊朗議員） あおぞら保育園園長。

○あおぞら保育園長 保育士の配置でございますが、国の配置基準に合わせて、年齢ごとの配置をしております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 町長、今ですね、南種子町は、この民営化に向けた動きがあるようですね。給食センター。この調理部門と運転士部門は、4月1日から民営化されるわけですよ。これの予算委員会でそういう説明がありましたので、我々もそこで初めて知ったところなんです。それはあれですかね。それとですね、公立種子島病院の民営化、この件については町長が行政報告で説明したところです。それと、あおぞら保育園の民営化、これをスケジュールで見ると、令和8年の4月からの実施するというふうに私は取れるんですけど。

民営化もその財政の効率化とか、民間でできるものは民間でと。

いうことでいい方向ではあると考えますが、このあおぞら保育園だけはですね、やっぱり町行政で、しっかりと経営をして、町民のニーズにしっかりとこたえていくと。いう必要性があるんですが、この民営化の廃止を何か、私、さっきから、町長に、質問をしておりますがもうなんか急いでいるようではないかなという感じを受けるんですよ。

急ぐ理由はどこにあるのかですね、町長の見解を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 今、この民営化のことがいろいろありましたが病院については、行政報告で述べた通りでありまして、これは急がなければ、病院の運営そのものが、これを確保することができませんのでこれご理解をいただかなければならないと思っております。

そして、この給食センターとかここについては、一部その会計年度任用職員の部分を、アウトソーシングするという事でこの企業については、すべて民営化をしてどうか、それからまたその待遇を悪くするとかそういうことではありません。現在国の制度が、この会計年度任用職員に変わりましたので、このことによって、これが以前の委託であったりそういう委託料とかそういうものでなくて全部人件費扱いに変わってきました。

そういうことから、これは近々、総務省から、それぞれの自治体の人件費の比率あたりは、必ずそういう人員削減であったりいろんなことが言われてくる要素になるというふうに、これが言われております。

そういうことから全国の早いところにおいては、こういう会計年度職員のこういう身分をしっかりと守っていくために、そしてここを落とすことなくですねそしてまた、働く場をしっかりと確保するためにはこういうことが必要だということで、その部分については今それを進めているところでありますので、このことについてはご理解をいただきたいと思っております。

議員から、今ご質問ありました、このあおぞら保育園の民営化廃止、急ぐ理由はということですが、この1月14日に行われました議会全員協議会に示した説明資料は、未来会議から出てきたものをあくまでも担当課の方であくまでも最短期間のスケジュール案として何か示された案であるということですので、このことは、この全員協議会の中でも説明したところでありますが、私は民営化を急いでいるわけではございません。

そこについてはご理解をいただきたいと思っております。

現時点では、決して拙速に結論を出すものではなくて、関係者の皆様のご意見を伺いながら、十分な議論を重ねることが必要であると考えておりました、このスケジュールに基づいて進めることが、最適だとかそういうようなことは考えておりませんので、あくまでも慎重に検討を進めていかなければならないと考えております。

また、あおぞら保育園の民営化廃止については、町全体の保育環境や、今後の持続可能な子育て支援の在り方を見つめ見据え、民間の力を活用する方針として提案をされておりますが、最終的には関係者の意見をしっかりと反映をさせ、慎重に判断をすることが必要であると考えております。

そういうことでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 次の質問ですが、広報南種子1月号を参考に質問をしておりますので、そこはお許しをいただきたいと思っております。

保育を取り巻く環境は大きく変化する中、全国的な流れとして、多くの自治体が、

民営化に着手しているところだと、記載をしております。

民営化している自治体その資料を、提示をしてくださいと言う質問ではありますがこれもう、なかなか取れないと思います。はっきり言って。そこはもう答弁は要りませんので、総務課長にお尋ねをいたしますが、このあおぞら保育園、建設、もし国県の補助金や起債を活用して建設していた場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、との関係はどうなるのか、それから民営化後のあおぞら保育園の在り方について提言はですね、交流施設や保健センターとして有効活用するよう、このように提言をしております。

用途変更した感じ、簡単にできるものですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園議員。ただいまの質問事項ではありませんが、町長、答弁ができれば、はい。町長。

○町長 最初の方で、この多くの自治体についてのこの資料の提示というふうなことでありましたが、簡単に申し上げますけれども、この株式会社自治体研究社、自治体問題研究所の2021年の報告によりますと、保育所は、2000年の2万2,278ヶ所でした。それが2019年には2万3,551ヶ所へと、約10年で1,273ヶ所増えております。これは2001年に発足した小泉政権の課題であった待機児童解消によるものであります。

その中で、公立保育所は、2000年、1万2,723ヶ所から、2019年、8,332ヶ所と、4,391ヶ所の大幅な減となっております。一方で私立保育所も、急減急激な増加となっております。この公立保育所の減少は、民営化と公立保育所を、それから公立幼稚園の廃止統合によるもの、認定子供園化も要因となっております。近年は、人口減少が公立の保育所施設の廃止、統合の要因となっているとの、報告書で示されているところであります。

鹿児島県内で申しますと霧島市が平成24年7月に霧島市保健福祉施設民営化計画を策定いたしておまして、12園ある私立保育園のうち8園を民営化しております。

また、知名町では公立の保育所3園、幼稚園5園の一元化統廃合を進め、平成29年度から2つの認定子供園での運営へ移行しております。

また始良では、近年の子供を取り巻く環境の変化や保育ニーズの増加に対応するため、始良市立保育等の民営化実施計画を策定して公立保育所等の民営化を進めていると、そのような報告を、私も受けておまして、ただこれは他の自治体のことでありまして、内容については、議員が求める資料は提示ができませんでしたが、内容はこういうことで報告受けております。

先ほどのそのあとの質問については、課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 お答えします。

あおぞら保育園の整備につきましては、国県の補助金を活用しておりまして、これに伴い、補助金適正化法の規定に基づき、一定期間の当初の目的に沿って使用することが求められております。

具体的には補助金の交付要綱に基づき、施設の用途変更や廃止を行う場合には、関係機関への事前協議や、承認が必要となる場合があります、また、補助金の返還義務が生じる可能性があります。

また、地方債についても、当初の目的に沿って適正管理、運用がされることが求められており、用途変更や、廃止を伴う対応につきましては、地方財政法や関係法令に基づき適正に処理する必要があります。

以上です。はい。

用途変更する場合についてですけれども、用途変更につきましては可能であると考えておりますが、保育施設から別の用途へ転用する場合には、建築基準法や消防法、その他、関係法令に適合する必要があるとしまして、一部改修等が必要となる場合が考えられます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） まず、提言書のとおり、そう簡単には、用途変更もできないし、それから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、これにも抵触をするということのようであります。

町長この保育業務についてはですね、以前は4地区に保育所を開設して、これ、子育て支援業務に当たってきたところであります。上中、荃永、西之、島間の4地区ですね。

しかしながら、少子化の進行により、子供が年々減少し、町内4つの保育所を廃止して、新生あおぞら保育園としてスタートしたのが、今から23年前の2002年9月のことであります。

保育所の統廃合計画については、事前に住民説明会を開催して、住民の理解と協力を得てスムーズな統廃合に、至ったという経緯があります。

南種子町は、子育てしやすい日本の一、日本一のまちづくりを目指しているのではないのでしょうか。

公立あおぞら保育園住民のニーズにしっかりこたえていくためにも、本町の幼児保育の拠点施設として、子育て中のお父さんお母さんたちのためにも、あおぞら保育園はしっかり守っていかなければなりません。

このように考えます。

この件については最後の質問ですが、民営化（廃止）までの基本的なスケジュールとおおり、進める考えか、町長の所信をお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 議員のご質問にお答えをいたします。

本町においては少子化の進行や財政状況、保育の質の確保などの様々な観点から、保育環境の在り方について、慎重に検討を進めるように指示をしております。

あおぞら保育園の民営化廃止についても、未来会議からの提言は踏まえつつ、今後の方針を決定を、皆さんと協議しながらやっていく必要があると考えております。

ご指摘のとおり、過去において、町内の保育所統廃合を実施する際には、住民説明会を通じて、住民の皆様のご理解ご協力をえながら進めて参ったところであります。

今回の件につきましても、関係者の皆様のご意見をしっかりと伺い、十分な説明と協議を行いながら進めていくことが重要であると認識をしております。

先ほどの質問でも答弁いたしました。現時点で決して拙速に結論を出すものでなく、関係者のご意見を伺いながら、十分な議論を重ねることが必要であると考えておりますので、このスケジュールに基づいて進めることが、最適かどうか、そのようなことは私が考えていることではなくて、慎重に検討を進めている段階でありますので、今後もそのように進めることになろうかと思っております。ぜひとも、議員各位においても、町民の声を執行部に届けていただければというふうに思うところがございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） はい。十分に。わかりました。もう1つ慎重に、検討進め方、よろしく願いをしておきます。

次の質問に移ります。

無償譲渡を受けた土地と建物、その後の処理状況についてであります。令和6年8月21日の全員協議会で説明のあった土地とその建物、その上に建物ですね。その後の処理状況についてですが、南種子町中之上字前ノ峯2293番地4の土地と、その上に立つ建物を南種子町に無償譲渡したいという申し出があり、即それを受け入れました。

無償譲渡された土地、建物は、前之峯陸上競技場に隣接しており、建物の老朽化に伴い、数ヶ所に爆裂が見られ、危険な状態で建っております。これを解体し整備して、南種子町で有効活用をしていただきたい。こういう内容のようであります。

その全協での説明ではですね、建物の解体と土地の整備、それと移転経費、もろもろ含めて約589万円を見込んでいたという説明でありました。私、時々現場に足

を運んでおりますが、整備に向けた動きがなかなか見えない状況であります。この南種子町中之上字前ノ峯 2293 番地 4 の土地と、その上に立つ建物。現在の処理状況についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員のご質問にお答えをいたします。

先ほどの同僚議員の質問の中でも答弁をいたしました。議会全員協議会において報告をし、また、令和 6 年 12 月定例会の中でも、再度説明を行いましたけれども、私の記憶として賛成の意見もなかなか、なかったのかなというふうに思いがあまりまして、旧社殿解体について、議員の了承を得ることは難しいと思いました。

そのために、この解体が現在のこの議会の中でご理解をいただくということ。困難と判断をいたしましたので、令和 7 年 1 月 20 日付で、寄付受納の取り消しを書面で提出をしたところでもあります。

令和 7 年 2 月 5 日付で寄付受納の取り消しに対して記念碑の撤去、敷地内の電柱移設、陸上競技場にあった旧山道の返還または代替地の確保等について要望書の提出があったということでこれが現在の状況でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8 番（上園和信議員） 公式な場所でその議員が反対をしたとか、そういう記憶は私はないんですが、もし反対をしたとなればですね、宗教上の問題で、上野神社ということで、上がってきておりますので、その関係かなと思うんです。

日本にはこの正教分離という原則がありますよね。政府と宗教団体を分離する原則のことを指し正教分離原則とも呼ばれているようです。

日本国憲法の 20 条とか 20 条の 3 項とかですね。公の財政の用途制限、89 条とか、そういう関係で、賛成ができないという意見があったのかですね、それも公式な場ではないというふうに私は判断をしております。そこでですね、この土地の地目は原野になっているようです。地積は 1162 m²、名義人は南種子町ですかね。この区域に南種子町ではなく、他の団体によって危険のため規制線が張られております。禁止の立ち入り禁止の看板が立っております。私、しょっちゅう足を運んでますけど、前之峯陸上競技場に隣接していることから、安全確保が急がれると思えます。南種子町の責任において、建物の解体とその土地を整備する。このことについて、町長はどう考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

字前ノ峯 2293 番 4 の土地の名義人は南種子町であります。旧上野神社は昭和 41 年に町の推薦と要望を受けまして、バス会社建設のため、現在地に移設された経緯

があるということでもあります。

通常、所有権移転登記は所有者が行いますが、所有権移転を行っていない理由を問い合わせましたが、明確な回答は得られていないところでございます。

また、旧上野神社は、令和6年3月9日に石塔等を河内神社へ移転する式典が執り行われ廃殿になったことを受けて、令和6年3月11日付けで、受納したところでありましたが、その神社としてのではなくてですね、もう神社は移されておりますのでそういうことで当時は受納をしたということでありました。

しかし先ほど申し上げましたように、私としては積極的な皆さんのそういう同意をえられるような環境にはなかったというふうにそういう記憶をしておるものですから、やっぱりこれを、受納をして、そしてそこにそれなりの公費を入れて、これを解体をしたりいろいろするということは、議員各位のやっぱりご理解がなければ、予算を通すことができませんので、そういうことで一応今、返還をしたということであってそれがこれまでの流れでございます。

今後、私どもの方にもなんか文書がきておるようでありましてけれども、議会の方に、陳情書ですかそれが届いている話も伺っておりますけれども、この建物の解体と土地の整備についてですね、議会の方の陳情書に対する結果が私どもにも示されれば、その中でそれが可能という判断ができれば、私どもも今後、そのことについては協議をしていかなければならないのかなというふうに今思っているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） あれですね、外の要望書ですかね陳情書ですかね、神社という名称外したらいいんですよ。じゃないの。神社という名称があるから、やっぱり引っかかっていると。だから神社を外してですね、この南種子町中之上字2293番地の4の土地という表現で、要望書を上げたら、別に何ら問題ないと私は考えております。それで名義人が南種子町ですので、これはもう寄付というとかそういう手続きの必要はないんじゃないかなと思うんです。

しっかりその要望にこたえて欲しいと、このように要望しておきます。

最後の質問ですが、職員の中途離職者防止策についてであります。南種子町役場職員の中途離職者が最近多いように見受けとめます。町民からもそのような声が寄せられているところであり、この町長1期目の4年間に中途退職者は19人、これは令和5年9月定例会の同僚議員の一般質問で町長が答弁しております。小園町長に2期目に入っております。間もなく3年目を迎えますが、依然として中途離職者が見られ、令和6年12月31日付けで4人の職員が定年前退職をしているようです。これ広報みなみたねの令和7年2月号で、そのように紹介をされた。町長2期目就

任から間もなく3年を迎えますが、今日までの中途離職者は何人を数えるか。お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長、総務課長。

○総務課長 上園議員のご質問にお答えをいたします。令和5年5月から本日までの退職者は10名でございます。詳細言いますと、5年度、令和5年5月から3月31日までは、5名、令和6年度の4月1日から本日まで、5名ということで合計10名ということでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ちょっと噂によりますとですね、3月31日まで、なんか数人の職員も退職されるみたいですが、何人ぐらいですかね。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 はい。お答えをいたします。退職希望者は今出てる分が3名、3月31日付け3名ということになっております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 最後の質問です。中途離職者の背景を分析し、これを防ぐ対策を早急に講じる。このようにですね、南種子町を支える、若手職員が次々と辞めてしまうようでは、南種子町の衰退を招きかねないか、非常に私心配をしているところであります。家族にとっても大変なことと受けとめます。

そういうことですね、これを防ぐ対策を早急に講じると。このことについて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員のご質問にお答えいたします。

午前中の同僚議員の中でもお答えをいたしました。この離職の理由はそれぞれでございます。家庭の事情、体力的なことや自分のやりたいことなど様々でございます。

全国、また国家公務員、いろいろな県職も含めてですけれども、今このような現象が出てきております。特に若手の離職者においては、自分に合っていなかった自分の可能性を見つけ、みい出したい。そしてまた、資格を取って違う道に進みたいということでもうすでに次の資格取得のための学校にかようようにしている方もおられます。

そういうものが理由でありまして中堅どころでは、家庭の事情で家庭の後を継がなければならない。また今だから違う道を進みたいなどと、いろんな自己啓発的な理由を挙げられているようであります。

こういう方々が、多くいると議員が言われますように、やっぱり将来に向けてマ

イナスでございますのでここについてはいろいろ取り組まなければならんと思っております。人事管理上、中堅者の離職は業務遂行上非常に残念でございます、厳しい状況にあります。改善策については、課長による課内全員の個別面談を現在実施をしており、また行政系からは、毎年1月ごろに全職員を対象に、職務意識調査を行い、異動希望なども希望者からずっと取りながら受理をしております。

業務への不満から辞職することのないように防止対策は講じてきているところですが、現状このようなことでございます。

これだけで万全と思っておりませんでやはり、日頃からコミュニケーションをとり合い、働きやすい職場環境づくりに努めなければならないと思っております。

また、近年はやっぱり人も少ない中で、そしていろんな行事取り組む業務もかなりハードになってきておまして、やっぱりそれぞれの自治体の行政を比較しましても、しっかりやるところと、そうでないところと、先生森山先生あたりかあらほめられますけれども、私どものこの町の職員は本当によく頑張っておられると思います。

そして、今年は組合の方とも話をさせていただきましたが、なかなかこの代休であったり休みもとれなかったりいろいろという話も伺いましたので、これについても、1月の間に取らなければいけない休暇についてもこれを3月とか、改善できるものは改善をいたしました。

そして総務課長にも指示をいたしまして、やっぱり時間外で対応すべきものはしっかりと時間外で対応させる。そういうことでないとモチベーションも下がりますし、いわゆる国の財務省総務省あたりのような、ブラック企業的なようなことが言われるような組織であってはいけないというふうなことも、私どもも思っておりまして、今後、そこら辺もしっかりと環境づくりに努めて参りたいと思います。

また、午前中申し上げましたがこの中途退職者の退職理由として、やっぱりこれまでの慣例のその親族と一緒に働くことがこれについて非常に抵抗があるようでありますので、ここは粘り強く、法的にも、今はそういうことがないということを申し上げながら、そしてそれを理由にやめられた方々に、会計年度だったり、パート職員だったりいろいろお願いをしても、それでも何か来ていただけない非常に難しいところがありますので、こういうことなども時間をかけながら、そういう変な圧力を感じないような環境というのは私どもも作っていかねばならないと思っておりますので、そこについては今後ともご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園議員。

○8番（上園和信議員） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで上園和信議員の質問を終わります。
ここで概ね 14 時 55 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 4 6 分

再開 午後 2 時 5 4 分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。
次に、野首久教議員。

[野首久教議員登壇]

○2 番（野首久教議員） それでは早速、町長施政方針のうち、多面的機能支払交付金事業に関する事項について、一般質問に入らせていただきます。

多面的機能支払交付金とは、農業者と地域住民が、農地、水路、農道などの地域資源を共同活動で、保全管理している活動組織に交付金を交付する制度ですが、令和 7 年度施政方針の農業農村整備の項目において、多面的機能支払交付金事業については、現在 16、町内 16 組織が活動しておりますが、構成員の高齢化や、事務処理作業の負担など、役員のなり手不足による組織の活動継続が困難となってきたことから、活動組織を 1 つの広域活動組織にまとめ、組織の事務負担軽減や経費の節減、組織全体での交付金の有効活用を図り、地域協働活動の継続を支援して参りますと述べられました。

このことについて、今後の組織運営の確認の意味も含め、3 点質問を行いたいと思います。

まず、通告書の 1 点目、町内の 16 組織を 1 つの広域活動にまとめることに至るまでの検討は十分に行われてきたかについて質問します。

鹿児島県の多面的機能支払交付金を活用した取り組みの愛称をみどりサークル活動と呼び活動組織数は、574 組織あり、そのうち広域化組織数は 39 組織となっているようです。

その中には、南種子町、類似町の 10 町でもある。喜界町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町の 5 つの町が、すでに広域化組織を立ち上げ、活動しているようであります。

私は、自分の集落で組織している田尾地域環境保全会への役員もしていた時期もありましたので、活動内容についてはある程度認識できていると思っております。

田尾地域環境保全活動は、田尾地域環境保全会の会員は、集落内の子どもから大人

までで、農家非農家問わず、集落民全員が対象に含まれております。保全会で計画された農道の未支払いには、60代までの年代はもとより、70代80代の方々も積極的に参加し、その活動の成果として支給される日当は、日常生活を支える生活費の一部にも充てられ、とても喜ばれております。

また、こうした活動は、集落内の情報交換の場ともなり、和気あいあいの雰囲気の中で作業が行われており、とても良い活動だと実感をしております。

町長にお伺いいたします。

南種子町においては、現在16組織が活用しているようですが、16組織を1つの広域活動組織にまとめることに至るまでの検討は十分に行われてきたのでしょうか。今までどんな検討が行われてきたのかについて説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは野首議員のご質問にお答えをいたします。

近年の農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増えつつある中、多面的機能支払交付金事業は、地域活動に係る支援により、地域資源の適切な保全管理を推進するものでございます。

現在、町内では16組織が活動しておりますが、構成員の高齢化や事務処理作業の負担など、役員のみならず手不足により、組織の活動継続が困難になってきているなどのご意見ご要望があったことから、活動組織を1つの広域活動組織にまとめ、組織体制を強化し、事務負担軽減や経費の節減、組織全体での交付金の有効活用を図り、地域協働活動の継続を支援をしようとするものでございます。これまで担当課と広域組織の事務局を担う土地改良区において、広域化に向けた検討を進めてきているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） はい。その16の組織については、16組織を1つの広域かつ組織にまとめることについて説明等があったと思います。思われますけれども、その中ではどんなことを話をされたのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 野首議員のご質問にお答えいたします。

担当課と、広域組織の事務局を担う土地改良区において、広域化に向けた検討を進めてきたところでありますが、その内容といたしましては、各構成組織につきましては、運営委員会において決定された活動方針計画等に沿った実施計画を作成し、これまで同様、各組織で保全活動に取り組むこととしておりますが、その事務的負

担につきましては、改良区の方で依頼するような形でという検討を進めてきたところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ありがとうございます。次の質問に移ります。

通告書の2つ目、現在活動している町内の16組織は、広域活動組織においては、どう関わることなのかについて質問をいたします。

まず、現在の16組織ですが、地区別に組織数を教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 質問にお答えをいたします。

地区別の組織数になりますが、上中地区1組織、西之地区4組織、島間地区4組織、荃永地区1組織、平山地区2組織、長谷地区2組織、西海地区1組織、下中地区1組織の計16組織になります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） ありがとうございます。

この16組織はそれぞれの組織ごとに年間計画を策定し、それに従った活動を、年間を通して実施していくことと理解しています。

私は、1つの広域活動組織になった場合、これまでの活動内容に変化が出てくるのか、こないのかが気になっているところであります。大きく活動が変わることになれば、これからの活動内容を見直さなければならなくなると考えるからであります。

町長にお伺いいたします。現在活動している町内の16組織は、広域活動組織においては、どう関わってくることになるのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 野首議員のご質問にお答えをいたします。

3月10日の日に、多面的機能支払交付金事業の説明会が開かれたようであります。その中で、その他のところにおいて土地改良区より広域化設立準備委員会の説明がなされたようでございます。

しかしながらこのことについては、役場の担当課長・係長にも、この設立準備会の関係について、事前の協議がなかったということで、いきなり設立化に向けた説明であったため、多くの組織からご意見があったというふうに報告を受けております。

今後においては、担当課とも十分な協議調整をしながら、やっぱりしっかりとした手順を踏んで、各組織にもご理解を深めていただけるように進めていくべきであると考えているところであります。

広域活動組織における関わり方については、担当課長から説明をさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 ご質問にお答えをいたします。

これまでの各組織は、広域活動組織の構成組織として参加し、各組織の代表者による運営委員会において、広域活動組織の活動計画や予算の策定を決定します。各構成組織は、運営委員会において決定された活動方針、活動計画に沿った実施計画書を作成し、これまで同様、各組織での保全活動に取り組むこととなります。また、構成員の高齢化や減少が進み、活動が困難な場合は、組織間で連携することで、活動を継続することが可能になると。いうことであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 活動内容については現在やっている単体組織の活動をやっている内容とほとんど変わらないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 今やっている、個々の組織の活動と一緒にあります。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 先ほど冒頭第1つ目の通告書の1つ目の質問の後に、建設課長に最近あった説明会についての話を、どういうことだったのでしょうかというふうに、冒頭聞きました。

これについては今のところで回答があったものと、いうことでさっきの質問については、いきなりの展開ということで、ちょっと申し訳なく思っております。ありがとうございます。今の回答で現在やっている団体組織がそのまま活動は続けられるということを知って、従来の組織の活動がそのまま続けられてるということで理解をいたしました。

次の質問に入ります。

通告書の3つ目、広域活動組織の体制はどのように考えているのかについてですが、現在課においては広域活動組織となった場合の組織体制のイメージが掴めていない状況です。

町長にお伺いいたします。

広域活動組織の体制はどのように考えているのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 野首議員のご質問にお答えをいたします。

組織体制については、現在の多面的活動範囲が土地改良区域と重複する部分も多いことや土地改良区からの要望を踏まえたものであるということから、土地改良区に広域活動組織の事務局を設置し、土地改良区が行う施設の維持管理の効率化や経

費の節減を図ることになると思います。

基本的な活動内容については、先ほど課長から答弁があった通り変わりませんが、やっぱり今後それぞれのところで、役員さんがやっぱりご苦労されていることや、いろんなことを伺ってますのでそういうものがまとめたところの事務局で手続き等も、終わられるようなそういう効率化が図られるんだらうというふうに思います。

また、私は、町民からの要望等の認識をこれまでも持っておりまして、事務局において、これまで各組織で行ってきた金銭の出納請求書、それから領収書などの証書類の受領、保管などのそういう経理事務、それから作業日報や写真整理などの活動報告書作成ということをそれぞれやっておりますが、各組織の事務負担軽減が図られ、組織間の資機材の融通体制や、予算の融通も可能になってくるのではないかと考えているところでございます。

しかし、この説明会がまだ初期の段階からしっかりと、それぞれの各組織に、この前の説明会の中でご意見があったということは、ちゃんとできてないんだらうというふうに私も報告を受けて感じておりますので、これは町民からのいろんな体制のご意見もあろうかと思っておりますのでしっかりと説明会を踏まえて、そして本当に町民が望む体制であるのかどうか、そのことについては、時間をかけてしっかりと、再度協議検討をする必要があるのではないかと考えておりまして、そこをちゃんとした流れの中でやりなさいということは申し上げているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首久教議員。

○2番（野首久教議員） 事務局においては、土地改良区の中で設定していただくということで理解をいたしました。

また各組織の説明会については、十分に説明をしていただき、ご理解のもと、組織への取り組んでいただければいいかなと思います。

私は多面的機能支払交付金を利用した、この活動は魅力あるとてもよい取り組みだと思います。広域活動組織の運用面においては、今後いろいろと工夫していけば良いと思います。

先ほど各地区ごとの組織数を確認しましたが、各地区に1つでも組織があれば、その組織は、取り組む面積を広げることによって、対象となっていない面積をカバーできるのではないかと思います、聞いてみたところであります。ということで、各地区にはそれぞれ1つ以上の組織があるということが確認をできました。現在取り組んでいる面積の範囲外をどうカバーしていくか等の課題もありますが、まだ組織を立ち上げていない集落等にも、多面的機能支払交付金事業の魅力等広域組織のメリット等を理解していただけるよう、新組織の加入に向けて、十分な説明会や広報活動を展開し、広域活動組織が南種子町一円に拡大されていくことを期待いたしま

す。

最後になりますが、令和7年度予算審査委員会における各課の審査において、行政としては、当然のことかもしれませんが、所管課は、町民からの要望をときには、町長にも相談しながら、または指示を仰ぎながら、適切に対応していただいていると感じました。

100%の対応に限界があることも十分承知しておりますので、これまで同様、可能な限り、町民の声に対応していただきますようお願いし、町長施政方針のうち、多面的機能支払交付金事業に関する事項についての一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで野首久教議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第2 委員長報告（総務文教委員会・所管事務調査）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務文教委員会、大崎照男委員長。

[大崎照男総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（大崎照男議員） 総務文教委員会所管事務調査報告書。

総務文教委員会委員長、大崎照男。

総務文教委員会が閉会中の初回所管事務調査としていた教職員住宅の現状についてと、通学路の現状及び安全対策についての調査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は1月17日を調査日とし、全委員出席のもと、関係課長、係長の出席を求め、現地視察を含めた調査を実施した。当日は、委員会室において、担当課長より、2つの調査項目の概要説明をいただいた。

まず、教職員住宅の現状についてです。上中9戸、荃永4戸、西之4戸、西海4戸、島間3戸、平山4戸、下中3戸、長谷3戸の合計、34戸がありまして、現段階で空き家が3戸となっております。教職員住宅については、その多くで老朽化が進み、今後、維持管理が大きな課題となっている。

質疑に入り、現在の教職員数は、の問いに、県費職員が小学校72名、中学校19名の合計91名ですとのこと。91名のうち何人が町内に居住しているのかの問いに、年度当初は92名でしたので、町内居住が61名、中種子22名、西之表9名です。

管理職の居住は、の問いに、管理職の居住はすべて町内で、各校区に住んでいますとのこと。単身か家族で来ているのか、把握しているのか、の問いに、把握はしております。とのこと。

次に、通学路の現状及び安全対策についてであります。学校の学校保健法の中で、学校設置者は、児童生徒の安全の確保を図るとされております。各学校において、児童生徒の中学通学路の安全の確保、環境維持のためにも、通学路の指定をしているところです。通学路の整備については、毎年、各学校や保育園等から通学路の危険箇所を聞き取り、集約をし、教育委員会、あおぞら保育園、福祉事務所、総務課消防交通係、建設課、種子島警察署、熊毛支庁からなる子ども移動経路・通学路等安全推進会議の中で協議をし、現地確認を行い、道路を管轄する管理者が順次改善を図っているところです。各学校においては、通学路の点検を行い、安全マップを作成し、随時、危険個所の追加などの見直しを行うとともに、児童生徒の交通安全に対する意識を高めるために、交通安全教室を実施するなど、安全指導に取り組んでいる。中学校においても、遠距離通学の安全な通学手段を確保するため、町が通学バスを取得し、運行管理委託により安全確保を行っている。

質疑に入り、通学路の危険性がある場所における昨年度の改修改善があったのか、の問いに、指定している通学路を管轄している管理者において、毎年、順次、改善を図っていますとのこと。

4ヶ所の現地調査を行い、総括を行った。

執行部に対する質疑もなく、住宅については、空き家2戸を調査しましたが、内装的にも問題はないと感じたので、できるだけ先生方に居住をしていただくように要望しました。

執行部退席後に、委員会としてのまとめを行った。委員から、通学道路については、Aコープ前、杭風方向の道路について改善していただくよう要望すべきではないか。

中平小学校敷地内にあるせんだんの木が通学路に茂っており、安全対策上、伐採したほうがよいのでは、との意見がでました。

以上で総務文教委員会の閉会中の所管事務調査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで総務文教委員会の所管事務調査に関わる委員長の報告を終わります。

日程第3 委員長報告（産業厚生委員会・所管事務調査）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、委員長報告の件を議題とします。産業厚生委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 産業厚生委員会、福島照男委員長。

[福島照男産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（福島照男議員）

それでは、産業厚生委員会委員長報告、所管事務調査を行います。

産業厚生委員会委員長、福島照男。

産業厚生委員会においては、次の2件について調査を実施してきましたので、ここに報告いたします。

調査内容1、農業振興全般について、2、観光業政策の展開について、調査目的と趣旨。

1件目の農業振興策全般については、サトウキビ及びサツマイモの病害虫対策と堆肥センターの運営改善についての2項目を調査することとしました。その目的と趣旨は、1項目が、サトウキビとサツマイモは本町の基幹作物であり、病害虫の及ぼす影響は農家所得の減少だけにとどまらず、本町の経済全体にも大きく影響が及ぶために早期の被害軽減対策が必要と判断しました。2項目の堆肥センター運営改善については、農業振興策においては必要な施設であるとの観点から、農畜連携による持続可能な経営改善が図れないかと判断しました。

2件目の観光業政策の展開については、本町の重要な産業として、今後どのように発展成長させていくべきかの観点から、観光客誘致に向けての宣伝、アピール対策や受け入れ体制の充実に向けた対策について調査することとしました。

調査方針の確認。

まずは、現状の実態把握と取り組む内容を確認し、併せてその効果検証を行いつつ、委員会として、改善に必要と思われる課題を整理し、所管課の意見交換を重ねながら、最終的に議会からの申し入れ内容をまとめることとしました。

調査内容と日程。

令和5年7月、総合農政課より、サトウキビ、サツマイモの病害虫被害の状況と対策内容についての聞き取りを行い同日現地調査を行った。

令和6年4月、総合農政課より堆肥センターの経営改善についての取り組み状況等について聞き取りを行い、併せて堆肥センターの視察を行った。同年6月、6年5月、東串良町の堆肥センターを視察して、経営内容や取り組み内容について伺った。同年6月、種子島家畜せり市場を視察し、子牛価格の状況や生産農家からの声を聞かせていただいた。同年6月、企画課より、観光政策全般の取り組み状況等について聞き取りを行った。同年9月、中種子の新光糖業を訪ね、副産物として出てくるバガスやフィルターケーキ等の堆肥への有効利用について意見交換を行った。

同年11月と12月の2回にわたって、観光業政策の展開について、次回、所管課からの聞き取り項目をまとめ、所管課と場情報共有を行った。

この他にも、委員会内の打ち合わせや所管課との打ち合わせは幾度か実施してい

るが、主な日程のみ報告をさせていただいております。令和7年2月、これまでの所管事務調査の総括を行うために、それぞれの所管課からの最終聞き取りと情報交換を行い総括することとした。

総括 サトウキビ・サツマイモの病害虫対策について、

新品種はるのおうぎのサビ病問題について、春の成長期において多発傾向にあるが、令和6年産については、夏場の高温も重なり影響は少なく、昨年よりも増収結果となっている。病気に対する実害がどれほどあるかについては、まだ掴みきれておらず、試験場に引き続き調査研究を依頼している。農家からは、従来の品種よりも、はるのおうぎの方がよいとの声も多いことから、推奨品種として適当と考える。サツマイモ基腐れ病に対する対策・対応について、

令和6年産については、前年よりも被害発生は減少してきており、これまでの対策に効果が出てきていると思われる。有効な農薬がない状況において、今後も予防対策が一番大事で、種芋の蒸熱処理、バイオ苗の利用、排水対策、早期病害苗の抜き取り、腐敗残渣の圃場からの持ち出しなど、これまでの予防対策を徹底して行うことが、被害軽減に繋がると思われる。

堆肥センター運営改善について、

これについては、大きく2つの観点から議論を進めました。

1、これまでよりも安く製造できないか。

2、原料である牛ふん堆肥の含有水分別の購入はできないかということです。

1、安く製造するための方策として、2つあり、1つ目は、新光糖業より排出されるバガスやフリーターケーキ等が安く入手できることから、これを有効利用する。これについては、現在所管課にて試験を行っており、6月をめどに、試験の中間報告を行い、圃場における試験結果については、1年後をめどに検証していくとのこと。

2、現在畜産農家より仕入れている原料価格が一律となっており、これを水分含有率で区分した仕入れ価格を設定することにより、製造原価の低減と良質原料供給する畜産農家の収益アップにも貢献できると考えます。

所管課においては、この水分調査機の購入を現在検討しているとのこと。また、堆肥利用にあたり、町民としてのメリットを感じていただくための町内外での販売価格差設定については、主にJA堆肥との比較になりますが、現状においても販売価格には差額があることから、町内外での販売価格の設定は可能と思います。販売量の確保も重要なことと、流動的要素もあるので、状況をみながら設定していくのが適当と判断します。以上で、農業関係の総括はおります。

次は、観光関連です。観光業政策の展開について、観光業政策については、短期

と中期に分けた取り組みとして、課題を整理し、議論を進めてきましたのでここに総括します。

短期に取り組む内容について、観光客誘致の宣伝対策については、ふるさと納税強化策と連動して、あば！P a yカードの付与と、利用促進による誘客と地元消費の促進を図っていく対策は有効的と考えます。

受入れる宿泊施設の充実強化については、企業立地業も含めて、地元旅館組合との検討を進めていく方針とのことです。前に進めていただきたい。

古い、案内板の更新や、わかりやすい案内板の設置については、随時対応していくとのことです。

お土産品の充実対策、火縄銃の有効活用については、民間開発が重要となるので、有効な助成制度も含めて現在検討中とのこと。火縄銃の有効活用においても、宇宙芸術祭の方でモデルガンのようなものがないか検討しているとのことです。

観光地や町内道路の景観維持対策については、まちづくり公社や事業者への委託を維持しながら、道路ふれあい事業の維持拡大や観光地の地元受託清掃についても意向調査を行うなどして、景観維持に努めるとのことです。

中長期的に取り組む対策として、

西海岸地区の展望休憩施設の早期実現については、県の事業承認が広域事業に変更となったことから、中種子町と併せて、西海岸地区の観光開発で申請中とのことです。申請承認が見込めるとの見地から、施設立地の確保もめどとしてつきそうなので、事業推進が見込めるとのことです。

島間港の整備拡大を進めクルーズ船の誘致実現について、現在観光協会としては、西之表港を軸に誘致活動を進めていますが、世界遺産の屋久島とロケット基地に近い島間港を基軸としたクルーズ船計画の発想も検討の余地があると考えられます。

申し入れ事項

以上の総括から経済波及効果が高く、優先順位の高い課題として、次の4項目を申し入れることに決定しました。

1、病虫害対策としては、サツマイモの基腐病対策をこれまで同様、生産者の理解をえながら継続していくこと

2、堆肥センター運営改善については、町内外販売における価格差の設定を行うこと。原価安の堆肥生産については、バカス等使用の試験結果を踏まえながら、有効と確認された場合は、従来の堆肥生産と並行して、増産に取り込むこと。

3、観光業政策の展開について、総括を踏まえ短期的には、魅力ある「SPACE TOWN 南種子」としての宣伝強化や、お土産品の充実と、わかりやすい看板の設置や、更なる景観維持に努めること。特に夏場は雑草の繁茂が早いことから、早

期対応に努めること。

4, 中長期的には、特に西海岸地区における展望休憩所施設の早期実現を図ること。併せて、島間港へのクルーズ船寄港復活については、計画実現に向けた取り組みを要望する。

以上の4項目を当委員会として、町当局へ申し入れるべきものと決定しましたので、議長において、よろしくお取り扱いを取り計り下さるようお願いいたします。

お願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで産業厚生委員会の所管事務調査に関わる委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました、委員会の意見につきましては、議会の意見として、執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として、執行当局に申し出ることに決定しました。

散 会

○議長（塩釜俊朗議員） これで本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日3月19日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時34分

令和7年第1回南種子町議会定例会

第 3 日

令和7年3月19日

令和7年第1回南種子町議会定例会会議録
令和7年3月19日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第28号 令和6年度南種子町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第3 議案第23号 令和7年度南種子町一般会計予算
- 日程第4 議案第24号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第5 議案第25号 令和7年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第26号 令和7年度南種子町後期高齢社医療保険特別会計予算
- 日程第7 議案第27号 令和7年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第8 発委第2号 あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第9 委員長報告（陳情審査）
- 日程第10 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第11 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 議員	2番	野 首 久 教 議員
3番	平 阜 強 議員	4番	福 島 照 男 議員
5番	名 越 多喜子 議員	6番	柳 田 博 議員
7番	大 崎 照 男 議員	8番	上 園 和 信 議員
9番	濱 田 一 徳 議員	10番	塩 釜 俊 朗 議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 書 記 砂 坂 英 明

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康	副 町 長	小 脇 隆 則
教 育 長	菊 永 俊 郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹	企 画 課 長	木 田 美 幸
くらし保健課長	外 園 幸 喜	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀
税 務 課 長	西 村 一 広	総合農政課長	山 田 直 樹
建 設 課 長	河 野 容 規	保 育 園 長	才 川 い ず み
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松 山 砂 夫	教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	羽 生 幸 一		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑、質問については、議会会議規則及び議員申し合わせ事項を厳守してお願いをいたします。

日程第1 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、町長提出の追加議案第28号について、提案理由の説明を求めます。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは、提案理由についてご説明を申し上げます。今回追加提案いたしました案件は予算案件1件でございます。

それでは予算案件について要約してご説明を申し上げます。

議案第28号は、令和6年度南種子町一般会計補正予算第10号でございます、580万9,000円を追加し、総額73億883万6,000円とするものでございます。

今回の補正内容は、3月14日から16日にかけて、消防団員、職員延べ281名を動員して実施いたしました。行方不明者捜索にかかる費用によるものでございます。

以上、議案説明を終わりますが、詳細につきましては議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

日程第2 議案第28号 令和6年度南種子町一般会計補正予算第10号

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、議案第28号令和6年度南種子町一般会計補正予算第10号を議題とします。当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第28号令和6年度南種子町一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、3月14日から16日にかけて、消防団員、役場職員延べ281名を動員して実施した、行方不明者捜索にかかる費用によるもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ580万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億883万6,000円とするものです。

第一表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から説明いたしますので4ページをお開きください。

消防費について、消防団員出動報酬の下半期の見込み分と、職員手当等の合計580万9,000円を増額するものです。以上が歳出になります。

次に歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

基金繰入金について今回の、今回補正の不足額を補うため、財政調整基金から580万9,000円を繰り入れるものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足或いは詳細についてはこの後の審議において、説明を申し上げますので、ご審議方よろしく願います。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号令和6年度南種子町一般会計補正予算第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号 令和7年度南種子町一般会計予算

日程第4 議案第24号 令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第5 議案第25号 令和7年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第26号 令和7年度南種子町後期高齢社医療保険特別会計予算

日程第7 議案第27号 令和7年度南種子町水道事業会計予算

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議案第23号令和7年度南種子町一般会計予算から、日程第7、議案第27号令和7年度南種子町水道事業会計予算までを一括して議題とします。

令和7年度予算案5件については、各常任委員会に付託していただいております。審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、産業厚生委員会、福島照男委員長

[福島照男産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（福島照男議員） それでは、産業厚生委員会に付託をいただいた予算書の報告をさせていただきます。

令和7年度一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計審査報告書
産業厚生委員会委員長、福島照男。

産業厚生委員会に分割付託された令和7年度一般会計予算及び3特別会計予算並びに、水道事業会計の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は全員出席のもと、第2委員会室において審査日程を3月6日木曜日と、7日金曜日の2日間と決定し、分割付託表に示された区分により、関係課長係長より出席を求め、審査を行いました。

まず、建設課の審査に入り、今年度より先の役場課設置条例の改正に伴い、令和7年1月1日から施行された改編に伴い、土地改良係と水道係を含む予算審議となり、先に課長より概要説明を求めました。

建設課の予算編成にあたっては、第6次長期振興計画を基本とし、投資効果や事業内容等を検討し、住民からの要望等を踏まえ、公共性及び緊急性を要する建設を重点事項として取り組み、また、補助事業等を活用し、社会基盤の早期完成を図るとしております。重点事項。漁港建設事業として、竹崎漁港補修工事の実施、道路橋梁事業として、恵美之江線、轆之牧線道路改良工事他16事業の実施。道路維持管理事業による町道等施設の維持管理補修・国道県道伐採事業委託、道路ふれあい活動報奨金支給事業。まちづくり公社補助事業による道路維持管理、公園管理。都市計画総務費として、再編交付金事業による街路灯LED化事業。公園施設管理事業として、宇宙ヶ丘公園・前之浜海浜公園・雪の子公園の維持管理。住宅管理事業として、公営等一般建設修繕・公営住宅等補修工事・トイレ簡易水洗化。建築物耐震化改修促進事業として、改定業務の委託。集落内環境整備事業として、小平山集落排水路整備工事、大宇都排水路整備工事。河川管理事業として、大川川転落防止柵補修工事、河川維持補修工事。砂防事業として、寺内地区測量設計業務委託などとなっております。歳出総額は5億6,544万5,000円で、土木費の減少により、前年度比、1億2,570万7,000円減額の予算審議となりました。

次に、土地改良係について、予算編成方針について、農業農村整備事業は、農業生産の第1条件である生産基盤整備を計画的に実施することが重要であり、県営事業による水田の区画整理、農業用要排水路・農道の生産基盤整備、農業用ため池の防災対策に取り組み、優良農用地の確保と農用地の高度利用を図り効率的な生産活動を推進します。重点事項について、県営土地改良事業として、荃永地区の区画整理や上里新上里地区の換地業務など、併せて6事業による県単事業を計画となっております。多面的機能支払交付金事業として、町内16組織による農地法面の草払

い、水路の泥上げ、農道の路面維持などを行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。農道維持管理事業として、認定農道 477 本、190 キロの機能維持と安全性向上を図る他農道農村環境整備事業や、単独災害整備事業により、農業生産活動の維持を図る、土地改良係としての歳出総額は 1 億 5,758 万 3,000 円で前年比、243 万 3,000 円減額の予算審議となりました。質疑に入り、審査においては、各委員から詳細な確認や、前年度の違いについて質問が出され、審議が進んだ結果、建設課の審査を終えることとなりました。

次に、水道系の事業会計について審査を行い、先に概要説明を求めました。

水道事業は、水道法で正常にして豊富低廉な水の提供を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としています。これにより、住民生活に直轄する、水道施設の重要性から、町内全域の普及管理を重点施策として推進してきたところで、現在では 98.71%の給水率により、町内全域に水道が整備され、安全な水の供給体制が図られています。しかしながら、近年の水道事業は、社会情勢や自然環境の影響を受け、変化の時期を迎え、人口減少による収益の減少、老朽化した施設の大量更新事業など、多くの課題を抱えており、徹底した効率化、健全経営化を行うよう、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、水道事業が将来に渡り、安心安全な水を供給できるよう努めて参ります。令和 7 年度の給水人口 3,228 戸、年間総給水量 64 万 7,700 トン、1 日平均給水量 1,775 トンとなっております。主要な建設事業として、水道施設耐震化事業として、導水管、配水管の更新事業、水道施設改良事業として、中央浄水場緩速ろ過池修繕工事、西之線配水管布設工事御開大宇都線配水管布設工事、生活基盤近代化事業として八久保水源地非常用発電機更新があります。水道事業収益 2 億 2,936 万 5,000 円、水道事業経費 2 億 6,599 万 9,000 円不足額 3,663 万 4,000 円、資本的収入 1 億 7,764 万 5,000 円、資本的支出 2 億 6,341 万 8,000 円不足額、8,577 万 3,000 円となっております。資本的収支額が資本的支出額に対し不足する額 8,577 万 3,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,204 万 5,000 円。過年度分損益勘定留保資金 230 万 4,000 円。並びに、当年度分損益勘定留保資金 7,142 万 4,000 円で補填するという中身となっております。質疑に入り、審査においては、各委員から質問が出され、審議が進みました。

災害時や漏水事故発生時の対応に、休日昼夜を問わず、対応していただいていることに感謝しつつ、労務負担が気がかりな点となります。経営状態は、老朽水道管の更新事業が大きな負担となっており、今後も厳しい経営状況が見込まれます。以上で水道系の事業会計の審査を終了しました。

次に企画課の観光経済系の審査に入り、先に概要説明を求めました。

企画課の予算編成の基本方針と重点施策については、4項目を上げています。

1、移住定住対策について、住みやすい南種子住んでみたい南種子に結びつくような施策を積極的に進めるとともに、移住体験等実施に向けて取り組みを行っていく。空き家バンク制度については、さらにきめ細やかな情報発信等のサービスを行い、空き家の活用や解消に向けて全力で取り組むとともに、住宅建築や購入、空き家改修補助制度の積極的な活用を推進する。家族留学終了後の移住定住希望者や本町への移住定住に興味を抱いている方々に対して、きめ細やかな情報の提供を行っていく。

2、観光振興について、本町は観光資源の豊富な町であり、その個性を生かした観光振興を引き続き図って参ります。観光イベント事業においては、種子島宇宙芸術祭の開催に向けて引き続き支援を行うと同時に、事業推進に取り組んでいく。ロケット祭りについては「SPACE TOWN 南種子」宣言記念祭の祭りとして、種子島最大のイベントとして盛大に開催いたします。

3、商工業の振興について。購買力の流出防止や、明るく元気な商店づくりを推進するために、商工会やスタンプ会への支援を行っていきます。また、販路拡大事業として、6年度に引き続き株式会社極楽湯での本町特産品の飲食物販の提供などに取り組んでいき、南種子町を島外にPRします。雇用機会拡充事業により、民間事業者等による創業・事業拡大等のための設備投資資金、運転資金への支援を行い、雇用機会の拡充を図る。

4、観光物産館トンミー市場の運営について、観光客の集客に力を入れ、町内各事業者との連携を図りながら、まちづくり公社と一体となって引き続き、健全経営に努めていきます。また、道の駅登録に向けて基本計画を作成し、準備を進めていきます。主な事業として、定住促進事業2,000万円、雇用機会拡充事業で1,200万円、観光イベント事業で8,118万4,000円。他14事業で、歳出合計2億773万2,000円で、前年比1,488万5,000円増額での予算審議となりました。質疑に入り、審査において、表示石機能強化事業や雇用機会拡充事業、トンミー市場の運営状況等についての質疑の中で議論が深まり、一定の方向性を、見いだすことはできた。事業予算への質疑を終え、企画課観光経済系の審査を終了しました。

次に、福祉事務所の審査に入り、先に概要説明を求めました。福祉事務所の予算編成方針重点事項について、主な業務として、社会福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉、児童福祉、生活保護事業、河内温泉センター管理など。社会福祉における地域福祉推進を目的とした各種団体の補助として、町社会福祉協議会運営費補助、民生委員児童委員協議会運営補助等を行い、地域社会福祉の向上に努める。高齢者福祉については、環境上及び経済的な理由により、居宅において養護を受けること

が困難な高齢者の施設入所措置としての老人保健措置事業、高齢者の地域参加推進として、町老連、単位老人クラブへの補助を行い、敬老金支給事業も継続して行います。シルバー人材センターの運営費補助や地域包括支援センター等での関係機関と連携を図りながら、高齢者福祉の向上に努めます。

障害者福祉については、日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、障害者自立支援給付、障害児支援給付、自立支援医療費、重度心身障害者医療費助成を実施します。障害者等の福祉増進を図るために地域生活支援事業を実施します。母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当給付事業を計上し、ひとり親家庭等の生活安定のため実施します。温泉センター管理費は、開館より30年が経過し、経年劣化による損傷等が見られるため屋根及び外壁の塗装工事を行います。太陽熱利用システムを活用し、経費削減を図りながら、燃料費、光熱費、施設の維持管理委託料、屋根及び外壁塗装工事等、総額5,998万6000円を計上します。

児童福祉については、出産祝い金事業、児童手当、保育園への通園補助を計上し、さらに、幼稚園、保育所等の運営費を支給し、子どものための教育・保育給付事業を実施します。子ども子育て支援事業として、放課後児童健全育成事業と一時預かり事業、病後児保育事業等を実施し、18歳までに拡大した子ども医療費助成事業を継続して実施します。生活保護事業は、生活に困窮する町民に対し、その困窮に応じ、必要な保護を行うため、介護扶助、医療扶助、葬祭扶助を計上します。

歳出総額は7億2,975万6,000円で前年比、5,151万4,000円減額の予算審議となりました。質疑に入り、審査において、河内温泉センターの運営改善について議論が深まり、あば！Payカード運用による町民への還元策等で、改善が図れないか、検討課題となる。これで福祉事務所の審査を終了しました。

次に、くらし保健課の審査に入り、あわせて、国民健康保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計の審査を行いました。

くらし保健課は、4係と1センター係となるために、それぞれの係から、予算編成の基本方針と主な施策についての説明を求めました。

健康増進係、町民が生涯をとおして健康であり、安心して出産・子育てができるように各施策に必要な事業を実施する。令和6年9月から、遠方の分娩施設で出産する妊婦に対し、交通費及び宿泊費の一部助成を行っているが、新たに、遠方の医療機関へ通院する必要がある妊婦にかかる交通費の一部助成を行う。令和7年度から高齢者の带状疱疹ワクチン接種が、町が実施する定期接種に位置づけられ、65歳の方及び70歳から5歳刻みの年齢を対象者として実施する。主な施策として、保健衛生対策で、献血推進対策事業、若年末期がん患者支援事業、がん患者アピアランスケア支援事業。

次に母子保健推進として、妊産婦健診や乳幼児期における各種検診の実施、未熟児等養育医療給付事業、離島地域不妊治療支援事業の実施、予防対策として、感染症予防接種事業他、造血細胞移植後ワクチン再接種費用補助、医療対策として、公立種子島病院組合負担金2億5,700万円、種子島産婦人科医院組合負担金3,015万6,000円。他に、負担金と委託として2件あります。健康づくり推進として、集団検診の実施。健康増進系の歳出総額は3億4,508万円で前年比4,155万5,000円の増額です。

次に、環境衛生系の予算編成方針と重点事項について、町内から排出される廃棄物の抑制と適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。町衛生自治会と連携し、町民へのごみに対する意識高揚を推進する。生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置を推進し、住みよい生活環境の確保に努める。さらに海岸漂着物清掃による環境の確保に努める。重点事項として、

1、一般廃棄物処理3施設の管理運営、適正な収集運搬、清掃センター、リサイクルセンター及び管理型最終処分場の3施設を十分に活用し、一般廃棄物の適正処理処分を行う。廃棄物処理法に基づく各種法定検査を定期的実施し、安心安全な施設管理を行う。

2、小型合併浄化槽設置整備事業補助。

合併浄化槽の整備促進については、新設及び既存の単独浄化槽から入れ替える場合に補助を行い、設置者の負担軽減を図ることで事業推進に努める。

3、中南衛生管理組合負担金4,108万4,000円。他に離島対策支援事業出えん金補助、海岸漂着物地域対策事業、し尿汚泥運搬費用補助等。環境衛生系の歳出総額は2億5,986万8,000円で、前年比2,326万8,000円の増額予算となりました。

次に、保険給付係に入り、あわせて国民健康保険事業勘定特別会計と後期高齢者医療保険特別会計の概要説明を求めました。

国民健康保険事業勘定特別会計について、国民健康保険制度は、被用者保険の対象とならない町民に対し、医療機会を提供することで、国民皆保険の基盤となる医療保険制度としての役割を果たしている。平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き、被保険者に対し資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保険事業を実施している。令和5年度の被保険者数は1,377人で、1人当たりの医療費は、45万9,236円となっており、医療費は、医療の高度化と高齢化に伴い、増加傾向にある。保険税の収納率は、令和5年度、97.94%で、県の目標基準値95.5%を上回っている。主な施策として、保険給付事業、疾病予防、医療費適正化対策、健康増進対策、特定健康診査等と広報事業等に取り組む。歳出総額

は7億8,200万円で、前年比1,600万円の減額予算となっております。質疑に入り、審査においては予算内容の詳細確認を行ったが、1人当たりの医療費が、上昇傾向にあるので、さらなる健康増進対策の推進が求められます。保険料の収納率は、県基準を上回っているため、この水準を維持していただきたい。

次に、後期高齢者医療保険特別会計について、予算編成の基本方針、南種子町の後期高齢者医療保険被保険者数は、令和7年1月末で1,037人となっており、本町総人口の19.98%となっている。令和5年度をピークに、団塊の世代が後期高齢者医療保険への加入が進んでいることに加え、医療費支出は増加が見込まれていることから、引き続き広域連合と連携した安定的な事業運営を進めていくことにしている。主な施策としては、健康診査事業、生活習慣病を早期に発見することで、重症化を予防し、健康的な暮らしと医療費の抑制につなげ、長寿健康増進事業、人間ドックの利用助成や、保健師、管理栄養士による健康相談事業の実施、一体的実施事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行い、健康寿命を延ばす取り組みを行う。歳出総額は1億770万円で前年比、400万円の増額予算となっております。質疑に入り、質疑もなく、審議を終えました。

次に、地域包括支援センター係と介護保険係の審議に入りました。

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域高齢者を包括的に支援することを目的としております。主な施策として、低所得者に対する軽減措置、介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業、地域包括支援センターの運営、総合相談支援・権利擁護、包括的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント、高齢者地域支え合い体制づくり事業、地域において、各種支援が必要な高齢者等に関する現状を把握し、災害時避難行動要支援者台帳整備と個別支援計画の作成を推進する。介護人材の確保。

1 介護職員初任者研修受講者への受講料全額助成

2 新規従業者となる町民またはUIターンの方で就労された場合に、奨励金や家賃補助等を行い、就労等に係る費用軽減を図る。在宅寝たきり高齢者移送サービス事業、在宅介護を要する寝たきり高齢者における島内の医療機関への移送にかかる費用を助成する。歳出総額は、2606万2,000円で、昨年比500万9,000円減額予算となっております。質疑に入り、介護人材の確保対策については、新規事業導入予定の修了者奨励金助成制度は大変効果的と思われるので、ぜひ積極的に運用していただきたい。

次、介護保険特別会計の審査に入ります。

予算編成の基本方針、介護保険制度の基本理念である、高齢者の自立支援、尊厳

の維持を基本とし、人生 100 年時代を見据えて、健康寿命を延伸することができるよう、地域包括支援センターを中心に、公民館や介護保険事業者などと連携しながら、住民主体の介護予防活動の支援を図る。主な施策、介護保険料収納の強化、要介護認定業務の質の向上、介護給付の適正化、地域支援事業の充実として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。歳出総額は前年度の実績見込みから 6 億 9,000 万円 で前年比 2,100 万円減額予算となっております。質疑に入り、特に質疑もなく、審議を終えました。

次に、あおぞら保育園の審査に入り、先に概要説明を求めました。

あおぞら保育園は、良質な保育を提供維持するため、保育士確保に努め、保育士が働きやすい環境を構築します。多様化する保育ニーズにこたえ、子どもの豊かな育ちに資するため、職員研修の充実を図り、保育の専門性を高め、自己研鑽に努めていきます。地域子育て支援拠点事業では、子育て家庭への支援、療育支援など、地域の専門職と連携を図りながら、地域の子育て支援の拠点として、引き続き事業を行います。給食においては、包括業務委託業者と連携を図り、引き続き安全な食の確保や、発達過程に応じた食の提供、アレルギー対応など、状況に応じた給食の提供に努めます。今年度の特徴、安定した保育を提供するための人件費と、保育園運営における必要経費の確保、それと調理の包括業務委託の開始となっております。令和 7 年 3 月 1 日付で、入園予定児童数は 54 名で、最終 60 名を見込んでいます。歳出総額は 1 億 2,028 万 7,000 円で、前年比 1,719 万 7,000 円の増額予算となっております。質疑に入り、保育士の確保が厳しく、現状維持に苦戦しているようである。

民営化移行への提言情報が出たことにより、保護者の相談に適切に応じ、不安解消に努めているとのこと。以上であおぞら保育園の審査を終了しました。

次に、農業委員会の審査に入り、先に概要説明を求めました。

町の農業は、農業従事者の減少が加速するなか、法人経営や担い手農家の規模拡大が進む一方で、労働力の確保、農家の所得控除、担い手農家の育成確保などが課題となっており、農地の集積集約化による生産性の向上が重要となっている。農業委員会は、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地の集積集約化や遊休農地の発生防止解消・新規参入の促進を柱に、農地の利用権設定・売買については、地域計画に位置付けられた農家に対し、農地中間管理機構、農地バンクの利用促進を図る。農業委員会サポートシステムやタブレットを活用した農地利用状況調査や農業者、農地の地権者の意向調査を農業委員、農地利用最適化推進委員で実施し、守るべき農地の明確化など地域の話し合い活動を充実させ、農地の有効活用による農業振興を図っていくとのこと。重点施策として、1、担い手への農地集積集

約化を図る。2、遊休農地の解消と発生防止に努める。3、新規参入者への支援を図る。4、農業者の老後生活の安定と福祉の向上のため、農業者年金への加入促進を図る。歳出総額は3,860万5,000円で前年比、22万8,000円の減額予算となっております。質疑に入り、農業委員及び農地最適化推進委員によるタブレット利用の有効活用に苦戦しているようである。早期に習熟度を上げ、有効活用を図っていただきたい。他に質問はなく、農業委員会の審査を終了いたしました。

次に、総合農政課の審査に入り、先に概要説明を求めました。

予算編成の基本方針と重点事項、本町の農林水産業を発展させるために、持続可能な地域づくりを目指して、町民が希望を持てる農林水産業の振興を図るため、国や県の各種事業を活用し、JA等関係機関団体と連携して、担い手や新規就農者の確保、育成のため、経営拡大への支援や資金面の支援・サポート体制の充実等に取り組む。田の有効利用と安定した所得向上に向け、飼料米生産拡大推進事業の活用。

畜産を取り巻く情勢は依然として厳しく、生産性の向上、経営の合理化、自給飼料の安定確保、損耗防止対策の充実を図る。特産林産物のシキミ・ヒサカキについては、メリクロン苗の導入など生産拡大に努める。

水産業については、離島漁業再生支援事業の取り組みを進め、施設整備及び漁場環境改善を行い、鮮魚・活漁の海上輸送を支援するなど水産の振興を図る。各係の重点事業、農業再生対策係、特産品開発センター運営費管理移転に伴う新築工事を行い、本町の農林水産物の加工技術の強化を図り、付加価値の向上を目指す。事業費1億9,751万7,000円。その他農業者育成支援事業等があります。

水田対策係、水田WC S耕畜連携ロール対策事業、町単独の新規事業で、対象面積は220ヘクタールとなっております。水田育苗労働力緩和措置対策費補助、町単独のこれも新規事業であります。農業振興係、飼料高騰対策事業、事業費7,115万円、前年度の継続事業となっております。輸送コスト資源支援事業や、園芸施設資材等導入支援事業他14の重点事業があります。畜産振興係、子牛生産対策奨励金事業、事業費2,327万円、これも新規事業で、出生した子牛に対し、生産コスト上昇分の2分の1助成となっております。他に6つの重点事業があります。

林務水産係、特産林産物の恵み豊かな産地づくりの新規事業として、メリクロン苗を導入ということになっております。漁業操業支援の新規事業、これは燃油等の購入支援となっております。他に、その他、種子島周辺漁業対策事業、他に、林務関係で5つ、水産関係で3つの重点事業を挙げております。総合農政課歳出予算額6億6,623万7,000円で前年比2億2,970万3,000円の増額予算。主な増額要因は特産品開発センターの新築工事費となっております。質疑に入り、審査にあたっては本町の農林水産業を取り巻く環境は非常に厳しく、従事者の所得が少しでも改善

し、向上していく事業内容や予算の組み立てになっているかという観点視点にたち審査を行いました。事業計画の効率化や実効性、優先順位など、併せて予算計上額の根拠や妥当性などについて質疑と議論を重ねました。結論として、令和7年度予算は、従事者の目線に立った改善や新規事業が多く見られ、所得向上に向けた取り組みが感じられます。

以上で当委員会が分割付託を受けた、令和7年度予算の審査を終了し、各会計別に討論採決を行うこととしました。総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論もなく、採決の前に、可否同数の場合は、委員長裁決で決定することを確認し、一般会計及び3特別会計と水道事業会計について、それぞれに起立での採決を行いました。採決の結果、すべてが起立多数で、本委員会が付託を受けた令和7年度南種子町一般会計予算、令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算、令和7年度南種子町介護保険特別会計予算、令和7年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算、令和7年度南種子町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、町当局への提言事項について協議に、次の3項目について申し入れることに決定しました。

1、福祉事務所管轄の河内温泉センター管理運営改善について。

河内温泉センターは、町民の健康増進を図る、福祉施設として長年運営されてきましたが、開館から30年が経過し、経年劣化による損傷が見られるようになりました。令和7年度も改修工事費に2,500万円の計上がされており、利用料見込み額1,680万円では、毎年1800万円前後の、補填が必要となります。町外からの利用客も増加傾向にあり、あば！Payカード使用による町民への還元策も可能なことから、入浴料の見直しを行い、持続的運営ができるようにしていただきたい。

2、行政組織改編による機能的な執行体制の整備について

令和7年1月1日より施行された建設課の体制は、技術職の不足を補い効率よく機能していると思われます。職員の不足を補い住民サービスの低下を招かない良い改編ではなかったかと捉えております。人手不足が進んでいく中において、町民サービス、利便性の向上を図り、機動力のある組織体制の整備は必須とも言えます。煩雑な行政事務と財源確保の観点から、改編には厳しい課題もありますが、今回の改編を良い事例と捉え今後の課題としていただきたい。

3、新規事業の効果的な展開推進について

今回産業厚生委員会が予算審議の付託を受けた中において、多くの新規事業が見られます。いずれも現状改善の観点から事業計画の立案がなされており、この事業が効果的に実行されることにより、住民サービスの向上とまちの活性化に反映され

ると捉えています。一つひとつの事業が町民の中に浸透し効果的な成果が上がるよう、業務展開の推進に努めていただきたい。

以上で産業厚生委員会に付託を受けていた、令和7年度南種子町一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計予算の審査の経過と、結果の報告といたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、総務文教委員会。大崎照男委員長。

[大崎照男総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（大崎照男議員） 令和7年度一般会計予算審査報告書、総務文教委員会委員長大崎照男。

総務文教委員会に分割付託された、令和7年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果について報告いたします。当委員会は、全委員出席のもと、第1委員会室において、審査日程を3月6日木曜と7日金曜の2日間と決定し、分割付託表に示された区分により、関係課長、係長に出席を求め、審査を行いました。審査にあたっては、概要説明を主管課長に、資料等内容については、各係長に説明をいただきました。

企画課の審査に入り、概要説明としては、移住定住対策として、住みやすい南種子。住んでみたい南種子に、積極的に進め、婚活イベントや移住体験等実施に向けて取り組みを行って参ります。南種子町デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、各種施策を展開して参ります。地域公共交通の確保について、大型バス、小型バスによる、コミュニティバス運行をオンデマンド交通に移行します。質疑に入り、地域おこし協力隊制度の活用で、4、5人雇用して、南種子町の活性化を進めていく必要はあるのでは。の問いに、7年度は2名の予定にしています。トンミー市場の道の駅登録の見込みがあるのかの問いに、道の駅に指定ができるものと考え、作業を進めている。

次に、会計課です。会計事務は、関係法令等と遵守し適正かつ円滑な事務の実施に努める。一般会計及び、3つの特別会計、水道事業会計。病院事業会計。歳計外現金、基金会計の収支及び保管、出納事務は日々の事務を正確に行い、収納事務取扱金融機関と連携して業務を執行することとともに、各種基金の運用については、金融情勢等に応じて、安全かつ効率的な適用に努めていきたい、特に質疑はありませんでした。

次に、議会、監査です。議会は、町的意思決定機関であると同時に、けん制、批判する立場にあり、長と同じく、住民に対して直接責任を負うものです。である。これらの権能と責任を果たすために、研修会、調査等を通じ、資質を高め、議会の活性化、効率的な運営に努めることとする。

監査委員会室については、監査委員は、常に公正不偏の態度を保持し、守秘義務を課しあたらなければならないとのことです。質疑はありませんでした。

次に、税務課です。町税は本町の自主財源であり、依然として大変厳しい財政状況の中で、町税の確保は最も重要な課題です。令和7年度も引き続き、課税客体の適正把握と適正課税を基本として、その税収確保を図ることを目的とし、公平性と信頼性を確保した税務行政を、推進します。質疑に入り、法人町民税の中で、宇宙関連産業の受注をしている会社何社の増が見込まれるかの問いに、10事業所のうち4事業所が、宇宙関連の事業者です。

次に、教育委員会、給食センター。学校給食は、成長期における児童生徒の心身の健全な発達のため、バランスのとれた食事を提供することが必要である。また、児童生徒が食に関する、正しい知識が望ましい食習慣を身につけ適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図るとともに、楽しい食事を通して、好ましい人間関係を育てるなど、多様で豊かな教育的ねらいを持っているとのこと。質疑に入り、食材の調達についての問いに、米については、全量を地元、野菜類については、少量であります。できるものについては、地元から調達しています。

次に、管理課です。教育文化振興は、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目標に、人間性豊かな町民の育成を目指し、活力ある推進を図るとのこと。質疑に入り、第2土曜日授業について、新年度からの3連休に重なる場合の実施についての問いに、3連休の土曜授業はいたしません。

次に、社会教育課です。心豊かで、ぬくもりと生きがい満ちた活力ある町づくりを目指し、町民一人、一学習、一スポーツ、一ボランティア運動を推進し、町民のライフスタイルに応じた、学習機会の提供と、学習活動の充実を図るとのこと。質疑に入り、広田遺跡災害復旧事業、3,370万1,000円予算とあるが、広田遺跡との関係はの問いに、護岸の一部は劣化し、遺跡を保護するための工事です。

次に、選挙管理委員会です。選挙管理委員会の目指すべき方策として、公職選挙法及び地方自治体に定める事項の公正かつ適正な事業執行と、明るい選挙推進運動を展開し、各選挙の投票率アップを図ること。このことから、令和7年度も引き続き、選挙に関わる、関係者の向上を図り、選挙事務の公正な執行と明るい選挙啓発に努めていく。本年度は、第27回参議院議員通常選挙が執行される予定であることから、円滑かつ公正な選挙執行が図られるよう、予算計上したとのこと。特に質疑はありませんでした。

次に、総務課です。行政諸般の施策については、地方分権や住民ニーズの多様化に、適切に対処するため、引き続き行政組織の合理化と事務改善を促進し、町民目線を大切にした公平公正な町政運営を推進する。歳入については、過去の実績、令

和6年度の決算見込み、国、県の概要要求や社会経済の見直し等あらゆる資料に基づいて適正な財源捕捉に努める。窓口業務は、住民の様々な行政サービスを提供する事務の基礎となることから、法令に基づいた正確な事務を行うため、法務局等の研修会積極的に参加して、必要な知識を習得し適正な事務処理体制を確保して参ります。質疑に入り、マイナンバーの進捗率はの問いに、2月28日現在で、96.10%とのこと。

以上で当委員会に分割付託を受けておりました令和7年度南種子町一般会計予算についての審査を終了し、討論、採決を行うことにした。

総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論もなく、採決の前に、可否同数の場合は、委員長裁決で決定することを確認し、起立での採決を行った。採決により、起立多数で本委員会に付託を受けた令和7年度南種子町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、町当局への申し入れ事項について、次の項目について申し入れることに決定しました。

ネパール国ミケラジャン自治体との姉妹都市盟約提携にあたっては、都市間交流事業に至った経緯とその必要性を町民へしっかりと説明し取り込むこと。

以上の事項について、当委員会が町当局に申し入れるべきものと決定しましたので、議長において、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で総務文教委員会に付託を受けていた、令和7年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果の報告をいたします。以上でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで概ね11時10分まで休憩をいたします。

—————・—————
休憩 午前11時03分

再開 午前11時09分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから会計ごとに委員長報告についての質疑を行います。初めに、議案第23号令和7年度南種子町一般会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第24号令和7年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の委

員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第 25 号、令和 7 年度南種子町介護保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、令和 7 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

次に、議案第 27 号、令和 7 年度南種子町水道事業会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから会計ごとに討論、採決を行います。採決は起立により行います。初めに、議案第 23 号、令和 7 年度南種子町一般会計予算について討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

議案第 23 号令和 7 年度南種子町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第 23 号令和 7 年度南種子町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号令和 7 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

議案第 24 号令和 7 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第 24 号令和 7 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり、可決されました。次に、議案第 25 号令和 7 年度南種子町介護保険特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。
議案第 25 号、令和 7 年度南種子町介護保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第 25 号令和 7 年度南種子町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり、可決されました。次に、議案第 26 号令和 7 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。
議案第 26 号、令和 7 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第 26 号、令和 7 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
議案第 27 号令和 7 年度南種子町水道事業会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。
議案第 27 号、令和 7 年度南種子町水道事業会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。したがって、議案第 27 号令和 7 年度南種子町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり、可決されました。
お諮りします。ただいま報告のありました、委員会の意見につきましては、議会

の意見として、執行当局に申し出ることにはしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として、執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第8 発委第2号 あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の設置について

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、発委第2号、あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

柳田博議会運営委員長。

- 議会運営委員会委員長（柳田 博議員） 発委第2号あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の設置についてであります、発委第2号についてご説明をいたします。

発委第2号あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の設置について、別紙のとおり、南種子町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものでございます。

提出者は、南種子町議会、議会運営委員長柳田博であります。

2枚目をお開きください。次のとおり、特別委員会を設置するものであります。名称は、あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会であります。設置の根拠は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定に基づくものであります。目的は、町立あおぞら保育園の運営に関する調査のためであります。委員の定数は9名であり、議長を除く9名の議員でこの特別委員会を構成することといたします。

以上で説明を終わります。

議員各位のご賛同方よろしくお願いいたします。

- 議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

- 議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

- 8番（上園和信議員） あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の設置のようではありますが、あおぞら保育園は順調に運営されております。何の調査をするのかですね。あおぞら保育園のあり方提言については、昨日の一般質問で町長から前向きな答弁をいただいたところでありました。この運営に関する何を調査する。

特別委員会が提出さんにお尋ねをいたします。

- 議長（塩釜俊朗議員） 柳田 博議会運営委員長。

- 議会運営委員会委員長（柳田 博議員） はい。未来会議から提案書が出ております。そういうのも含めて、現状の調査をして、民営化をしていくのか、した方がいい

いのか。それとも、公的機関で運営した方がいいのか、調査をして、やっぱり、他の会議といいますか、そういうところから話があれば、やっぱり議会としても動くべき執行部にお任せをするだけじゃなくて議会もそれなりの動きをして、結果を出していくというのが本来の姿じゃないかな。

全員協議会でも協議をしたところでありますので、そこら辺は御検討いただきながら、御協議していただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員

○8番 上園和信議員 未来会議からのからの提言書であれば、このタイトルを、あおぞら保育園のあり方に関する調査特別委員会、私はこれが正しいと思うんですが、それについて、提出者の説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田博議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（柳田 博議員） あり方も含めて、運営をどうしていくのかという、協議を全議員でやった方がいいと思うところからこういうふうに命名しました。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番。3回目の質問にありますので、8番、上園和信議員。

○8番 上園和信議員 3回ですよ。

これのタイトルでいくと、あおぞら保育園そのものを調査するというふうになります。実際、今提出者から説明のあった未来会議からの提言書に伴う調査委員会であると。企画課のを対象にした調査になるんですよ。

そこら辺を提出者にもう1回詳しく説明を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 柳田博議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（柳田 博議員） 内容等については詳しく私の説明するところではないと思います。会議を開いて、委員会を開いてそこで議論していくと。それで内容を聞いていただいても、やっぱり職員もいない。それから任用職員で運用しているというようなどころもあるようでございますので、そこら辺も含めて特別委員会で調査をして、今後の方向性を見いだしていくという観点からこういう命名をしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 他に質疑はありませんか。質疑を終わります。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） なしと認めます。これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

- 議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩します。

午前 11時23分

午前 11時37分

- 議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。あおぞら保育園の運営に関する調査特別委員会の正副委員長が決定した旨の報告がありました。
委員長に、福島照男議員、副委員長に、野首久教議員、以上、報告をいたします。

日程第9 委員長報告

- 議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会に付託しておりました陳情第4号につきましては、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会、大崎照男委員長

[総務文教委員会委員長、大崎照男登壇]

- 総務文教委員会委員長（大崎照男議員） 総務文教委員会委員長報告（陳情審査）
総務文教委員会委員長、大崎照男。

令和7年第1回定例会において、総務文教委員会に付託された陳情第4号、陳情旧上野神社寄付採納願いについての、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、令和7年3月5日、本会議終了後に委員会を開催し、審査の方法等について協議、3月10日に陳情者及び執行部からの説明と意見聴取等のための委員会を、開催することを決定しました。

令和7年3月10日午前10時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、陳情者からの趣旨説明と執行部からの意見聴取及び総括を行った。

まず、陳情者からの趣旨説明をいただきました。

陳情書の要点は、旧上野神社は明治2年の、廃仏毀釈により、現在の役場横のバス営業所敷地に建築されました。その後、昭和41年バス会社移転建設のため、南種子町の要望により現在地である前之峯グラウンドに隣接した土地に移設しました。旧上野神社は、老朽化が激しく、修復することも、困難であったため、令和6年3月9日、河内神社に移転しました。旧上野神社敷地は、町有地の中にあり、現在の陸上競技場を整備するときに、神社の参道の一部観客席として利用しているなど、今後においても、町として利用価値のある活用しやすい土地であることを考慮した

場合、南種子町が受納していただくことが有益であると考え、南種子町に寄付受納をお願いします。

との趣旨であります。

その後、執行部からの意見聴取を行い、町としても、今後のことを考えると利用価値の高い、必要な土地である。また、これまでの歴史的経緯を含めると、町が受納する方がよいと考えております、とのことでした。

特に質疑もなく、陳情者からの趣旨説明、執行部からの意見聴取を終え、総括を行い、討論を行った。

この土地については、町有施設に隣接した土地で、町にとっても利用価値の高い土地であるので、受納することが妥当であるとの、賛成討論があり、反対討論はなかった。

総務文教委員会が付託を受けた陳情第4号について、採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会が付託を受けた陳情第4号、旧上野神社寄付採納願についての、審査の経過と結果についての、委員長報告といたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。これから、陳情第4号を採決します。お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号、陳情書、旧上野神社寄付採納のお願いについては、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第10 閉会中の継続調査審査の申し出

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、閉会中の継続調査審査の申し出の件を議題とします。委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました、申し出のとおり、閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することに御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

日程第 11 議員派遣

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和 7 年第 1 回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前 11 時 46 分

地方自治法第 123 条第 2 項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 川内田 行博

南種子町議会議員 野 首 久 教